

中部社会福祉学研究

第15号

2024.3

日本社会福祉学会中部部会

中部社会福祉学研究 目次

2024. 第15号
日本社会福祉学会中部部会

シンポジウム

- ①基調講演「ハンセン病と社会福祉」(13:05~14:25) 1
講師：新田さやか氏（長野大学 社会福祉学部准教授）
- ②DVD上映
「今、伝えたいこと—愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録」(14:25~15:00)
(愛知県・愛知県藤楓協会制作) 18
- ③パネルディスカッション (15:00~16:30) 19
＜パネリスト＞
・ハンセン病療養所における入所者の営みと声からいま何を学ぶことができるか：
坂田 勝彦氏
・ハンセン病回復者、語り部機能の継承について
—長島愛生園歴史館の取組から—
田村 朋久氏
＜コーディネーター＞
新田さやか氏

論文

- 第三者評価機関のとらえた母子生活支援施設における子どもの権利擁護
浅田 明日香 33
- 民生委員の相談相手の属性やネットワーク量による活動継続意欲の相違：
ネームジェネレータを用いた質問紙調査より
飛田 和樹 45
- 法律事務所における社会福祉業務の現状と課題
—愛知県内の法律事務所へのアンケート調査から—
宮田 千佳子 57

研究ノート

- 高等特別支援学校における教育の意義と課題
—学校卒業後の継続的な学びの可能性—
水野 和代 69

ハンセン病と 社会福祉

新型コロナウイルス感染症の流行当初は、未知なる病への恐怖が社会全体を覆っていた。また、国や地方自治体では感染が拡大するたびに緊急事態宣言が発令され、行動制限が行われていた。そうしたなかで、新型コロナウイルスの対応にあたる医療従事者やその家族、感染者に対する差別的な言動が生じることとなった。

病への恐怖や忌避から偏見や差別が生まれた歴史は、かつて国による強制隔離が行われたハンセン病にもみられる。かつてのハンセン病患者は、強制隔離政策により、家族や地域から引き離され、療養所に強制収容された。さらに、ハンセン病患者を県からなくそうとする「無らい県運動」が、官民一体となり行われるなど、患者とその家族の暮らしは変容を余儀なくされ、周囲からのまなざしや差別的な言動はかれらを追いつめることにもなった。

現在の新型コロナウイルス感染症と、かつてのハンセン病の間には、疾患の性質も、それぞれの時代背景にも、大きな違いがある。しかし、病をめぐる国の対策、社会の反応、暮らしのなかで起きうる偏見・差別に対して、社会福祉実践、社会福祉研究に携わる人々はアクションを起こし、変革につなげる責務があるのではないだろうか。

どのような状況にあろうとも、人は生まれながらに人権を有している。一人ひとりの尊厳を傷つけることなく、差別や偏見に立ち向かう社会のあり方、そのような社会を実現するうえでの社会福祉をめぐる課題について、今こそ、ハンセン病の歴史から学びたい。



どなたでもご参加いただけます

参加費
無料

要約筆記あり

要約筆記・手話通訳が必要な方は、
2023年3月10日(金)までに
下記問い合わせ先までご連絡ください。

当日受付でもご参加いただけますが、
資料配布の都合上、事前申し込みにご協力をお願いいたします。

日時

2023年

4月22日(土)

13:00~16:30(12:30受付開始)

会場

愛知県産業労働センター
ウインクあいち 901会議室

(名古屋市中村区名駅4丁目4-38、「名古屋」駅徒歩5分)

基調講演
(1時間)

ハンセン病と社会福祉

新田 さやか さん【長野大学社会福祉学部 准教授】



DVD上映
(35分)

「今、伝えたいこと-愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録」(愛知県・愛知県藤楓協会制作)

パネル
ディスカッション
(1時間半)

- 【パネリスト】 ●「ハンセン病療養所における入所者の営みと声からいま何を学ぶことができるか」
坂田勝彦さん(国立大学法人群馬大学 情報学部 教授)
●「ハンセン病回復者、語り部機能の継承について-長島愛生園歴史館の取組から-」
田村朋久さん(長島愛生園歴史館 主任学芸員)

【コーディネーター】 新田さやかさん(長野大学社会福祉学部 准教授)

申込方法

右のQRコードまたは下のURLにアクセスし、
申込フォームでお申し込みください。

4月8日(土)
締め切り

申込フォームURL

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf70tDeSPdgWQm1zWZeM6F4V3row-Awbmpiqz4NJJaVA8zHyfQ/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0>



問合せ先

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会
担当理事・谷口由希子
(名古屋市立大学大学院)

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
e-mail:tyukiko@hum.nagoya-cu.ac.jp

本シンポジウムは、日本社会福祉学会中部地域ブロック部会春の研究例会の一環として開催するものです。午前中には院生・若手研究者のための勉強会もあり、会員以外の方も参加可能です。詳細は一般社団法人日本社会福祉学会ウェブサイトの中部地域ブロックのページをご覧ください。

主 催 / 日本社会福祉学会中部地域ブロック部会

日本社会福祉学会 中部地域ブロック部会
2023 年度 春の研究例会シンポジウム

ハンセン病と社会福祉

1. 日 時

2023 年 4 月 22 日（土）13：00～16：30

2. 会 場

愛知県産業労働センター・ウィंकあいち
901 会議室

プ ロ グ ラ ム

司会：大谷京子会員

13：00 開 会

ごあいさつ：谷口由希子会員
(日本社会福祉学会理事)

13：05 基調講演「ハンセン病と社会福祉」

講師：新田さやかさん（長野大学 社会福祉学部准教授）

14：25 DVD 上映

「今、伝えたいこと—愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録」
(愛知県・愛知県藤楓協会制作)

15：00 パネルディスカッション

＜パネリスト＞

「ハンセン病療養所における入所者の営みと声からいま何を学ぶことができるか」

：坂田勝彦さん（国立大学法人群馬大学 情報学部教授）

「ハンセン病回復者、語り部機能の継承について

—長島愛生園歴史館の取組から—」

：田村朋久さん（長島愛生園歴史館 主任学芸員）

＜コーディネーター＞新田さやかさん（長野大学社会福祉学部准教授）

16：30 閉 会

○新田

どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、国立ハンセン病療養所での出会いということで、私の自己紹介も含めましてお話をさせていただきます。

今、大谷先生の方からご紹介いただきましたように、現職は長野大学の社会福祉学部に属しております。2021年度に着任をいたしまして、3年目となります。今日は上田市から参りました。

長野大学では社会福祉士の養成をしております、科目としては地域福祉と包括的支援体制ですとか、それからソーシャルワークの実習指導や演習、実習といった科目を担当しております。

私が大学の教員として勤め始めて、今年でようやく14年目になりますけれども、ここまで社会福祉士の養成ですとか、保育士の養成といった実習教育に携わって参りました。

先ほどご紹介いただきましたが、立教大学のコミュニティ福祉学研究科で、2018年度に博士論文を提出いたしました。

「ハンセン病患者の当事者性とその不在化の様相に関する研究—隔離政策の変遷を時間軸として—」というタイトルで論文を書き上げました。

その他に、こちら先ほどご紹介いただきましたけれども、韓国の移民政策に関する研究にも携わらせていただきまして、主に韓国の結婚移住女性の方、あるいは外国人労働者を支援する民間団体へのインタビュー調査等にも参加をさせていただきました。

そういった研究をしております。

博士論文を執筆するにあたりまして、科研費の方で二つほど研究を申請いたしまして、そういった研究費を使いながら論文を執筆いたしました。

一つは、研究活動スタート支援ということで、「ハンセン病の療養所と地域の関係に見る生活支援の社会的基盤形成に関する研究」。それから「ハンセン病回復者における『当事者性の不在』を通した福祉実践の課題に関する研究」。こういった研究、調査をして参りました。

科研費の研究を進める中で、いくつかの調査をしています。

今日のお話の中でも、これらの調査を踏まえての話もさせていただきます。

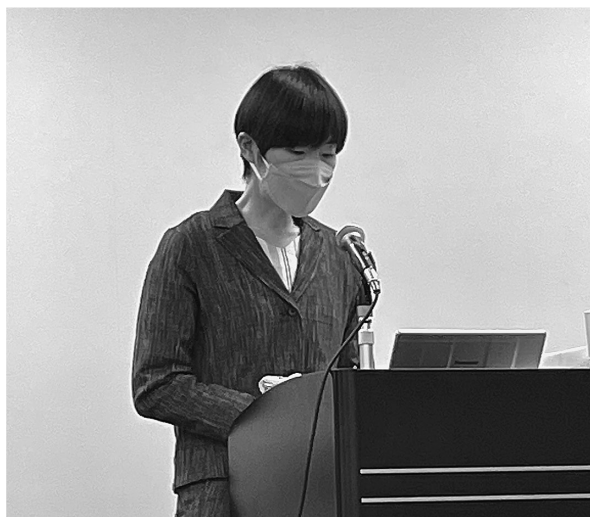
一つは、全国に13園あります、国立ハンセン病療養所の入所者自治会の方に、ハンセン病問題基本法に基づく13園の将来構想の現状と、地域との関わりのあり方を把握するという目的で、アンケート調査を実施させていただきました。

このアンケート調査を踏まえて、いくつかの園については入所者の自治会長さんにヒアリングもさせていただきました。

それから、国立療養所の入所者3名の方に、主に患者運動に長らく携わってこられた方たちに、ライフストーリーの聞き取りということで、お話を伺いました。

運動における自治会が果たした役割ですとか、隔離政策下を生きてこられた当事者の経験を聞かせていただきたいということで、聞き取りもさせていただきました。

それから国内ではなく、韓国のハンセン病問題というところにも少し目を向けまして、韓国にも実地の調査をして参りました。対象としては、ソウル特別市、それから京畿道。こういった地域の中で、ハンセン病の回復者の方たちの施設4か所。それから定着村と言われるハンセン病回復者によって形成されてきたコミュニティにも訪れて、韓国でのハンセン病をめぐる人権認識の現状把握、当事者組織の特質の把握、それから定着村が今どうなっているのかと



いったところを中心に、当事者の方にお話を伺いました。

韓国の場合には、朴正熙政権時代に1961年からハンセン病回復者の方たちの自活を目指して、定着村事業が政策化されるということで、日本のハンセン病政策とは異なる歩みを辿っております。そういったところでの調査をさせていただいて、こうしたことを含めて博士論文の中では書いたということです。

そしてもう一つの自己紹介というところで、学生時代にハンセン病療養所を訪問したということがきっかけとなって、今私がここにいるということがあります。

こちらが日本聖公会東京教区聖フランシス・聖エリザベツ礼拝堂という、私が学生時代に通っていた礼拝堂の写真です。こちらは東京都の東村山市にあります、多磨全生園の中にある礼拝堂です。中は、このような形で、ここが私が学生時代に通っていた場所になります。

これが礼拝堂の玄関、正面のところで、向かって右手の写真は、礼拝堂の中の写真になります。

私が学生時代に、療養所を初めて訪れたのは一年生の時で、1998年になります。

立教大学のボランティアサークルに所属をしておりまして、それでご縁があつて療養所の礼拝堂に通うという機会をいただきました。

毎月1度、サークルのメンバーと一緒に療養

所の礼拝堂で、入所者の信徒の皆さんと礼拝に参加をさせていただいて、礼拝が終わりますと茶話会をするお部屋がちょっとあるんですけれども、そちらに移動して自分たちで作ったお菓子なんかをいつも持って行ってましたので、それをお茶請けにして皆さんとお話をするという時間を、4年間学生時代過ごして参りました。

この礼拝堂で私が一番お世話になった方が、概要の方に書きましたけれども、在日韓国朝鮮人の入所者の方でした。本当にこの方にはお世話になりまして、日本のハンセン病政策のお話ですとか、ご自身がこの療養所でどんなふうに生きてこられたのかということもお伺いをしました。ここが私を育ててくれた場でもありますし、私が今こうして研究者として立っている非常に大元といいますか、元になる非常に大事な場所で、そういった経験を踏まえて、研究としてハンセン病問題を取り上げるというふうになっていきました。

ここまでは、自己紹介ということになります。

続きまして、概要のところですよ1番の「コロナ禍における差別の論理とハンセン病回復者の経験」というところに移って参ります。

一つの新聞の記事のご紹介ですけれども、朝日新聞で2020年11月30日の夕刊に、「愛生園90年 差別消えたか」という見出しで記事が掲載されています。

この中で、今日はパネルディスカッションのパネリストとしても、お越しいただいている田村さんが働いていらっしゃる長島愛生園で入所者自治会の会長をされている中尾伸治さんがインタビューに答えられています。

記事の中には、新型コロナウイルス患者や医療従事者への中傷が相次ぐ事態に、中尾さんはいかたの記録を重ねて人間の弱さを見る、とあります。

そして中尾さんご自身は、「差別や偏見と向き合い生きてきた。知り合いの入所者が島の外でコーヒーを頼むとお湯で薄められたしょうゆ

が出てきたこと。スーパーの中を歩く自分の後ろを従業員がモップで拭きながら付いてきたこと。中尾さんにとってはどちらもさほど珍しい話ではない」と。

「しかし、コロナ禍で医療従事者やその子どもまでもが中傷されていると聞いたときは驚いた」と。

「ハンセン病患者の周りですら起きなかった話、人間弱くなったのかな」。

「新しい感染症が出るたびに、自分たちが受けたような差別が生まれてしまうと危惧をする」、とこのような記事が掲載されていました。

中尾さんは朝日新聞の記事の他にも、NHKの取材も受けていらっしゃいます。

それがNHKのウェブのページにも紹介されていますが、その中でこのように語っていらっしゃいます。

「私たちは、病気ひとつで、隅っこに追いやられて、捨てられてしまったということを感じておいてほしい」というふうに語っていらっしゃいます。

このように、回復者の言葉からどんなことが見えてくるかというのは次のところですが、コロナ禍での差別ということで、患者、患者の家族、それから医療従事者、医療従事者の家族などが、病をめぐって差別や偏見の対象となってしまった。

こうした中では、今日、共生社会というふうにも言われますけれども、新型コロナウイルスの感染防止というところを重視して「隔離」という策がとられました。

それによって患者さんたちが差別をされる、排除される、そのような差別と排除の論理というものを、私たちは経験したのではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症をめぐる差別というものが、ハンセン病をめぐる差別の事象と重なるということを、中尾さんの言葉もそうですし、このコロナ禍での様々な事象というものを、

私たちは突きつけられたのではないかと思います。

次の2番。ここからハンセン病の隔離政策等の話に移って参りますけれども、日本のハンセン病隔離政策の終焉、そして国立療養所の位置付けを少し追ってみたいと思います。

日本のハンセン病政策の特徴ということで、概要の方には、初めに書いてあります。

これはスライドの方に2つ書きましたけれども、国立療養所への隔離収容がなされたということ。そしてそのことが、患者さんたちの終生にわたるものであったということ。そして強制的な方法を用いての隔離収容であったということが大きな特徴として挙げられます。

ここで概要の方で、2枚目と3枚目の方に先ほど申しました、ハンセン病政策の年表を載せておきましたけれども、こちらもご覧いただきながら話を進めて参ります。

まず、国が対策をとる以前は専門病院ですとか、それから外国人の宣教師、宗教家の人たちが救済事業を展開していきまして、私立療養所、専門病院が存在しておりました。

国がハンセン病に向けて施策をとり始めるのが、1907年（明治40年）の「癩予防ニ関スル件」というものになります。

この法律の特徴は、放浪生活を送っていて生活に困窮している患者を療養所に隔離することを定めているということで、隔離の対象は限定的なものでした。

このときに、公立療養所として全生、北部、外島、大島、九州といった5か所の連合府県立の療養所が開設されていきます。そして、少し時間は進みますけれども、1929年、昭和に入りますと、無らい県運動が開始されます。

こちらは「民族浄化」の考えに基づいて、各道府県内のハンセン病患者をすべて隔離をして、ハンセン病患者のいない道府県を作っていく。そのようなスローガンのもとに展開された運動で、愛知県で始められた運動です。

後で3番、4番のところでハンセン病問題検証会議ということを少しお話をしますが、その検証会議の最終報告書というものが出ております。その中に福祉界の果たした責任という章があります。その中でこの無らい県運動に対して、方面委員が役割を果たしたということが示されていて、愛知県の方面委員の人たちが、療養所に患者さんたちを入所させていった、そういったところに役割を果たしていたということですとか、それから当時の長島愛生園の光田健輔園長が、こうした方面委員の役割に対して期待をしているといったところが、資料を基に記されています。

こうした形で、患者さんたちを地域社会から見つけ出して行って、療養所へと収容していくという仕組みができていたということになります。

そこから1931年には、「癩予防法」という法律ができました。

ここで在宅で療養する患者さんたちも含めて、全国にいるすべての患者を隔離するということが可能となり、隔離の対象が拡大をされたということになります。この時に、国立の療養所が順次開設をされていきます。その療養所は資料のところでは四角の中に囲っています。全国に国立療養所が開設されていったということになります。

さらに、療養所への隔離をめぐる、1冊本を紹介させていただきます。徳永進さんという方が書かれている『隔離 故郷を追われたハンセン病患者たち』という本です。お読みになった方もいらっしゃるかもしれません。

徳永さんは、医師として臨床の現場に立ち続けられながら、いろんな本を出されていますが、ご自身が鳥取の生まれということで、自分とふるさとを同じくする人たちを訪ねて、療養所に聞き書きをされまして、その聞き書きが収められたものがこの本になります。

岩波現代文庫で2001年に出ていまして、増補版が2019年に出されていますが、初版は1982年

にゆみる出版から刊行されています。その時のサブタイトルは、『らいを病んだ故郷の人たち』というものでした。後書きの中で、徳永さんは、次のように書いていらっしゃいます。

「らいは現在、一般的には『ハンセン病』と呼ばれるようになったにもかかわらず、この本ではすべて『らい』という言葉を使った。聞き書きのなかで語られた内容が、ハンセン病の歴史というより、らいそのものの歴史だと考えたからだ」

「らいを病んだ故郷の人たちによって作られたともいえるこの本が、故郷に住むらいを病まなかった人たちに広く読まれ、人間の病気を扱う方法として、患者を犠牲にする『終生強制隔離』が非人間的なことであるということが確実に伝わり、人々の心に銘記されなければならないと思う」と、書いていらっしゃいます。また、序のところで、こんなことも書かれています。

「らいは多くの故郷でも人間の信頼や人間の愛情を壊した。夫婦を離婚させ、親子を離別させ、家庭を崩壊させ、町や村に共に住むことを許さなかった。いや、らいがそうさせたのではなかった。政治や権力が、又その結果、共に住む人たちが、らいをそういう病気に仕立てあげてしまった。故郷の人たちも決して、『治ったら帰ってこいよ』とは言わなかった」と、こういったことを書かれています。また、「収容の日」ということで、このようなことも書いていらっしゃいます。

「自分の生まれた日を、誰も忘れない。らいを病んだ人たちは、生まれた日のほかにもうひとつ、忘れることのできない日を持っている。生まれた日は、他人に教えられ、くり返すことで覚えたものだが、らい者の持っているもうひとつの日は、自分自身の体験の中で、深く記憶にとどめられたものである。

生まれた日が人間として社会的に認められた日とするなら、もうひとつの日は人間として社会的に認められなくなった日と言えるのかもし

れない。らい者は深い悲しみと怒りと恨みの心をもって、その日をみつめている。それは故郷から、らい療養所へと隔離された日である」

隔離、そして隔離収容ということについて、徳永さんの本は非常に重要なことを発信されていると思いますし、私も学生時代に読んで大変影響を受けた1冊です。

また療養所の中では、優生思想のあらわれとして、優生手術が実施されていました。

概要では後ろの資料の方で、優生保護法のことを書いてありますけれども、崔南龍（チェ・ナムヨン）さんという、邑久光明園で生活を送ってらっしゃった入所者の方が『一枚の切符』という本の中で、優生思想についてこのように書かれています。

「療養所では患者どうしが結婚する場合、男性は断種手術（すじきり）を受けることが条件とされた。また、所内の出産・育児は認めておらず、妊娠がわかると、強制的に中絶手術が行われていた。

1948年、優生保護法が制定され、優生手術を定めた第二章に、「本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」という条項が含まれており、ハンセン病患者の絶滅をめざして、優生手術・人工妊娠中絶が合法化されたのである」

ということで、国立療養所では優生手術が実施をされていました。

大正4年ですね、1915年から、すでに全生病院では男性患者に対して「断種」手術が行われていましたが、1948年の優生保護法の制定によって、優生手術の対象として、ハンセン病の患者さんたちが位置付けられたということになります。

先行研究として、米本昌平さんたちが書いている『優生学と人間社会』という本の中では、「優生保護法については一般に、戦時中の「産めよ殖やせよ」から一転して、人口抑制のために中絶を自由化した法律というイメージがあ

る。確かに人口の「量」の調節という観点を強調すればそうみえよう。しかし、人口の「質」、すなわち「優生」の側面からみると敗戦を境に逆方向に転換したというより、むしろ強化されたといえる」

ということで、戦後、優生思想が強化されたということが、この優生保護法を見てあらわれているというふうに言えます。

優生保護法ですね、これは条文になりますが、飛ばします。

優生手術ということでは、島比呂志さんという、鹿児島県の星塚敬愛園というところで生活をされていた方は、『片居からの解放』という本の中でのように書かれています。

「生殖腺というのは、男性では睾丸、女性では卵巣のことで、それらを除去しないで生殖を不能にするためには、男性では精管を切断して精子排出を絶つか、女性では卵管を切断して卵子排出の途を絶つか、いずれかの手術をしなければならない。しかし、手術の軽便さから、わずかの例外を除けば、ほとんどの男性がこの手術を受けている」というふうに書いていらっしやいます。また、島さんはこのようにも書かれています。

優生手術を受けるということについて、「この手術を受けない限り、夫婦は公認されず、共に生活する部屋も与えられないという、現実生活上村八分的制約もあった、けっきょく、私は自分を納得させることができないまま、周囲の圧力に負けたのだった。もちろん、そうした手術が、いかなる法律に基づくものであるかなどということは、考えてもみなかった。おそらく、すべての病友が、まだ園の処遇について、深く考えることのない時代ではなかったのだろうか」ということで、こうした言葉からは、入所者の方たちが、優生手術の根拠法であった「優生保護法」の存在を把握できる状況にはなかったということ、また、そうした手術を「当たり前」のこととして、自らが引き受ける状況があっ

た、自己ラベリングと言われるような状況があったというふうにも言えるのではないかと思います。

また、女性の声として、佐々木雅子さんという方が、『ひいらぎの垣根をこえて ハンセン病療養所の女性たち』という本を出版されていますが、ここには国立療養所の3名の女性の語りが収められています。ある方は、子どもを産むということについて、「子どもだけは絶対生んだらあかんと思った」「わたしは絶対生んじゃいけないんだと思ってました。もし生んだとしても、子どもを育てられないし」というふうに語っていらっしゃいます。

また、『沖縄県ハンセン病証言集』というものが出版されていますけれども、そこにも女性たちの語りがあります。

「優生手術」に対して「これが規則だから仕方なかった」「もうあの世の中だからしょうがなかったさー。これが当たり前みたいにな」「あの時代は当たり前。逃げるのできない世の中だった」

それから、子どもを産むことに対しては、「子供を生むのが駄目だった」、「社会に育ててくれる人がおったら生んでもいいということだったみたいだけど、育ててくれる人がおらんかったら、妊娠してももう流産しかできないわけよね」。という語りが収められています。

先ほどの『ひいらぎの垣根をこえて』で別の方は、先輩入所者の経験としてのことを語っていらっしゃいます。

「結婚した後がまた大変だったよ。毎日来るおばさんがいて、子どもつくっちゃだめだって言いに来るの。「苦労する」と言って。苦労するのはわたしのほうでしょ。だからわたし怒って「あなたたちの時代がそうだったからといって、後になっても生んじゃいけないっていうのはおかしい」って。毎日毎日来るの。わたし、頭おかしくなりそうだった。悲しいよ。おばさんたちはそうされたわけでしょ。だからといってこれから結婚する人に向かって言うのは変だ

よ。あのころ、医者が言ったのと同じことをおばさんは言うのよ。悲しいよ」こういった声も収められています。

このような優生思想のあらわれと言われるような手術を受けさせられるという状況に置かれてきたということも一つ大きな特徴としてあります。

もう一つ、ちょっとまた違った視点になりますけれども、年表の方ですと、優生保護法の後に1951年のところで、全国国立癩療養所患者協議会の結成ということを書いております。

療養所の中では戦後、患者さんたちが全国組織を結成して、運動を展開したということも大きな特徴と言えます。

この戦後の国立癩療養所患者協議会の結成ですけれども、国立療養所7園の入所者自治会によってこの組織が発足をして、これ以降患者運動が展開されていきます。

患者運動というのは、ハンセン病の療養所においては、抑圧、それから差別的な状況下で生きなければならないことに対する患者たちの声の現れとしてとらえることができます。

実に様々な運動を皆さんは展開してこられました。そのことは、生存と生活に関わる様々な訴えであって、そうした訴えを運動を通じて現していったということになります。

こちらのスライドは戦後の患者運動の経緯と患者組織の結成というのを表していますが、1951年に協議会が結成されて、そのあと、「らい予防法」の改正ということが出てきます。

「らい予防法」の改正に対して、全患協は、園内の作業を拒否したりですとか、ハンガー・ストライキあるいはデモ行進、それから国会や厚生省の前に座り込みを行うなどして、激しい闘いを繰り広げました。

しかし、「らい予防法」は、1953年に改正されて成立をして、隔離政策が継続をされるという結果となりました。

ただ、9項目の附帯決議というものが、この

時にされました。

このことを、回復者の皆さんたちは、患者運動の結果として、「らい予防法」の改正を阻止することはできなかったけれども、私たちの声がこの9項目の附帯決議の中にあらわれているんだというふうに語っていらっしゃいます。

そのほかにも療養所の中では、全国ハンセン氏病盲人連合協議会ですとか、在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟といった形で、多様な主体による組織が結成されていました。

ここまで隔離収容政策の中で患者さんたちがどのような経験をされてきたかということをしお話をして参りました。

「らい予防法」は、1996年に廃止されます。そのときまで隔離収容政策が続いたということになります。

ここで、国立ハンセン病療養所の位置付けを見ていきたいと思います。

冒頭で申し上げましたように、国立ハンセン病療養所は全国に13か所設置されております。

北は青森県から南は沖縄県まで13か所ございます。

こちらのスライドちょっと小さくて見づいかと思いますけれども、私が学生時代に通っていた多磨全生園の入所者自治会が発行をしている園内の散策マップになります。

こちらに掲げているものは2015年のものなので、今一番新しいものが出ていますが、私が学生時代に通っていた時の全生園の姿としてお話をさせていただきます。

園内はこのような形になっておりまして、ご自分のことをご自分でできる方は、一般舎という平屋がいくつもありまして、そこで生活をされていらっしゃいました。

少し介護が必要な方たち、介護員さんの介助を受けて生活をされている方たちは、センターというところで生活をされていたり、病棟があります。

そして私が学生時代に通っていたのが、こち

らに宗教地区というものもありますけれども、ここは仏教のお寺ですとか、キリスト教の教会が集まっている一つの地区になります。

聖公会の礼拝堂に、私は伺っていました。

そしてもう一つ大きな特徴が、園の中に納骨堂があるということです。

亡くなってからも遺骨の引き取り手がないということで、園ではこの納骨堂の中に皆さんの遺骨が収められています。

そして、全生園の中には、国立のハンセン病資料館がございます。

これは『厚生労働白書』の国立ハンセン病療養所の定義ですが、平成27年版の『厚生労働白書』から、「国立ハンセン病療養所は主にハンセン病の後遺症や入所者の高齢化に伴う、生活習慣病等に対する医療介護を提供する」というふうに定義をされています。

2006年から2021年の『厚生労働白書』で、ハンセン病療養所の入所者数が出ていますが、それを一覧にしたものです。

15年ほど前の2006年5月1日では3,080人いらっしゃいましたが、2021年の5月1日現在では1,001人というふうになりまして、少しずつ状況が変化しております。

ここまで見てきましたように、かつてはこの国立療養所は隔離収容の場であり、患者さんたちが生存と生活をめぐる闘いを展開してきた場でありました。

今日では、在園者の生存と生活を保障する場というふうになっています。

もう一つ、国立療養所の位置付けということで、概要のところには生活世界の聴き手の存在ということを書いてあります。

療養所にはいろんな方が訪れて、園の入所者の方と交流をされていらっしゃいますけれども、そういった中で、社会学の領域の研究者の方たちが、回復者の方たちの生活世界に関心を持って聴き手として訪れるということがありました。

代表的なもので、私が大きく影響を受けた1冊が、蘭由岐子さんのライフヒストリーの聞き取りという実践を通して書かれた『「病い」の経験を聞き取る』という本です。

蘭さんは、「ハンセン病患者によって『生きられた世界』は個人の語りを通してのみ豊かに表出されうる」とおっしゃっていて、このように蘭さんをはじめとする社会学領域の研究において、ハンセン病回復者の生活世界が描き出されていたというふうにいえるかと思います。

まさにこうした実践は、療養所の入所者の方たちの生きられた時間、空間、つまり生活世界を聴き取ろうとする実践でもありました。

もう一つ、今日パネリストとしてご登壇いただきます坂田勝彦さんも、社会学の分野で長く療養所に通われて、入所者の方たちのお話を伺って、そして本を出されています。

『ハンセン病患者の生活史——隔離経験を生きるということ』ということで、こんなふうに書いていらっしゃいます。

「本書は、ハンセン病療養所入所者が取り組んできたさまざまな実践を歴史的にさかのぼって検討することで、隔離を生きるとはどのような経験であるかに迫るものである」。そして〈社会復帰〉という実践ですとか、労務外出といひまして、入所者の方たちが療養所の外で働くということが戦後ありました。そういった実践について触れられています。そして、「『絶対隔離』という用語、『人間の発展可能性を剥奪された被差別者』といった言葉ではとらえることができない、社会とともに生きてきた療養所入所者の流動的な意味世界、そして彼らが施設内外の他者と取り組んできた重層的な関係性が明らかになる」。こういったことを書かれています。このように、生活世界に関心を持って聴き手として療養所を訪れてきた方たちのこうした成果が非常に重要なものだと考えます。

そしてもう一つ、今日の療養所の位置付けとして特徴的なものとして、再入所される方たち

がいらっしゃるということです。

このスライドには、ここ数年の新聞の記事ですとか、あるいはニュースの解説番組等で取り上げられた見出しを並べてあります。

東京新聞の2019年の11月24日の記事では、このようなことが書かれています。

「全国の13国立ハンセン病療養所を退所後、療養所に戻った元患者が2009から18年度の10年間で延べ129人に上ることが、厚生労働省への取材でわかった。施設外での医療・介護体制の不安や、社会に残る偏見や差別などが背景にあるとみられる」

そして、東京の社会福祉法人「ふれあい福祉協会」という団体が退所者の方に調査をされたということで、最も多かった困っているということの回答としては、医療や介護の体制への不安に関するものが多かったと。

そしてもう一つは、差別や偏見が障害になっているということで、病歴を明かして医療や介護を受けづらいといったものがあったということが記載されています。

このように、今日の療養所は一旦退所された方たちが再び入所されるという、かれらの生活を保障する場にもなっているということです。

続きまして3番のところ、「「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟以降の社会福祉専門職団体の役割と活動」というところです。

先ほど「らい予防法」の廃止のところまで隔離政策の流れを辿って参りました。

「らい予防法」廃止後の展開として、1998年に国立療養所入所者の13名が、ハンセン病政策に対する国の責任を問う裁判を熊本地方裁判所に起こしました。

これは「人間回復の裁判」とも呼ばれました。

熊本地裁の提訴に続いて、東京地裁、岡山地裁でも提訴がなされまして、2001年5月ですね、原告勝訴の判決が出まして、国は控訴を断念するということがありました。

このとき、裁判を支援する市民団体が発足さ

れたりですとか、新聞、マスコミの報道など、ハンセン病問題に対して、社会の関心が向けられるとともに、社会的な支援の輪が広がりました。

そして、この裁判を通して、それまでハンセン病問題に無関心であった社会の人たちは、ハンセン病の隔離政策の下で患者さんたちが自分らしく生きる権利を奪われてきたということにも気づかされることになりました。

そのような中で、社会福祉の専門職団体の関わりも見られるようになっていきます。

2002年の初めに弁護団の方から、療養所からの退所者の支援の依頼が日本社会福祉士会の方にありまして、事務局として支援体制ができあがってきました。

今お話をしているこのスライドは、私が2003年の3月、「市民とソーシャルワーカーのための講演会」という、社会福祉専門職団体協議会が主催された講演会に行った時の資料を抜粋させていただいています。

2002年の5月に第1回の会議が開催されて、医療ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、退所者の会の会長さん、事務局長さんが同席して、支援活動を開始されて、退所者の会への参加、それから電話相談、啓発運動といった形で、ソーシャルワーカーの人たちが関わるようになりました。

その他に、社会福祉専門職団体の関わりということでは、こちらの概要の資料のところの3枚目に、2002年ハンセン病問題に関する事実検証調査事業、検証会議・検討会議ということを書きました。

これは国賠訴訟以降の流れの中で、厚生労働省の委託事業として実施されたものですが、「ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、『らい予防法』などの法令など、多方面から科学的、歴史的に検証

を行い、再発防止のための提言を行うことを目的として、療養所の入所者、退所者など当事者からの聞き取り、国立療養所での現地調査」が実施されました。

この中では、療養所の中に放置されていた「胎児等標本」(114体)についても検証が行われました。

こうした検証会議の検証事業に、ソーシャルワーカーの方たちが調査員として参加をするということがありました。

こうした形で、福祉の専門職の人たちが、裁判後に退所者の支援ですとか、事実調査事業の聞き取り調査員として関わってくるという動きが見られましたが、それでも専門職の人達はどのようにとらえていたかといいますと、「遅れてきた支援者」というふうにとらえています。

「残念ながら多くのソーシャルワーカーは熊本判決がなければ、ハンセン病問題を直視する機会すらなかったであろうし、社会福祉専門職団体が共同で活動することもなかった」「我々ソーシャルワーカーの中にもライフワークとして支援活動を行ってきた方もいるが、全体としては、強制隔離政策の中で、ハンセン病問題に取り組んでこなかった『遅れてきた支援者』にすぎない」というふうな指摘をされています。

こうした流れの中で、今日では、日本ソーシャルワーカー連盟が2003年度にハート相談センターを開設しておりまして、ハンセン病回復者の支援活動ということで、退所されて地域で生活をされていらっしゃる方、それから療養所で生活をされている方、そのご家族を対象としての相談支援活動を行っているということがあります。

続いて、4番目のところに移りますけれども、国賠訴訟以降の福祉の専門職の働きを少しお話させていただきましたが、ハンセン病問題に関する検証会議の最終報告書で「福祉界の責任」という言葉が示されましたので、そのことについても触れておきます。

概要書の方には窪田暁子先生の投げかけということを書かせていただきましたが、窪田暁子先生は、ソーシャルワークの実践家として、長く臨床の現場に携わり続けていらっしやり、そして福祉援助の臨床ということを研究されてこられ、またその臨床の場に携わる人たちを育てていくという教育者でもありました。私は窪田暁子先生から非常に大きな学びをいただきました。博士論文を執筆する過程の中で、ハンセン病問題と福祉についてどんなふうに研究したらいいかということに迷っていたときに、指導教授から窪田先生にお会いしてみたらどうかということをお勧めいただきまして、当時東洋大学で教鞭をとっておられた古川孝順先生に、ご紹介の労をとっていただきまして、窪田暁子先生にお会いすることができました。

窪田先生はハンセン病問題に関する検証会議の検討会委員として、検証作業に携わられました。

この当時は中部学院大学人間福祉学部の教授であられました。

窪田先生はこの最終報告書の中で、ハンセン病強制隔離政策に果たした福祉界の役割と責任について、ご自身で非常に膨大な資料を収集して、執筆をされました。

その冒頭のところで、文字が小さいんですけども、「わが国における社会福祉の歴史は、慈善事業、感化救済事業、社会事業、社会福祉等、様々に名づけられて展開してきた。(略)そのような社会事業及び前史諸事業がハンセン病隔離政策とどのように関わってきたのか、思想的背景としてはどのような問題を内包していたかをあわせて検証して、ハンセン病絶対隔離政策に関わる社会福祉界の責任を明らかにする作業の一端としたい」、ということで、この部分を書かれていらっしやいます。

窪田先生とハンセン病に関わる事柄との関わりということでは、窪田先生ご自身は群馬県の草津で展開されていた私立の療養所、聖バルナ

バミッションについて、その事業の運営主体者であった、メアリ・ヘレナ・コンウォール・リーという方のことを書いていらっしやることと、その聖バルナバミッションの事業について、医療ソーシャルワークの先駆的モデルとして位置付けた論文を書かれていらっしやいます。

先生は、検証会議の中で福祉界のことを担当されるということで、検証会議のメンバーから推薦をされて、この検討会に入ったということをお話されていました。

その最終報告書の中で、窪田先生はこのような構成で、福祉界の責任をまとめられています。

最終報告書の福祉界の責任というところの最後の方に、「福祉界の責任と課題」ということでこのように書いていらっしやいます。

「責めを免れがたい福祉界」ということで、「福祉界は問題を完全に医療の手にゆだねて背景に退き、そこに献身的に働く人びとを美化し、隔離という枠に依存し、そこに逃避したという非難を避けることはできない。生涯にわたる完全な隔離が、その個人の人間としての尊厳をどれほど傷つけ、人格を無視したものであるかの認識が、人権の大切さを掲げる職業集団としては、まことに不十分であった」。

そして、その「予防法の枠内での福祉」とどこまったという指摘をされているわけです。このことはつまり、療養所の中にいれば、生活が保障されて、社会の偏見・差別からも守られる環境というものをつくりあげてしまった、「公共の福祉」と「社会予防」の観点において国として譲れなかったハンセン病患者の隔離収容政策というものは、患者さんたちにとっては、ハンセン病という病を抱えながら生きる人が主体的に生きようとする可能性を著しく低下させるものになってしまったと。

そういったところで、福祉界の責任というもの大きいということをこの最終報告書の中で指摘をされています。

また私は社会事業史学会の、「先輩からの助

言」という企画の中で、宇都 榮先生と遠藤久江先生、それから石川到覚先生とご一緒に、窪田先生にインタビューをさせていただくという機会をいただきました。

その時にこの検証会議のこともお話をされていまして、やはりハンセン病と福祉との関わりを研究することが非常に難しかったということをおっしゃっておられました。

資料をなかなか探し当てるのが難しかったということを語っておられますし、歴史を書くということの難しさ、そしてまた抑圧された側の歴史というものは、こちら側からは見えない。そういう現実、厳然たる事実があるんだということもお話してくださいました。

そして、偏見や差別というものについて、偏見を持っている側が自覚することの何十倍も受ける側は感じているんだ。こういったこともお話してくださいました。

こうしたことを先生ご自身は意識をされて、検証事業にあたられていらっしゃったということです。

そして私自身が学びとして受け取ったことですけれども、やはり社会の中で排除されてきた人たちの歴史をたどる時の、かれらの生きてきた歴史を聴くということに対する、聴く側の姿勢が問われるということ。

それから窪田先生は、このことは本当に大事にされていましたが、調査研究の対象として、相手から自分の聞きたいことだけを聞き出そうとするのではない、そういった姿勢を持って、関わっていらっしゃった方だと思います。

また、この検証会議のメンバーのお1人である井上英夫さん、現在金沢大学の名誉教授でいらっしゃる先生ですけれども、日本社会福祉学会が2008年に政策・理論フォーラムというものを開催しました。その時私も参加をしたんですけれども、井上先生が「ハンセン病問題と人権、社会福祉」ということで講演をされました。この時のフォーラムのテーマは、「社会福祉はい

のち・人権とどう向き合うのか」というものでした。

井上先生はその中で、人権保障とは、「人間の尊厳に値する生活を権利として保障すること」であるというふうにおっしゃった後に、「人間が生まれてから死ぬまで、あるいはその後のすべてにわたって人権は保障されなければならない」、「生活のあらゆる領域ないし部面にわたり重層的な保障構造をとっている」んだ。「しかし、このことについて社会福祉や医療関係の人たちは、人権は生活や人間の生涯とは別ものと考えている」というふうにししか思われない。「人権をありがたがって神棚に飾るか、あるいはやっかいなものとして戸棚にしまってしまう」といったことを指摘されていらっしゃいました。

また窪田暁子先生は、中部学院大学にいらっしゃったときに、「『ハンセン病隔離政策の被害』論——ハンナ・アーレントの所説に照らして」という論文を書いていらっしゃいます。その中で、人権について触れられています。

「われわれ一人ひとりが、人権という問題についての無思想性のゆえに、また無知の故に、無関心の故に、いわば力をあつめて、その重みで押しつぶしてしまった多くの方たちの生命を思わずにはいられない。それはひとりの英雄によってではなく、例外的な水準での知的に優れた人間の集団によってでもなく、多数の多分野の人々の手によって、行われた、残虐であった」と。

また、「人間のなかにある個人差、個性差を大切に考える共生の思想の重さ」、「福祉のような、『生活上の諸困難』を対象とする専門職は、そうした個人差、性差、大切に考える共生の思想といったものをあらためて強く自覚しなくてはなるまい。そのような文化の形成を基盤として、ハンセン病隔離政策と同様の過ちの再発を防止する法律、制度、プラクティスがつくられなければならない、と考える」というふうに述べていらっしゃいます。

このように、検証会議のメンバーであった窪田・井上両氏からの投げかけとして、排除の論理を越える、生活に密接した「人権」感覚の不在ということと、社会学の方たちが関心を持って聞き取ったそのハンセン病回復者たちの生活世界を捉える視点というものが、福祉の専門職あるいは研究者の中に欠如していたのではないかといったことが、やはり投げかけとして私たちが受けとめられるものではないかというふうに思っております。

本日14時までということですが、14時5分ということで少し過ぎてしまうかもしれませんが最後のところに入らせていただきます。

ハンセン病による社会福祉の課題ということですが、「回復の困難さ」ということで、少し考えました。冒頭のところでいくつか調査をさせていただいたということの中で、13園の入所者自治会で将来構想のアンケート調査をとらせていただいたという話をいたしました。

これは、概要の本日の資料の方でいいますと、2005年に検証会議の最終報告書が出た後に、2008年のところに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、通称ハンセン病問題基本法と言われていますが、それが成立をしたということを書いております。

「この法律は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする」。というふうな趣旨で成立をしました。この基本法の制定を目指して、100万人の署名活動も当時展開されました。ここちょっと下線を引いてあります。

この法律が成立した当時は、「ハンセン病患者であった者等」というふうな文言であった

のですが、ハンセン病元患者さんたちの家族訴訟が行われて、そのことをきっかけとして、このハンセン病問題基本法は改正されて、「者等」の後に「その家族」という文言が付け加えられております。そういったところに下線を引いてあります。

話が戻りますけれども、このハンセン病問題基本法「ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり」、ということが前文のところで書かれています。

このことを具体化するものとして、国立療養所の将来構想計画というものが出てきました。その良好な生活環境の確保のための措置ということで、十二条のところで、「国は入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等、良好な生活環境の確保を図るために、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる」というふうになっています。

2項のところで「国は、前項の措置を講ずるに当たっては入所者の意見を尊重しなければならない」とされていますが、私は将来構想計画、このとき、2011年から12年にかけてアンケート調査をさせていただいて、12園の自治会の会長さんからご協力をいただきました。

その中で、地域、外部組織との現状ですとか、療養所と地域のあり方、計画の進捗状況、そういったことを伺いました。

回答の中で出てきたことですが、2011年、2012年の段階ですけれども、将来構想計画の進捗状況としては、実行委員会を設立して準備を進めているとか、自治会・園・自治体との協力関係を構築している。それから支援団体など外部の協力を得て進めている。といった回答ですとか、地域との関係については、療養所を人権について学ぶ場として活用してもらいた

いという回答が多くありましたし、それからできるだけ園を訪れる人が増えてほしいけれども、入所者の生活を尊重してほしい、地元の人と連携をして、地域の人が療養所に来やすい環境を作りたいといったことで、回答がありました。

ただし、これを進めていく中でやはり課題となっているのが、入所者の皆さんご自身が高齢化しているということ、それから亡くなられる方など入所者の減少によって、自治会を運営していくことの困難さがあると。

そして、かれらの思いや願いを具体化していくということについては国や自治体にイニシアチブをとってほしい、こういった期待がみられました。

そのほか、韓国で調査をして聞き取りをした中で、定着村で生活をされてきた方にお1人インタビューをさせていただきました。

「韓国のハンセン病回復者の経験」というところで、定着村は自活をして、回復者の方たちが生活を作っていたコミュニティですけれども、その方は、ここでの生活というのは安定して楽な生活ではなかったんだ。やはり近隣の地域住民との葛藤を経験してきた、自分の子どもたちが地域の学校に入れてもらえないという教育問題を経験したりとか、韓国の方たちはハンセン人というふうにご自分のことをおっしゃっていましたが、そのハンセン人が定着村で生活をして亡くなって、ハンセン人がいなくなったとしても、その村自体はこれからもハンセン人としてしか残らない。その痛みを家族全部が抱えることになるんじゃないかということをおっしゃっていました。

さらに、家族の抱えてきた問題ということで、韓国の定着村では、結婚そして出産、回復者の方たちは子どもを産んで育てるということがありました。これも日本との大きな違いです。

当事者は、ハンセン人という理由で差別や偏見を受けてきたとしたら、家族は何の理由もないのに、ただハンセン人の家族という理由で差

別を受けてきたんだ、ということも仰ってくださいました。

ここに見るように、やはり韓国においても、ハンセン病をめぐる人権の認識というのは改善は見られたけれども、やはり回復者の方、その家族の人たちは、この後もずっと長く抱えなければならない問題があるということを実感いたしました。

まとめにかえてというところですが、ここまでハンセン病の隔離政策を少し追って参りましたが、私たちの社会では、ハンセン病への偏見・差別が存在して、患者の「隔離収容」が当然視されるというような状況がありました。

その「隔離収容」というのが疑問視されることもなく、患者たちは、社会から切り離されて、当事者性の不在化が進行してきたというふうに言えるかと思います。

私は自分の博士論文の中で、「当事者性の不在化」という概念をこのように定義をいたしました。

「病を抱えながら生きる生の主体である当事者が、隔離政策下での制約のもとで、病者であることを受け入れたり、政策の対象として客体化されたり、さらに運動の場における能動性さえもが抑圧されたりすることで、主体性の保持を困難にしていく過程」であるというふうに定義をして、その当事者性の不在化の状況というのは、隔離政策のもとで進んでいったということを論じました。

患者運動のところで少しお話をいたしました。が、患者運動というものは、不在化された療養所の入所者たちによる、かれらの能動性の現れであったと言えます。

あの当時、国立療養所の入所者たちによる社会への変革性というのは、高まった状態であったというふうにも捉えることができます。

また「人権」の回復に向けた当事者組織の基盤形成にもなっていたと思います。けれども、全患協運動というものは、「らい予防法」を廃

止をして、隔離政策を終わらせて、そして社会を変革するというまでの動きには繋がりませんでした。

「らい予防法」は1996年に廃止をされるわけですが、このことによって隔離政策は終結いたしました。

その後の国賠訴訟、検証期において、社会の認識が改善されて、先ほどお話をしました、ハンセン病問題の基本法を制定するという動きを目指す中で、弁護士、支援団体といった多様な主体が回復者の方たちと連携・協力をしながら、署名活動を進めてきたという動きがみられました。

「らい予防法」が廃止された当時というのは、療養所の入所者、そして厚生行政、療養所という限られた主体の中での出来事でありましたが、その後の裁判、そしてこの基本法の制定の動きという中では、こうしたいろんな人たちが関わって協力をしながら、回復者の人たちとこの法律を作っていこうという動きが活発になって、こうした事柄は、人権を根底に据えたものとして捉えられると思います。

その基本法を踏まえて、先ほどお話をしました、入所者の療養所の将来構想計画が進められてきたわけですが、国が責任を持って、その将来構想計画を策定してはくれないという限界が、入所者の自治会の会長さんが指摘をされていていっちゃったりですとか、療養所の立地条件、一般入所者の高齢化といった課題があるということ、それからやはりそういったことも相まって、進捗状況は療養所ごとには異なってくる。

それから、療養所を地域に開放していくということでの具体化においては、住民の理解とか協力のあり方にも相違がみられるといったことで、難しさを抱えているということがあります。

という意味ではやはり「回復の意味」が問われてくるということがあります。

ここまで見てきましたように、日本のハンセ

ン病政策、隔離政策の中で排除と差別の根底にあったのは「隔離」というものでした。

その「隔離」を基盤として作られた施設を開いていくということの難しさが、今日においてもあるということです。

一番最初のところで愛生園の中尾さんの記事を紹介しましたが、中尾さんたちが一生懸命に差別・偏見のない社会を作ってほしい、作っていききたいということで、ずっとメッセージを発信され続けているけれども、そういった回復者のメッセージが伝わらないという現状があると。

社会から隔離され閉じられた療養所の中で、入所者は共同生活を営んできました。

つまり療養所は共同体として維持存続をしてきたということです。

今後ということですが、療養所を隔離された場所にしてはならないということを今一度考えてみるのが大事なのではないかなと思います。

最後に、古川孝順先生の社会福祉の定義をこちらに出しています。

ちょっと難しくなってしまうかもしれませんが、古川先生は『自律生活』と『生活協同体』の維持存続、発展は、人類社会に普遍的な理念であり、また目標となるべきものである。社会福祉は、さまざまな存立の形態をとりつつも、そのような『自律生活』と『生活協同体』の維持存続、発展を支援する活動として、最終的には社会的、公共的な施策として位置づけられてきた」と書かれています。生活協同体について、このように定義されています。「生活協同体とは、自律生活を維持するために、互いに支えあい、助けあう意志、意欲、活動をきずなとして、みずからを保全し、組織化し、守り、発展させようとする人びとの集合であり、あつまりである」と。

こうした古川先生の生活協同体の概念、社会福祉の定義を踏まえまして、今まで療養所というのは、閉ざされた場所に閉じられた共同体と

して位置付けてきたということがあると思います。少しずつ開いた場所にはなってきましたけれども、今一度この開かれた生活協同体を形成していくということを考えてみる必要があるのではないかなと思っています。

古川先生の生活協同体、つまりいろんな人が協力しあってつくりだしていくものが、生活協同体であるということを踏まえたと、その概念をもとに、療養所を地域社会に位置付けていくことはできないだろうか。

生きるためにつながり、助けあうことを基盤とする、そうした社会で回復者あるいは家族の方たちの自己実現を可能とする、その支援の担い手となること、あるいはその仕組みを作っていくということが、社会福祉に課せられた役割ではないかと考えます。

かれらの生きてきた歴史、それから声を聞くことによって、生きるため、生活の営みのためにつながりあう、そういった「生活協同体」を形成していくということが、今日の私たちには課せられているんじゃないかなというふうに考えて、最後まとめとさせていただきます。

最後は抽象的な議論になってしまっていますけれども、ハンセン病の社会福祉というテーマを通して、このようなことを考えまして、お話をさせていただきました。

すいません、質疑応答の時間を大分超過してしまいましたので、この後パネルディスカッションのところで、またご質問いただけたらと思っています。

この後 DVD をご覧いただきますけれども、

先ほどの私が隔離政策の話をしたところなどと重ね合わせて見ていただけるといいかなというふうに思っております。

そして具体的な療養所の皆さんの活動については、この後のパネルディスカッションで坂田さんと田村さんにお話をいただきます。すいません、時間を超過してしまって大変申し訳ありません。ご清聴ありがとうございました。

○大谷会員

新田さんどうもありがとうございました。

ぐさぐさ刺さるすごく密度の濃いお話をしていただいたかと思います。

私は精神科領域におりますので、全く今、精神科病院も同じ状況にあります。滝山病院がマスコミを賑わせたばかりです。この隔離収容が今現在続いていて、この差別排除の構造は何ら変わらず存在しているというところに、本当に、でもそれが生活に密接した人権感覚の不在という、私たちに突きつけられた課題でもあるということもすごく感じさせていただく講演でした。

本当にどうもありがとうございました。皆さんもう一度拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。では今日皆さん10分休憩していただいて、この後新田さんからご紹介いただきましたDVDの上映と、そのあとパネルディスカッションに入りたいと思います。10分休憩しますので、ちょうどこの時計で25分からスタートします。休憩に入ってください。

ありがとうございました。

DVD上映



今、伝えたいこと

朝、父親に連れられて、駅へ行つた...

愛知県出身ハンセン病療養所
入所者の証言記録



無知や恐怖心から偏見や差別が生まれた



小鹿美佐雄さん(駿河療養所)

神谷文義さん(長島愛生園)

平野智さん(多磨全生園)

『昔、こういう病気の人達がいたんだと思ってもらえれば...』

ハンセン病患者として差別や偏見の中を生き抜き、
人生を振り返り当時の気持ちを語る。

【制作】 愛知県・愛知県藤楓協会

上映時間 31分

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

電話 052-954-6268 E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

パネルディスカッション

○新田（コーディネーター）

最初にパネルディスカッションの趣旨をご説明させていただいて、そのあと講師の2人をご紹介します。

今回、ハンセン病と社会福祉という大きなテーマでシンポジウムを開催させていただいておりますが、コロナ禍の中、メディアではハンセン病回復者の皆さんが生きてきた歴史、あるいはその体験から学ぼうということで、新聞ですとかインターネット、ニュースなどでは、これらのインタビューが取り上げられて、皆さんも目にされたということもおありかもしれません。

こうしたところには、新型コロナウイルス感染症をめぐる、コロナ差別というものに対して、かつてのハンセン病患者、それから家族が、社会からの差別によって経験をした苦しみ、あるいは不条理を、再び繰り返さぬようにとのねらいもあるかと思います。

このパネルディスカッションでは、先ほど見ていただきましたDVDの映像「今、伝えたいこと」からつなげていくということをいたしまして、病を患ったとしても尊厳ある生を生きられる社会の実現に向けた課題というものを検討したいと思っています。

そして二つの課題を設定いたしました。

一つ目の課題、隔離政策下のハンセン病療養所において、入所者たちが営んできた暮らし、そして地域とつながりを作ろうとする実践を通して、かれらが発信してきた声からいかに学ぶのかということで、こちらを坂田勝彦さんにお話いただきます。

そして二つ目の課題としましては、病とともに生きてきたハンセン病回復者の経験、それから声を伝えていく、語りの継承というところで考えたい、田村朋久さんにお話をいただきます。

療養所で生きるということを選択した、あるいは選択せざるを得なかった入所者たちの生の歴史。それから、療養所での日常的な営みから紡ぎ出されてきたものが持つ意味。それから、なぜ、そしてどのように入所者の方たちが療養所から発信を続けてきたのかということを考えることを通して、私たちの日常で起きうる他者への差別的な言動に、どのように対峙をしていくことができるのか、回復者の経験に学ぶということと具体性、それから回復ということの意味について考えていけたらというふうに思っております。

パネリストのご紹介をさせていただきます。まず、坂田勝彦さんです。

国立大学法人群馬大学情報学部の教授でいらっしゃいます。

先ほどの講演の中でも坂田さんの著書を紹介させていただきましたが、多磨全生園を中心として、これまで療養所の入所者の生活、地域研究を進めてこれられました社会学の分野でずっと研究をされていられています。

『ハンセン病者の生活史——隔離経験を生きるということ』という本を出版されています。

近年では、炭鉱労働者の方たちのライフヒストリーの調査研究といったところを進めていらっしゃいます。

本日は、「ハンセン病療養所における入所者の営みと声から何を学ぶことができるのか」ということでお話いただきます。

お二方目、田村朋久さん。

長島愛生園歴史館の主任学芸員でいらっしゃいます。

岡山県瀬戸内市の邑久町でお生まれになりまして、地元でここまで過ごされていらっしゃいます。

民間企業でのご勤務の経験を経て、長島愛生

園にお勤めになって、その後博物館の学芸員資格を取得されて、現職となっております。

団体の皆さんが歴史館にいらっしゃるということで解説を担当されたり、各地での講演活動も行っていられいます。

現在はハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会のロードマップ委員長も務めていらっしゃいます。

2001年に長島愛生園に入職されて、22年にわたって園の方で勤めていらっしゃって、園のみなさんと本当に一番近いところで声を聞いてこられた方でもあります。

本日は、「ハンセン病回復者、語り部機能の継承について ～長島愛生園歴史館の取り組みから～」ということでお話いただきます。

このパネルディスカッションの流れですが、最初に坂田さんから20分ほどお話をさせていただきまして、続きまして田村さんにお話をさせていただきます。

残り35分ほどの時間で、皆さまからご質問等いただきまして、フロアとのディスカッションを進めて参りたいと思います。

最後に私の方でまとめをさせていただいて、16時半終了ということをご予定しております。

それでは早速、坂田さんからよろしくお願いいたします。

○坂田

ただいまご紹介に預かりました、群馬大学情報学部で教員をしております坂田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。つたない話になりますが、20分ほどお付き合いいただければと思います。早速ですが、私からの話題提供に入らせていただきます。

今回、「ハンセン病療養所入所者の声と営みからいま何を学ぶことができるのか」というお題をいただきました。それでまず、私がこれまでハンセン病問題を研究する上で常に考えてきたある文章を紹介させていただければと思います。皆さんのお手元には事前配布の資料がある



かと思います。私の報告の2枚目のスライドに、『「隔離による文化」という言葉から』というものがあります。そちらをご覧ください。

「ハンセン病の歴史を伝えてゆくためには、資料を残さなくてはならない。残された資料には、必ずそこに生きてきた人の歴史がある。隔離された生活を強いられた人々、患者たちが互いに支えあって生活をしてきた姿がある。こうした資料が失われれば「事実」も忘れられてしまう。私はこのところ敢えて言うならしきりに、「隔離による文化」というものを考えている。諸外国には見られない、日本だけの隔離されたがゆえに生じた文化」

この文章は、山下道輔さんという方が、『ハンセン病文学全集』という、皓星社から全10巻刊行され主にハンセン病療養所入所者の方々の文学全集に収められている「付録」の文章です。

この山下さんという方は、長年東京の多磨全生園で入所者として暮らす中で、病いを抱えてきた自分たちの資料というものは、自分たちが集めて保全しなければ散逸してしまうのではないかという問題意識から、長らく多磨全生園の中にハンセン病図書館という入所者の方々が運営する一風変わった「アーカイブス」を作り、守ってこられた方です。

私にとって、この山下さんの文章は、ハンセン病療養所という場所で生きることを余儀なくされた方々が、その場所で他者とともにいかに

生き、そこでいかなるつながりや文化が築き上げられてきたかということを絶えず考え続けさせてくれる手がかりとして、今も立ち戻るものとなっています。

では次のスライドの方に入らせていただきます。私は社会学の研究者として、ハンセン病療養所における集合的实践、特に入所者の方々による集合的な実践への興味・関心というところから、これまで研究活動を続けて参りました。

その中で出会った実践の一つが、多磨全生園の入所者の方々による緑化活動の取り組みでした。皆様のお手元のスライドにもありますように、国立ハンセン病療養所「多磨全生園」には現在、約3万本の樹木や植物からなる巨大な森が存在します。そしてその森には今日、「人権の森」という呼称ともう一つ、次第に忘れられつつありますが、「ふるさとの森」という呼称、二つの呼称が実は存在します。

前者の「人権の森」は、2001年のハンセン病違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決の後、全生園の自治会と、またハンセン病問題にひとかたならぬ関心とコミットメントをして下さっているスタジオジブリの宮崎駿監督、地元自治体である東村山市などが共同で今日まで取り組んでいる、多磨全生園の森を人権の歴史を学ぶための地域の重要な資源として保全・継承していくことを目的としたプロジェクトを指します。多磨全生園の森に関する「人権の森」というこの、今、広く知られている呼称は、ハンセン病問題について私たちが考える時、ハンセン病と人権というものをつなげて考えることができるという意味で、どちらかというすと頭に入ってくるものかもしれません。

それに対して、この多磨全生園の森に関しては、スライドの右の写真の新聞記事をご覧くださいなのですが、今から50年ほど前の新聞記事ですけれども、実はこの全生園の森を築き上げていく緑化活動は、それが行われていた1970年代から90年代にかけて、「ふるさとの森づく

り」という名前で、入所者の方々が呼んでいた活動であり、またそこではその森に「ふるさとの森」という呼称が使われていたこともあります。そして、私が多磨全生園でフィールドワークをしていた2000年代初めの頃、入所者の方々の中にはむしろ「人権の森」ではなく、「ふるさとの森」という呼称で、この全生園の森について語ってくださる方が何人もいらっしゃいました。

実際のところ、多磨全生園患者自治会が1979年に刊行した入所者の方々の生活記録集に『俱会一処（くえいっしょ）』（一光社）という貴重な資料があるのですが、その『俱会一処』の中では次のような宣言が冒頭でなされています。

「地域住民から有形、無形の援助を受けてきた。その感謝のしるしに、開発によって緑のなくなった東村山市に森を残していく。1971年より11万坪のこの敷地に植樹を始めた。私たちが地上を去る時、センターと今自分たちが進めているこの森が残されるであろう。」つまり、同じ森に二つの名前があり、一つは、今まさに忘れられつつある名前であるということです。

では、その忘れられつつあるその名前は、当時いかにして生まれたのか。以下では、多磨全生園の森を育んできた全生園入所者の方々の緑化活動についてご紹介します。

次のスライドをご覧ください。「緑化活動の展開—その諸相から」というスライドです。「うーん、自分たちは散歩するのに今までは園の外延部にある垣根沿いをね、あの散歩する道にしていたが、垣根沿いってというのはね、あの、良い環境じゃないわけだ、最近車が多くなって…（車の排気ガスの）臭いにおいもして、それともう一つはね、病気の重くなった人、症状の重い人が、この人たちはあんまりそういうところに行きたがらないわけだ」という、当時全生園でお話を伺った方の言葉をまずご紹介します。

この緑化活動について調べる中で、私はかつてこの活動に携わってきた方々に、今から約20

年前の話ではありますが、お話を伺う機会に恵まれました。その中で多くの方が語られたのが、園を取り巻く生活環境の大きな変化というものが、この緑化活動の取り組みのスタートにあったことです。

かつては人里離れた、武蔵野の雑木林の中にあった多磨全生園は戦後、東京の都市開発の拡大に伴い、その周囲が急速にベッドタウンへと様変わりしていきます。そうした中、排気ガスや騒音など、それまでにはなかった生活問題が、多磨全生園も次第にあらわれてくるようになります。そのためそうした事態に対して、まず園の外延部に成長の早い樹木を植樹し、清逸な生活環境を守っていくことを目指して、この緑化活動は始まりました。

では次のスライドに入っていきます。そして緑化活動は次第に、様々な意味の広がりを持つものとして展開されていくことになります。この緑化活動に自治会の緑化委員長として関わっていたRさんという方は、今から50年以上前、彼が当時緑化活動に携わっていたときのことを、僕がインタビューをさせていただいていた頃からでいえば30年以上前のことについて、こう振り返ります。

「緑化活動をしてるけれども、そのなかであの、公の場所にね、個人の木を植える。

つまり自分の敷坪じゃないと普通は木を植えられるわけだ……自分の住んでいるような部屋じゃないと普段はそういう植樹とかできないんだけど、この緑化活動は園の様々なスペースに植樹をすることを進めていった」と。

またこう続けます。「この試みではね、公の場所にね、個人の木を植えていってということが、反響を呼んだんだ」。つまり、木を植える、花を育てる、緑を育む、緑化活動は少しずつ自分たちの生活の場所を彩り豊かなものにしていくものとして、多磨全生園入所者の方々をひきつけていくようになったという経緯を、この入所者の方は教えていただきました。

そして、彼は次第に木々が成長し、森の体を成していく中で、地域や社会から「今あそこで何が起きているんだ」と注目を集めるようになったと言います。また、新聞やメディアなどの取材が園に入るようになります。その当時のことを、自治会長を務めていたある入所者の方は、こう振り返っていただきました。

「ここはどんどん町になってね…東村山には木はなくなってしまう。そんとき自分たちもいなくなるんだと。そんとき自分たちは有形無形に地元の人たちにお世話になったって森を作ってあげよう」と。

そういう外部からの取材とか、あるいは地元の方からの問い合わせがあった時に、自治会長として彼は取材や地域の人たちに対して、そう説明していったんだよね、と振り返っていらっしました。そのうえで、「そうした報道や自分たちの言葉っていうものを聞いて、東村山市の市長が驚いたの。これは『朝日新聞』にのったんじゃないかな。地元民がびっくりしてね。全生園ていうけれど、あそこにはどんな人が住んでいるのかわからない、近づいちゃいけないとか言ってた人たちがね、次第に興味を持ってくれるようになった。それがうまく入所者に当たってね。」と言います。

このスライドには入っていないんですけど、緑化活動は当時それが少しずつ園内で広がりを見せる中で、しかしながら、園内の方からは、「どうせ自分たちが亡くなってしまったら、この場所が更地になって、ブルドーザーで倒されて、そんな木を植えたって無駄になってしまうんじゃないのか」といった、ある意味冷やかな、冷めた声もあったと言います。しかしながら、自分たちがやっているこの植樹、緑化活動がメディアに取り上げられ、また地域でも次第に関心を持ってもらえるようになってくる中で、そうした声も少なくなってきたんだと、その方は振り返ります。

では次のスライドに入っていきます。こうし

て次第に園の内外の人を惹きつけていくことになった緑化活動について、緑化委員長としてこの活動に関わっていた方は、こう振り返ります。「後世の人たち、今度こりゃあ、地域の人たち、住民の人たちはね、忘れてしまうだろう…でも、こういうことで残しておけば、ここに昔、どういう生き様で生きてきた人がいたのかっていうのを知ってもらいたいっていう……俺たちはここで命たえてくわけけども、やっぱりそういうものを残してね、患者がどんなね、被害を受けながら生きてきたけども、こういう人間の、人間としての魂をね、持ち続けてきた人間がいて、こういう人間の魂を残してきたっていうことを知ってもらいたいと思うのよ。」と。

現在まで、国立療養所では、入所者の方々が長年機関誌を発行し続けています。この1970年代の多磨全生園の入所者の方々の機関誌の中に登場する言葉の一つに、「お葬式ラッシュ」というものがあります。

ハンセン病療養所では、長年入所者の方々が暮らしてこられましたが、1940年代から50年代にかけてプロミンをはじめとした化学療法が発展します。そして、この病いは治る病気として、その性質が医学的に明らかなものとなっていきます。その結果、新規の入所者の方は必然的に少なくなってきます。

また、先ほどのシンポジウムの映像資料の中にもありましたが、社会復帰をされる方が全国の療養所では現れます。その数は1950年代から70年代にかけてトータルで2,000名を超えます。様々な困難な状況はありましたが、一定数の入所者の方が社会復帰をされていくようになります。そうした中、次第に療養所では、入所者の高齢化が進んでいきます。

加えて、ハンセン病への社会的関心もまた低下していきます。かつては「祖国浄化」といった言葉でこの病を患った人々を差別し排除した社会は、療養所への患者の収容を広範に進めることで、この病いを患う人々が市井から姿を消

していく中、次第にハンセン病という病いやその患者という存在への関心自体を失っていきます。

少し前のスライドで、緑化活動が展開され始めた1970年代当時、「あそこにはどんな人が住んでいるのかわからない」といった言葉を地元の人たちが語っていたという、自治会長の方のお話を紹介しました。戦後、この当時宅地開発などの都市化とともに全生園の周辺に移り住んできた方々は、その多くがハンセン病のことや多磨全生園のことなどほとんど知らない、いわゆる「新住民」でした。「後世の人達、今度こりゃあ、地域の人達、住民の人たちはね、忘れてしまうだろう…」という、先ほどの言葉は、そんな状況を示唆しています。

だからこそ、この緑化活動にはそうした忘れられていくことに対して生きてきた証を残す、そんな意味合いが当時あったのだということを、緑化活動に携わった方々は教えてくれます。

では次のスライドに入っていきます。そして、この緑化活動は具体的に周辺地域に住む人々を巻き込む取り組みとなっていきます。「よくお前たち、大きくなったらまたここに来るんだって、(全生園を地域に後世まで)残すんだって言ってね。(大人になったら)見に来て行って行ってね。」これは当時自身も緑化活動に携わっていた方の回想です。この方は、1970年代から、私が療養所を訪ねた2000年代まで、園内の教会の代表を長年務めていた人物です。彼は近隣地域の教会の慰問で全生園を訪れた子どもたちに、一緒に木を植えようと呼びかけたと言います。

また、このスライドの右の写真は、緑化活動について紹介する多磨全生園入所者自治会発行の『緑のしおり』というものです。そこでは、近隣の小学校や中学校の児童や、地域のボランティアが園を訪れ、一緒に植樹などの活動を行っている風景が紹介されています。近隣地域の人たちをはじめとして、施設外の人々ととも

にあることへの、ともに手を携えて森を育てていくことへの、入所者の方々の喜びがこの『緑のしおり』の中からは伝わってきます。

次のスライドに移ります。ではなぜ、今日の話提供の冒頭の問いに戻りますが、この緑化活動には「ふるさとの森づくり」や「ふるさとの森」という名前がつけられたのでしょうか。緑化活動に携わった方はこう説明してくれました。

「緑化っていうだけで、うーん…概念がないの、概念的なものがね。もう少し活動の意図がはっきりしないからあの、「ふるさとの森」という呼称にしようってね……自分たちが死んで亡くなったとき、「ふるさとの森」を市民に残そうと、そうすると市民の人たちも、この近所の人だってあの…何ていうかな、元々は地元の人じゃないわけだからこら辺の人はね」。

そしてもう1人、この緑化活動の中心人物だったTさんという方は、実は私のフィールドワークの文字どおり「師匠」のような方だったのですが（報告者注：全生園について、ハンセン病の歴史について、そして調査という営みについて多くのことを教えて下さった方という意味で、「師匠」と表現しました）、彼はある時、私を園内の病棟の屋上に案内してくれたことがありました。そして、その病棟の屋上で多磨全生園を見下ろしながら、こんな言葉を私に話しかけてくれたことがありました。

「俺らの子ども夫婦みたいの（彼がかつて世話をした彼よりも若かった年少の入所者の方々）は、みんな出て行った、社会復帰した。うん、成功してるね、みんな…60歳、70歳になって、子どももいるし、公務員もいれば大会社の役員になったのもいるよね。でも子どもがいたって、もし戦闘力が尽きて、刀折れ矢つきで、ここがいいって言うんだったらいつでも帰っておいでって、俺はいつでもそう思ってるのよ。」と。

これらの語りから、「ふるさと」という言葉には大きく二つのニュアンスが託されていたの

ではないかと思います。一つに、「ふるさと」という言葉には、生まれてきたふるさを病いによって奪われてしまったという、彼らがハンセン病という病いを患うことになってしまったがゆえに奪われたものの痛みが、まず表現されています。

つぎに、Rさんが先に語っていたように、実は多磨全生園の近所に住んでいる地元の住民も、よそから「新住民」としてこの場所に移って来た身であり、ふるさを離れている人間だろうと。そう考えると、彼ら「新住民」と、病いによってふるさを奪われてしまった自分たち療養所入所者の間には同じところがあるのだと。そんな双方とも「ふるさと」を離れた人間が、この場所でもともに協同していくことで、第二の「ふるさと」をつくれるんじゃないかという、ある意味レトリカルな言い方になりますけれども、そういう地域との協同も一つ、「ふるさと」という名称には託されていたのだということを、緑化活動に携わった方々の言葉から窺い知ることができます。

また、重複してしまいましたが、そうやって病いによってふるさを奪われた自分たちは、でも長い時間をかけて全生園で暮らしてきた、そうやって彼らがその手で作りあげてきたこの多磨全生園という場所は、自分たちにとっての第二の「ふるさと」でもあるのだと。この活動に携わってきた方々へのインタビューからは、多磨全生園入所者の森づくりと、その森づくりによって生まれた森に「ふるさと」という言葉がつけられた背景に、こうした様々な位相の意味づけがあったのではないかと考えられます。

では最後のスライドに入らせてください。ここまでかなり駆け足ではありましたが、多磨全生園の森について、緑化活動の展開とその背景をお話しました。そこからは、「ふるさとの森」という呼称と「人権の森」という呼称が、同じもの（森）に対してあることがわかります。大事なものは、これはどちらが間違っていて、どち

らが正しいとか、そうしたことはない点です。

この森をめぐる2つの名称から浮き彫りになるように、いつ、どのタイミングで、どの立場からそれを見るかによって、対象や問題をめぐるリアリティは全く異なります。2001年の「国賠訴訟」熊本地裁判決以降のコンテキストの中で、ハンセン病問題と向き合う時、私たちはまず人権という問題から目を背けてはいけません。そういう部分ではまさに、多磨全生園の森はその人権の歴史について考えていくべき手掛かりでもあります。

ただしその一方で、少し時間をさかのぼって調べてみれば、かつてその森が「ふるさとの森」や「ふるさとの森づくり」という名前で、そういう形で森が生まれ、緑化活動が行われてきたという事実を私たちは知ることができます。当時、その人たちは何を考えて、何を行ってきたのか。体験者から話を聞くことが今後難しくなっていく中で、それでも私たちは、ハンセン病をめぐる蓄積されてきた様々な資料から、過去への想像力を働かせていくこともできるのではないのでしょうか。そして、それはハンセン病問題について考えていく際、これまで以上に重要なものとして私たちに問われているのではないのでしょうか。「ふるさとの森」と「人権の森」という2つの呼称の間から、私たちはハンセン病問題について様々な問いを学ぶことができるように思います。

本日のスライドの中で最後に、「『過去』が『歴史』へと変わるプロセスの只中で」という題を書きましたが、これは個別具体的な、まさにその歴史を体験されてきた方々の想いから積み上げられてきた「過去」が、今まさに彼らと直接出会ったことのない人たちにも共有されていく「歴史」へと変わりつつある、そういうフェーズの中で我々はハンセン病問題を考えていかなければならない局面に差し掛かっているということを考えてもらいたいと思い、書きました。また、そうした中で我々はやはり「国賠訴訟」

熊本地裁判決の意義についても、改めてもう一度確認をしないといけないと思います。それは国策の問題でもあるし、それ以上に私たちの社会の課題でもあるわけです。

今の時代の私たちが受け取ってきた知識や考え方というものを大事にしながら、でも一方で、残された資料からどれだけ当時のことについて、当時の時代に内在的に想像力を働かせていくことができるか。そういうことも私たちには、ハンセン病問題を考える時に問われているように思います。

ということで、ちょっと雑駁とした話題提供になってしまいましたが、今回のこの企画で「ハンセン病療養所入所者の声と営みからいま何を学ぶことができるのか」というお題をいただきましたので、話題提供をさせていただきました。ご清聴いただきありがとうございます。

○新田（コーディネーター）

坂田さんどうもありがとうございました。

では続いて田村さん、お願いいたします。

○田村

はい、皆さんこんにちは。

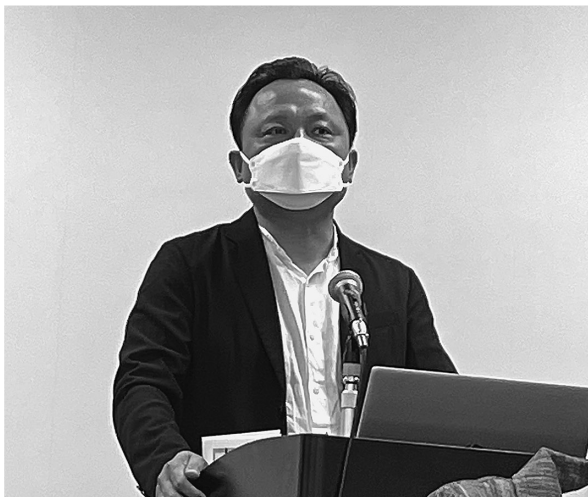
ただいまご紹介いただきました、長島愛生園歴史館で現在、主任学芸員をさせていただいております田村と申します。

今日は貴重なお時間ちょうだいいたしまして誠にありがとうございます。

本日お話しさせていただくのは、「ハンセン病回復者の語り部機能継承について ～長島愛生園歴史館の取り組みから～」ということで、今療養所の人たち、何度も話が出ていますけれども、みなさんご高齢になられております。

かつては直接見学に来られた方々に、自らの体験談としてお話して下さったものが、それがもう年々できなくなってきたという現状があります。

ではそれを補うため、私たち今どんなことをやってるのか、これから先どんなことが望まれるのか、そういったことをお話させてもらえた



らなとそんなふうに思っております。

ご参加いただいてる方で、実は今回ハンセン病という言葉初めて聞いたよという人って、いらっしゃるんですか？さすが皆さん聞いたことあるなって方が多いですね。

じゃあハンセン病はどんな病気か説明ができるよっていう人は？ポロポロ手が挙がりますね。

じゃあ今まで皆さんの周りでハンセン病に対する偏見や差別を見たこと、聞いたことがあるよっていう人ってどれぐらい？結構いらっしゃいますね。

実際に今長島愛生園には年間で500団体ぐらい訪問見学に来てくださっています。

最近コロナの関係で若干減っていますけども、それでも多くの方が来てくださっています。

見学に来られる方は、ほぼ9割が団体さんです。

小学生からお年寄りまで、特に民生委員さんとか、人権擁護委員さんとか、そんな方々の研修がとて多いです。

そういった方々に一番最初に私の方から一つ質問を投げかけます。

「今療養所にハンセン病の患者さんがいると思いますか」って。

大体そこに来られる方、半数ぐらい手を挙げてくださいます。

療養所にいらっしゃる方はハンセン病の後遺症がある障がい者です。

後天的な理由で体に何らかの障害を残すといった意味では、例えば脳卒中だったりとか。もっと言えば交通事故で身体に障害を得られる方もいらっしゃる。そういった方々と何ら変わらないわけです。その原因がたまたまハンセン病であった、ただそれだけのことなんです。

しかし、やっぱり今でもハンセン病の療養所って言っちゃうがために、今でもそこに患者さんがいるんじゃないかと思ってしまう。こういったことは日々感じさせています。

そういったこともありまして、まず市民の皆さんの意識が今どういった状況にあるのかということに少しふれておきたいと思います。まず国の政策です。

これは「らい予防法」や「無らい県運動」によって、ハンセン病は怖い、恐ろしいよと宣伝するわけです。市民の多くは、国が言うのだから間違いないだろうということで、偏見や差別を持った目で排除しようとしたわけです。

またそれは、患者さんのみならずその家族も巻き込んでしまったわけです。

ですからこの患者さん本人にしてみれば、自分のせいで家族が辛い目に遭ってるわけですから、いつまでも家にいられないということで療養所の隔離を受け入れたのです。

患者さんはいなくなる。しかし、引き続き残された家族に対しての差別の目は向けられるわけです。家族も地域で生活ができなくなる。対象となる方々がいなくなる。一見して偏見や差別はなくなったようにみえます。

そしてここから約50年もの時が流れ、市民の多くは誤解と偏見を持ったまま次第に無関心になってきました。これが現状です。

今長島愛生園では修学旅行でもたくさん見学に来てくれます。

子どもたちには、ハンセン病問題、いわゆる人権問題の一つとして学校の方で学習もしてくださるわけですが、お父さん、お母さんがやっぱりご存知ない方が多いです。

またそれを聞いたおじいちゃんやおばあちゃんが「あんたそんなところに行っても大丈夫なんかいな、移らんのかな」と心配するケースは今でもよく聞く話です。

先ほどの「過去」から「歴史」へという話を坂田先生から学びましたけども、まさにそういった状況になりつつあるというふうに思います。

そのハンセン病問題を伝える方法、伝え方というのは実は順を追って話をしていけないと伝わりにくいということがあります。

まずそのハンセン病と後遺症、どんな病気であって、今いらっしゃる方はどういった後遺症をお持ちなのかということ。

そしてその国の隔離政策、それによって生まれてしまった偏見や差別、そうした中をどう生き抜いてこられたのかという入所者の生き様、またその想い。こういった順序立てて話をしていけないとなかなか伝わりにくいです。

例えば隔離政策という話を一番最初にしたとして、「感染力強いんだから必要でしょ？」という話にもなりかねません。事前の説明による基礎知識の習得が必要となるというのが、ハンセン病問題の一つのウィークポイントかなと思います。

基礎知識を習得した上で入所者の話を聞いてもらうということで、ようやくその想い、その背景というのが浮かんでくるのです。

ですからこういった順序というのがどうしても重要となるわけです。

順序立てて話すため、現在の方法としてはまず、前半部分に関しては講演会であったり、見学に来られた方々への展示解説を行います。

というのもやはり、団体で来てくださるってことは、連れてきてる人と連れてこられてる人に分かれており、連れてこられてる人に関しては、研修だから来てる、別に興味も関心もない。そういった方々がほとんどです。

そういった方々に展示パネル読んでくださってと言っても、読んでくださいません。

そのため、解説を丁寧にして理解を促すということが求められます。

では、何を持って伝えるのか。その対象は資料となるわけですけども、資料の種類は「動産」と「不動産」に分けられます。

例えば入所の手記や残された様々な書籍などは、いわゆる「動産」資料となります。それとともに長島という場所、そこに残されている建造物、景観、それらは「不動産資料」となります。

それら全てを学習の資料として提示し、実際に解説をしていく。そのあと、入所者講和、語り部の講話という形でお話を聞いていただく。こういった流れになっています。

左側の写真が私が今勤めている長島愛生園歴史館、資料館です。もともと長島愛生園の事務所だった場所を改装し、「動産資料」の解説をここで行います。インフォメーションの動画や入所者の証言集などの映像資料もここで展示しておりますので、自由に見ていただけるようになっています。

「不動産」の資料に関して言えば、国の登録有形文化財である、歴史館や収容所、多くの遺骨が眠る納骨堂などたくさん残されてますので、実際そういった場を巡ることによって、過去の療養所での出来事ということに想いを馳せていただくことができます。

そのあとに語り部の講話という形で、体験談を聞いていただけます。この写真は自治会長の中尾伸治さん、御年88歳です。昨年少し体調崩されましたけども、また今復活なさって、日々精力的に活動してもらっております。

現状、こういった流れで啓発事業というのを進めています。

ただ、何度もお話しますように療養所の人たちはもうご高齢になられています。

今日現在長島愛生園の入所者数は96名、その平均年齢はすでに88歳になっています。平均在園年数も62年といった状態です。語り部として活躍をしてくださる方は今中尾会長を含めてお

2人しかいません。自らの体験談を大勢の人の前で話すというのは、一種の特異技能です。また入所者としてはできるだけ思い出したくない。そういった話をしてくださるわけですから、語り部として活躍してくださる方がそもそも非常に少ない。

では今後こういった方向性が考えられるのでしょうか。前半部分の基礎知識の習得に関しては、今まで通りのやり方が通用するのかなと思います。

入所者の想いに触れていただく語り部の講話に関しては、学芸員による継承講話、VRを使用した体験型展示、こういった形も考えられるのではと思います。

学芸員による継承講話について少し説明しますと、これはハンセン病の療養所だけでなく、例えば被爆者の方とか、あと沖縄戦の体験者とか、同様に当事者の高齢化が進んでいる事例の中で継承に関して様々な取り組みがされています。

あと、体験型展示というのは入所者の追体験ができるようにバーチャルリアリティだとかですね、そういったものを活用しようかなという方向で動きつつあります。

これらを通じて療養所の人たちの想いに触れていただくという仕組みをこれから作っていくように計画をしています。

学芸員による継承講話ですが、私が話をするんですけど、とある入所者の体験というのを間接的に当時の映像を使いながら話をさせていただいてる、そういった映像になっています。

今日は語り部機能の継承という形なんですけども、その勉強会というのを現在発足させております。

2019年に療養所の学芸員を中心に発足しております。

これは東京にあります国立ハンセン病資料館と、あと全国13か所、国立療養所があるわけなんですけども、すべてではないんですが、そのほと

んどに社会交流会館といった名目で小さな博物館施設が設置されてます。

その学芸員で興味がある方を中心にこういった勉強会を開催しまして、先駆的な取り組みをしている各博物館への調査を行って、そのハンセン病問題へのフィードバックを行うことを目的としております。

今まで分担を決めて、この下に表記してる所をいろいろと見学させていただきました。

その中で、どんな形で継承を進めているか、大きく分けて三つに分類させていただきました。ちょっとこれは私の方で少し簡単に名前つけさせてもらったんですけども、まず「憑依型」。いわゆるイタコみたいな感じですね。ご当人ではないんですけども、自分の知ってる誰かを憑依させ、それを話をするといったケースが何件かありました。

ただこれに関して言えば、やはりご当人ではないということと、あと憑依者、話者の力量に大きく左右されちゃうので、誰しもができるというのはなかなか難しいのかなというふうに感じました。

あと、「代物型」といって、これは何か別ものに置き換えるんですよね。

例えば沖縄戦のユンタンザミュージアムといった、沖縄戦の図なんかも展示している博物館ですが、そこは沖縄戦の図というアートによって表現しています。ご当人ではない何かのものに変えて提示を行うというような感じです。

あと非常に多かったのが「第三者型」といって、関係者が当事者を第三者的に語るといった方向性です。ひめゆりの平和資料館なんかでもこういった取り組みをなさっていましたし、実は広島市の被爆者の方々、継承講話という形でやっていますけども、彼らも大体この「第三者型」です。

療養者の人たちの文化水準というのは、実はものすごく高いといえます。

療養所の中にはきちんとした教育機関が設け

られており、そして様々な文化活動においてもかなり著名な先生方が指導にみえてたりするので、びっくりするようなインテリな方が多いんです。そんな彼らが記した手記であったり、あとはその映像資料、あと音源資料、そういったものが非常に多く残されているんです。

実はこれは日本の療養所の大きな特徴で、世界的に見ても類がなく、療養所で育まれた文化と言っても過言ではありません。

そういった残された様々な資料を活用しながら、関係者、長島愛生園の場合は学芸員ということになるのですが、当事者を第三者的に語るといった取り組みを進めています。

具体的には映像に撮らせていただいたものを、チャプターごとに分けて、その前後、その背景にはこんなことがありますよ。そういったことを私の方でまず地ならしをさせていただいて、その後に映像を流すというような形で、間接的にはなるのですが、その想いを伝えるという取り組みを現在行っております。

そのうえで何を伝えるべきなのか、療養所の人たちは何を考えるのかというと、これは長島愛生園歴史館の規約ですけども、「ハンセン病患者の終生隔離政策という人権侵害・社会的排除・偏見・差別の歴史を後世に伝え、ふたたび悲惨な体験を繰り返させないため、愛生園の生活の歴史を語る資料なんかを掲げて、正しい理解を深めることを目的として行うということが定められております。

文中にある「ふたたび悲惨な体験を繰り返させないため」とはなにを指すのか。

おそらく未来にわたって、新たにハンセン病の患者さんが出てくる、要するにハンセン病が蔓延するといったことはおそらく科学的に見ても考えられません。

そう考えるときに、感染症への差別、今回特に新型コロナウイルスにおける差別の問題というのが如実にあらわれましたから、そういった差別事例に対してこれから未来に向けて、警鐘



を鳴らしていくということが、「ふたたび悲惨な体験を繰り返させない」というところに繋がります。

そして、それらの伝達手段として、残された書籍や音声、映像などを使用して身近に接した私等が講話を通じて伝える。

こういった取り組みが長島愛生園における語り部機能の継承といったことになります。

ここで、今の現状ということも少し触れておきますと、来館者数は縦軸なんですけども、コロナの関係もありまして2020年には来館者数はぐっと減ったんですけども、今若干戻りつつあるかなという感じはしてます。

一番多い時では年間で1万2000人ぐらい見学者来てくださってたんですけども、去年8000人ぐらいお越しくださってます。

入所者講和は、このブルーのところなんですけども、コロナ以前だと大体年間で150件ぐらいやってくださってたのが、それが今ぐっと減少してる。

それに代わって学芸員による継承講話が少しずつ出てきているという状況です。

しかし、展示解説においては見学者が増えることによってそれなりに増えてきているという状況なので、正直、毎日同じことをしゃべってるような気がします。

来館者数についてはこのような形で若干増加がみられているという状況です。

感染症と差別という問題においては、新型コ

コロナウイルスにおける社会状況とハンセン病問題で語られた、社会状況。特に病気への危機忌避感において、相互点がみられるということもありまして、特に最近では学校関係者であったりとか、非常に多くのところから見学の依頼というのが増えつつあります。

その療養所の人たちの想いというのを、我々第三者的にはなるんですけども経由して何とか伝えることができたかと、そう考えているところです。

そして、その歴史を残すために何が必要なのかということ、それはそこにある様々な資料を残すということはもちろん大事なんですけども、その場所が市民の人たちにとって、必要な場であり続けることが重要です。

いくら当事者の皆さんが残してほしい、伝えてほしいと言っても、そこへの興味がなければ聞いてもくださらないわけですよね。ですからそこへの関係性、関係づくりというのを今我々は一生懸命やってるところです。

例えば、修学旅行の誘致ですね。これは岡山県の修学旅行誘致促進協議会さんとともに、現在長島で人権学習どうですかってことを全国へ発信していただいております。今関東の方からでも修学旅行で年間何校も来てくださいます。

ですからその関わりづくり、先ほどの坂田先生のお話だと、森を通じての関わりづくりですけども、その人権学習というものを通じての関わりづくりというのを、地域社会とこれからより密接に進めていくことで、療養所の価値というのが変わってくるというふうにも考えています。

そしてそうすることが、入所者に対する一番の名誉回復になるのかなと思っています。

またこの後少しパネルディスカッションという形で少し意見交換をさせてもらえたらと思うのですが、皆さん今日お話を聞いていただいた中で率直なご意見等々も言っていただけたらと思っています。

それでは、お時間になりましたので私の方はこれで終わりにしたいと思います、どうもご清聴ありがとうございました。

○新田（コーディネーター）

田村さんどうもありがとうございました。

今の時点で15時から50分くらい経っていますが、終わりが16時半ということですので、ちょっと休憩を挟まずにこのままフロアの皆さんとのディスカッションに移らせていただければというふうに思います。

お気づきの方もおられるかと思いますが、今日の地域ブロックのチラシを作成していただきましたが、ここに写っている建物ですね、今田村さんがお話をくださった愛生園の歴史館の写真を使わせていただいております。

今お二方にお話をさせていただきました。

坂田さんの方からは、多磨全生園の入所者の皆様が取り組んでこられた緑化活動、「ふるさとの森」という名前で続けられてきた活動の意味ということをお話いただきました。

田村さんの方からは、先ほどのDVDで多磨全生園の平野さんが最後の方でおっしゃっていました、「これからは伝えていく人もいなくなる」というところ、そこに関連している、語り手がいなくなるというところで、この先、誰がどのように語りを受け継いで伝えていくのか、そのところの方法論的なところを非常に具体的なお話として、ご紹介をいただきました。

もう一つ療養所の立地条件の違いということと言えますと、坂田さんがお話をくださった多磨全生園は東京都の東村山市にありまして、先ほどお話の中にもありましたが、戦後の都市開発の流れの中で、その全生園の周りには住宅地がどんどんできていって、周りを住宅に囲まれていると。非常に住宅地と密接した形で存在している療養所になります。

そういった中で、入所者の皆さんは緑化活動を進めてこられたと。

一方長島愛生園は、先ほどDVDの映像でも

見ていただきました、田村さんのお話にもありましたが、橋を渡っていくというところ、海に囲まれたということで、やはり隔離の島というふうにあらわされるような場所にあるということで、それぞれの療養所の違いはあります。

ちょっとそういったところも頭に置いていただけるとよろしいかなと思い、お二方からお話をいただきました。

(フロアからの質問とその応答については、ご発言者から掲載のご了解を得られませんので、削除させていただきます)

○大谷会員 (司会者)

ありがとうございました。

私たち一人ひとりに共通の、そしてしっかり取り組まなければいけない課題をたくさん提示していただいたように思います。

もう一度新田さん、坂田さん、田村さんにお礼の拍手をしたいと思います、ありがとうございます。そうしましたらこれにて中部ブロックの大会を終了させていただきたいと思います。

どうぞ皆さんお気をつけてお帰りください。

そしてそれぞれの現場で今日得たものを、またそれぞれつないでいただきたいと思います。

どうもありがどうもありがとうございました。お疲れ様でした。(拍手)

第三者評価機関のとらえた母子生活支援施設における 子どもの権利擁護

名古屋市立大学大学院 008940

浅田 明日香

抄録

2023年に子ども基本法が施行され、さらなる子どもの権利擁護の発展が求められる。母子生活支援施設には、施設運営の質の向上のため第三者評価の受審義務があり、子どもの権利擁護はその評価対象である。そこで本研究は、第三者評価機関がとらえた母子生活支援施設における子どもの権利擁護の取組と課題を明らかにすることを目的とした。第三者評価を分析した結果、A {子どもの権利擁護の理念}、B {組織運営の枠組み}、C {組織的支援の展開}、D {子どもの権利行使支援}、E {権利擁護の補完と強化}の5つのコアカテゴリーを抽出した。分析結果から母子生活支援施設における子どもの権利擁護の重視は確認できたが、母親と子どもの権利擁護が未分化なまま取組がなされており、子どもの最善の利益の独立性が懸念される。また、職員による権利侵害の可能性と救済機能の必要性が示唆された。

キーワード

子どもの権利、第三者評価、母子生活支援施設、子どもの声

I. 研究の背景と目的

日本は、1994年に子どもの権利条約（以下、権利条約）を批准した。2023年には子どもの権利を包括的に保障する子ども基本法が施行されたが、子どもの貧困や児童虐待などの深刻な子どもの権利侵害は後を絶たない。とくに母子世帯で暮らす子どもの多くは、厳しい生活環境に置かれている。子どものいる世帯は減少しているが、母子世帯は1988年～2016年に84.9万世帯から123.2万世帯へと増加しており、約1.5倍となっている（内閣府 2021：17）。母子世帯の母自身の平均年間年収は272万円であり、父子世帯の父自身の平均年収518万円を大きく下回る（厚生労働省 2023：1）。母子世帯の経済的困窮は実感としても示されており、生活が「苦しい」

と感じている世帯の割合は全世帯51.3%に対して、母子世帯75.2%である（厚生労働省 2023：16）。加えて、父母子世帯で暮らす母親と子どもも、家庭内暴力にさらされていることがある。婦人相談所等が受け付けた女性相談者81,041人のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が34,541人であり、配偶者からの暴力被害者の割合が増加している（厚生労働省 2022：174）。以上のことから、社会的支援につながっていない母親と子どもが地域に取り残されていることが危惧される。

そのような現状をふまえ、母親と子どもがともに入所できる母子生活支援施設（以下、施設）には、危機的状況からの脱出を支える社会的支援が期待される。施設の入所理由をみると、「配

偶者からの暴力」が50.7%で最も多く、次いで「経済的理由による」が12.8%、「住宅事情による」が16.4%となっている（厚生労働省 2020：21）。このように施設は、困窮する母親と子どもの受け入れを実施しているものの、全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2021：13）（以下、全社協・全母協）によると全国212施設のうち53.4%の施設が暫定定員となっている。施設の課題の1つとして、1997年児童福祉法改正により打ち出された生活支援・自立支援機能の実装が全域に広がっていないことがある。厚生労働省（2014：44）によると、施設による取組の差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。したがって、子どもの権利擁護に関する取組の差が大きく、等しく機能していないことが憂慮される。この問題が続く限り、生まれ育つ場所や地域を選べない子どもたちの不利益は避けられない。森田（2014：20）は、日本の児童福祉は子育て家庭を補完的に支援する考え方がとられているために、子ども自身への直接的な支援や関与をして子どもの育ちを積極的に社会が担い進めるという視点が弱いと指摘する。施設によっては、子育て家庭を補完的に支援する考えが根強く、取組内容に影響を与えていることも考えられる。施設での母子支援研究としては、支援のあり方（岩田 2004；堺 2013；我謝 2015；中澤・鳥山 2016など）、2001年より配置された心理職による心理支援業務（福島2014；木元 2018；須崎2019など）、DV や虐待経験のある母子への支援（野坂 2017；増井 2020など）に関する研究がある。

とくに、DV は子どもに深刻な影響をもたらすことが指摘されている。渡邊ら（2007：307）によると、DV によって発達や成長を阻害されることで、子どもに様々な身体的、心理的症状が現れる。これは、権利条約の一般原則の1つである生命、生存および発達に対する権利を始

めとする子どもの権利の著しい侵害であり、施設における支援体制の充実が子どもの権利回復の鍵となりうる。増井（2020：57）は、2施設において暴力被害等を経験した入所者への支援研修プログラムを検証し、その効果を明らかにした。また、野坂（2017：40）は、3施設において調査を実施し、職歴が長いほどDV 被害者家族システムを持った支援を展開するようになることを明らかにした。以上のように、施設におけるDV 被害者支援の専門性向上に貢献する研究が実施されているが、これらの研究は限られた施設における検証にとどまっている。施設による取組の差に関する指摘をふまえ、子どもの権利擁護の全国的な展開が求められるが、これに資するような大規模調査は見当たらない。多くの施設が利用者保護のため、所在地を非公開としていることが、その主な理由なのかもしれない。全母協は全国の施設を対象とする定期的な調査（全社協・全母協 2021）を実施しており、施設の実態を知るうえでは意義があるが、子どもの権利擁護に特化したものとはなっていない。そこで、本研究は第三者評価に着目した。山縣（2018：38）によると、第三者評価は、利用者本位の福祉サービス実施体制の構築を目指す社会福祉基礎構造改革により社会福祉法に反映されたサービス向上のための事業である。第三者評価には、客観的な目が入り事業改善などの参考にできる意義がある。ここから、施設職員の気づきを促すためになされた第三者評価を活用し、第三者評価機関がとらえた子どもの権利擁護に関する取組と課題を整理できると考えた。そこで本研究は、第三者評価機関がとらえた子どもの権利擁護に関する取組と課題を明らかにすることを目的とする。ただし、第三者評価は施設関係者が間接的にしか関与していないという限界があることを断っておく。

Ⅱ. 研究方法

1. 分析の対象

本研究は、第三者評価の全国推進組織である全社協による全国認証の第三者評価結果を分析対象とする。施設の第三者評価結果は「社会的養護施設第三者評価結果検索」（全社協 2022）データベースから入手した。収集した第三者評価結果は2018年1月から2022年5月の期間に結果が確定したもののうち160施設の最新の結果である。厚生労働省が3年に1度の実施を義務付けていること、受審から結果公表まで一定期間を要することから、約5年の幅をもたせた。このため、施設減少傾向から考えると、分析対象には現時点で稼働していない施設も含まれる可能性がある。

全社協は第三者評価基準の目的・評価の着眼点等を示しており、第三者評価機関はこれに基づいて評価を行っている。本研究では、第三者評価の内容評価基準に含まれる子どもの権利擁護に関する評価のコメント（以下、コメント）を抽出し分析対象とした。なお、厚生労働省は都道府県推進組織が独自に第三者評価を実施することも認めている。これを受けて、東京都、青森県、福井県、広島県は独自の都県推進組織による第三者評価を実施しているが、今回は分析対象から除いた。

2. 分析方法

評価に関する第三者評価機関の記載内容や記載量には相当な幅がみられた。また、少なくともコメントにおいて、全社協が示す評価基準の目的・評価の着眼点等の文言が多用されていた。そこで、個々のコメントを深く読み解くよりは、それぞれに含まれる具体的な子どもの権利擁護に関する取組の記述を抽出し、それらの関連を効果的に把握する佐藤（2008）の質的データ分析法が適していると考えた。分析手順は以下のとおりである。①コメントから全社協の示す評価基準の文言を除き、具体的な子どもの権利擁

護に関する取組に関する記述をセグメントとして抽出した。②セグメントの関連や共通点を検討し、コードとして生成した。③子どもの権利擁護に関する取組内容の一般化を図るためにコード間の関係性の比較を行いながらカテゴリーを生成した。この①②③の手続きを繰り返していった。以下、コアカテゴリーを { }、カテゴリーを【 】、コードを< >で示し説明していく。なお、紙面の都合上セグメントは割愛する。

Ⅲ. 分析結果

本研究では、第三者評価結果に示された子どもの権利擁護に関する取組の分析を行い、カテゴリーを生成した。その結果、A {権利擁護の理念}、B {組織運営の枠組み}、C {組織的支援の展開}、D {子どもの権利行使の支援}、E {権利擁護の補完と強化}の5つのコアカテゴリーを抽出した。分析結果一覧を表1に、全体構造を図1に示す。全体構造は5つのコアカテゴリーで構成され、D {子どもの権利行使の支援}に近づくほど子どもの権利擁護に関する取組の具体性が増し、離れるほど抽象度が増すことになる。A {権利擁護の理念}の実現には、個別的な実践における理念の浸透が欠かせない。したがって、A {権利擁護の理念}を活かして各施設におけるB {組織運営の枠組み}に組み込み、C {組織的支援の展開}を通して、一人ひとりの子どもに対応するD {子どもの権利行使の支援}に反映されうる。加えて、A～Dの補完と強化としてE {権利擁護の補完と強化}が機能するという構造である。このように、全体構造は組織的な子どもの権利擁護システムによって担保されるといえる。

1. 権利擁護の理念

A {権利擁護の理念}は、【理念や検討で権利条約を活かす】【全母協の倫理綱領の周知・浸透を図る】【厚生労働省の運営指針に基づく】

の3つのカテゴリーから生成された。【理念や検討で権利条約を活かす】とは、権利条約に基づいた支援の実施のため、＜子どもの権利を職員全員で確認する＞など、組織運営や組織的支援において権利条約をふまえることを示す。【全母協の倫理綱領の周知・浸透を図る】とは、全母協が作成した＜倫理綱領を配布・掲示・携帯する＞などにより職員に理解を促すことを示す。【厚生労働省の運営指針に基づく】とは、厚生労働省が作成した運営指針、運営ハンドブックの配布や読み合わせにより＜運営指針、運営ハンドブックに基づく支援を実施する＞などを示す。

2. 組織運営の枠組み

B {組織運営の枠組み} は、B 1 運営理念・方針と B 2 規程・マニュアルから成り立っている。B 1 運営理念・方針は【母親と子どもの権利擁護を組織運営の中心にする】【母親と子どもの最善の利益を重視する】【職員による不適切な関わりを禁止する】の3つのカテゴリーから生成された。【母親と子どもの権利擁護を組織運営の中心にする】とは、＜母親と子どもの権利擁護を理念・方針とする＞などにより、職員の権利擁護の理解を図ることを示す。【母親

と子どもの最善の利益を重視する】とは、＜母親と子どもの最善の利益を優先する＞などを理念・方針とすることを示す。【職員による不適切な関わりを禁止する】とは、倫理綱領などにおいて＜利用者の権利と職員による不適切な関わりの禁止を明記する＞ことを示す。また、B 2 規程・マニュアルは【母親と子どもの権利擁護の規程・マニュアル整備により職員が共有する】【権利侵害防止マニュアルを作成する】【職員による不適切な関わりの禁止を規程・マニュアルに明記する】の3つのカテゴリーから生成された。【母親と子どもの権利擁護の規程・マニュアル整備により職員が共有する】とは、＜母親と子どもの権利擁護を規程・マニュアルに記載する＞などにより職員に周知することを示す。【権利侵害防止マニュアルを作成する】とは、＜虐待防止マニュアルを作成する＞や＜DV 被害者・加害者対応マニュアルを整備する＞などにより虐待や DV への対応をマニュアルで定めることを示す。【職員による不適切な関わりの禁止を規程・マニュアルに明記する】とは、職員による利用者への＜不適切な関わりの禁止を規定に明記する＞に加え、＜職員の処罰規定がある＞により厳しく対処することを示す。

表 1 母子生活支援施設第三者評価の子どもの権利擁護に関する取組一覧

コアカテゴリー	カテゴリー	コード
A {権利擁護の理念}	理念や検討で権利条約を活かす	子どもの権利を職員全員で確認する
		権利条約を理念・方針に反映する
		検討の際に権利条約をふまえる
	全母協の倫理綱領の周知・浸透を図る	倫理綱領を配布・掲示・携帯する
		倫理綱領の読み合わせをする
		倫理綱領に基づき施設運営を実施する
B {組織運営の枠組み} B 1 運営理念・方針	母親と子どもの権利擁護を組織運営の中心にする	母親と子どもの権利擁護を理念・方針とする
		母親と子どもの権利擁護を理念として職員の理解を図る
	母親と子どもの最善の利益を重視する	子どもの最善の利益を重視する
		母親と子どもの最善の利益を優先する
	職員による不適切な関わりを禁止する	利用者の権利と職員による不適切な関わりの禁止を明記する

コアカテゴリー	カテゴリー	コード
B 組織運営の枠組み B 2 規程・マニュアル	母親と子どもの権利擁護の規程・マニュアル整備により職員が共有する	母親と子どもの権利擁護を規程・マニュアルに記載する 規程・マニュアルへの記載による母親と子どもの権利擁護を周知する
	権利侵害防止マニュアルを作成する	虐待防止マニュアルを作成する DV 被害者・加害者対応マニュアルを整備する
	職員による不適切な関わりの禁止を規程・マニュアルに明記する	不適切な関わりの禁止を規程に明記する 職員の処罰規定がある
	権利擁護を念頭に置いて事業計画を作成する	事業計画策定時に子どもの権利について話し合う 母親と子どもの権利擁護の理念や項目を設ける
	期待する職員像を事業計画に記載する	「施設が目指す職員」を掲げる
C 組織的支援の展開 C 1 計画	権利擁護に基づく自立支援計画を作成・実施する	母親と子どもの最善の利益を念頭に置く 母親と子どもの意向を確認する 計画に基づいた母子の権利擁護を実施する
	実践を組織的に振り返る	母親と子どもの最善の利益に配慮した支援をしているか振り返る 母子の権利が侵害されていないか話し合う 職員主導の支援になっていないか確認する
	様々な場面で検討の機会をもつ	申し送りや職員会議、処遇検討会など様々な場面で検討する 学校や市役所、警察等の関係機関と連携する
	様々な検討方法を活用する	母親と子どもの権利擁護にまつわる事例を通して具体的に検討する 外部の専門家を招きスーパービジョンを行う 母子の背景や生活状況の理解をふまえた支援になっているか職員全員で振り返る ケース記録や入所者の要望等の記載をもとに支援を振り返る
	職員の権利侵害に抵触する言動を見直す	職員による権利侵害の疑いがあれば話し合う
D 子どもの権利行使の支援 D 1 子どもの権利学習	入所時に子どもの権利を周知する	入所のしおりに子どもの権利を明記する 入所時に母親と子どもを対象に子どもの権利の説明をする
	施設生活の中で子どもの権利を周知する	施設内に子どもの権利に関する掲示をする 紙芝居や子ども通信などの方法で子どもの権利を伝える 母親と子どもを対象にCAP プログラムを実施する
	子どもの権利ノートを活用する	子どもの権利ノートの読み合わせをする 子どもの権利ノートを使って子どもの権利擁護を説明する
	子どもの声をきく	面談やアンケート、子ども会議など様々な方法できく 子どもの声を自立支援計画に反映する
	子どもが声をあげる仕組みがある	困ったときに声をあげられるようにする 母子が受けられる支援や、苦情解決の仕組みを知らせる いやなことの適切な断り方を伝える
E 権利擁護の補完と強化 E 1 権利擁護のチェック	権利擁護チェック機関を設置する	施設の運営法人にコンプライアンス委員会を設置する 人権擁護、虐待防止委員会を設置する 苦情解決制度を活用する
	職員による不適切な関わりを防止する	母子への不適切な関わりをしていないか自己評価を実施する チェックリストを用いて、職員が入所者に権利侵害をしていないか振り返る 権利侵害に抵触する言動について話し合う 個別面談で権利侵害防止について確認する
	権利擁護研修により職員の共通理解を図る	人権に関わる研修を実施し職員の共通理解を図る 虐待についての研修を実施する
	権利擁護研修の機会を定着させている	毎年実施するなど、定期的に母親と子どもの権利擁護研修を実施する 入職時に権利擁護や個人情報保護について説明する
	権利擁護研修の機会が豊富にある	外部研修の内容を職員会議で報告する 施設内外両方の権利擁護研修がある

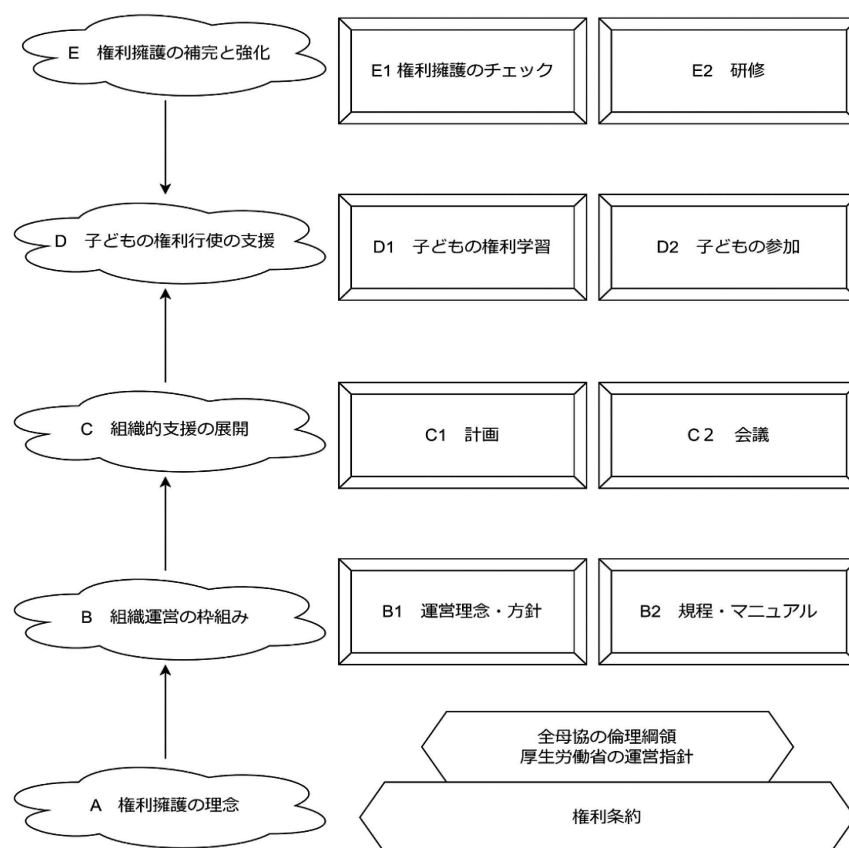


図1 母子生活支援施設における子どもの権利擁護に関する取組の全体構造（筆者作成）

3. 組織的支援の展開

C {組織的支援の展開} は、C 1 計画とC 2 会議によって成り立っている。C 1 計画は【権利擁護を念頭に置いて事業計画を作成する】【期待する職員像を事業計画に記載する】【権利擁護に基づく自立支援計画を作成・実施する】の3つのカテゴリーから生成された。【権利擁護を念頭に置いて事業計画を作成する】とは、＜事業計画策定時に子どもの権利について話し合う＞ことや、事業計画に＜母親と子どもの権利擁護の理念や項目を設ける＞ことにより権利擁護を具体化し実践に取り入れることを示す。【期待する職員像を事業計画に記載する】とは、事業計画に＜「施設が目指す職員」を掲げる＞ことで、求められる職員の姿を明確にすることを示す。【権利擁護に基づく自立支援計画を作成・実施する】とは、自立支援計画作成の際に＜母親と子どもの最善の利益を念頭に置く＞や

＜母親と子どもの意向を確認する＞などにより母親と子どもの権利擁護に基づいた計画を実施することを示す。また、C 2 会議は【実践を組織的に振り返る】【様々な場面で検討の機会をもつ】【様々な検討方法を活用する】【職員の権利侵害に抵触する言動を見直す】の4つのカテゴリーから生成された。【実践を組織的に振り返る】とは、＜母親と子どもの最善の利益に配慮した支援をしているか振り返る＞など、人権の視点から実践を評価することを示す。【様々な場面で検討の機会をもつ】とは、＜申し送りや職員会議、処遇検討会など様々な場面で検討する＞ことに加え、関係機関との連携を行うことを示す。【様々な検討方法を活用する】とは、＜母親と子どもの権利擁護にまつわる事例を通して具体的に検討する＞ことであり、事例検討をはじめ、スーパービジョン、ケース記録や入所者の要望などをもとに話し合うことを示す。

【職員の権利侵害に抵触する言動を見直す】とは、＜職員による権利侵害の疑いがあれば話し合う＞により職員による権利侵害を早期発見と解決を目指すことを示す。

4. 子どもの権利行使の支援

D {子どもの権利行使の支援}は、D 1子どもの権利学習とD 2子どもの参加によって成り立っている。D 1子どもの権利学習は【入所時に子どもの権利を周知する】【施設生活の中で子どもの権利を周知する】【子どもの権利ノートを活用する】の3つのカテゴリーから生成された。【入所時に子どもの権利を周知する】とは、施設が子どもに配布する＜入所のしおりに子どもの権利を明記する＞などにより施設生活の始まりの段階で、子どもが自分の権利を知る機会を提供することを示す。【施設生活の中で子どもの権利を周知する】とは、＜施設内に子どもの権利に関する掲示をする＞をはじめ、子ども通信、CAP プログラムなどを通して子どもの権利学習の機会を提供することを示す。【子どもの権利ノートを活用する】とは、子どもとともに＜子どもの権利ノートの読み合わせをする＞などにより子どもの権利の理解を促すことを示す。D 2子どもの参加は【子どもの声をきく】【子どもが声をあげる仕組みがある】の2つのカテゴリーから生成された。【子どもの声をきく】とは、＜面談やアンケート、子ども会議など様々な方法できく＞などにより、子どもの声を支援に反映することを示す。【子どもが声をあげる仕組みがある】とは、＜困ったときに声をあげられるようにする＞や、＜母子が受けられる支援や、苦情解決の仕組みを知らせる＞などにより子どもが自らの尊厳を守る方法を伝えることを示す。

5. 権利擁護の補完と強化

E {権利擁護の補完と強化}は、E 1権利擁護のチェックとE 2研修によって成り立ってい

る。E 1権利擁護のチェックは【権利擁護チェック機関を設置する】【職員による不適切な関わりを防止する】の2つのカテゴリーから生成された。【権利擁護チェック機関を設置する】とは、＜施設の運営法人にコンプライアンス委員会を設置する＞など、権利擁護のための委員会設置や苦情解決制度の活用を示す。【職員による不適切な関わりを防止する】とは、＜母子への不適切な関わりをしていないか自己評価を実施する＞や、会議や個別面談で話し合うなどにより職員による入所者への権利侵害を防ぐことを示す。また、E 2研修は【権利擁護研修により職員の共通理解を図る】【権利擁護研修の機会を定着させている】【権利擁護研修の機会が豊富にある】の3つのカテゴリーから生成された。【権利擁護研修により職員の共通理解を図る】とは、＜人権に関わる研修を実施し職員の共通理解を図る＞などにより職員の人権意識向上を図ることを示す。【権利擁護研修の機会を定着させている】とは、＜毎年実施するなど、定期的に母親と子どもの権利擁護研修を実施する＞などにより職員が研修に定期的に参加する機会を確保することを示す。【権利擁護研修の機会が豊富にある】とは、＜外部研修の内容を職員会議で報告する＞、＜施設内外両方の権利擁護研修がある＞ことにより研修機会を様々な形で保障することを示す。

Ⅳ. 考察

1. 子どもの最善の利益の独立性の担保

子どもの権利擁護の仕組みにおいて、B 1運営理念・方針の【母親と子どもの権利擁護を組織運営の中心にする】、C 1計画の【権利擁護を念頭に置いて事業計画を作成する】、D 2子どもの参加の【子どもの声をきく】、E 2研修の【権利擁護研修により職員の共通理解を図る】など、施設の運営理念から研修にいたるまで、あらゆる段階で子どもの権利擁護を重視する取組が確認できた。とくに実践において、子ども

が権利を学ぶだけでなく、施設として子どもの声をきき支援に反映する、声をあげる方法を伝える意義は大きい。子どもが能動的に権利を行使し、権利主体者としての尊厳を高めるのはもちろんのこと、権利侵害への対応とも関わる。これについては後述する。

一方で、分析結果が示した子どもの権利理解には気がかりな点がある。カテゴリーには権利擁護の対象として「母親と子ども」や「母子」という文言が複数みられた。子どもの権利は、周辺の人々との関係性のなかで保障されること、母親も施設が支援対象とする人権の主体者であることから、母親と子どもの権利擁護を総合的に図るところに施設の特徴がある。だが、この特徴は子どもの権利擁護を難しくさせる一面も含んでいる。如実にその難しさが表れるのは、子どもの最善の利益の独立性である。コメントでは「子どもの最善の利益」と「母親と子どもの最善の利益」の2つの表記がみられたが、「母親と子どもの最善の利益」とする場合は、母親も最善の利益の受益者ととらえているように読み取れる。荒牧（2000：49-50）によると、権利条約は子どもの利益を親その他の主体や社会一般の利益から独立したものとして位置づけており、国が親子関係・家庭環境に介入する際の判断基準となる。子どもと大人の関係には力の不均衡が内在するが、親子関係も例外ではない。親子間で権利葛藤が全面に出た場合に、子どもが弱い立場に置かれたり、児童虐待などの権利侵害にさらされたりすることもある。ただし、施設の取組には、この点への配慮がまったくみられないわけではない。例えば、B2 規程・マニュアルの【権利侵害防止マニュアルを作成する】は、児童虐待対応も含んでいる。しかし、母親と子どもの権利擁護が未分化なまま取組を実施している施設については、施設の取組全体を見直し子どもの最善の利益の独立性を担保することが期待される。

2. 職員による権利侵害と救済機能の必要性

権利擁護のチェック機能として、B1 運営理念・方針の【職員による不適切な関わりを禁止する】、B2 規程・マニュアルの【職員による不適切な関わり禁止を規程・マニュアルに明記する】、C2 会議の【職員の権利侵害に抵触する言動を見直す】、E1 権利擁護のチェックの【職員による不適切な関わりを防止する】により職員による権利侵害を防ぐ仕組みが確認できた。職員による権利侵害を想定せざるを得ない事実は見過ごせないが、チェックリストや個別面談、研修などを通して、改善に向けた取組をしている施設が確認できた。加えて、権利擁護チェック機関の設置により権利侵害が起きないように監視機能を強化する取組もみられた。外部からは見えにくい施設内での子どもの安全安心な暮らしを確保する取組であると考え、その背景として、社会的養護における子どもの権利への関心の高まりが指摘できる。中川（2020：151）によれば、児童養護施設等の職員による入所児童への虐待が問題視され、2008年の児童福祉法改正により被措置児童等虐待を防止する枠組みの規定がなされた。このような流れを受け、厚生労働省（2012：19）による施設の運営指針には、職員等による暴力や脅かしなどの権利侵害の防止に関する記載がある。

同時に、子ども自身が自己の権利を知らなければ権利侵害に気づくことが困難であるため、子どもへの権利啓発も不可欠である（栄留 2020：55）。とりわけ、逆境的な環境で育った子どもは、感情を表出することが危険で無意味なことだと考えるようになる（永野 2021：108）。このため、D {子どもの権利行使の支援} が大きな意味を持つ。D1 子どもの権利学習は、入所のしおりやCAP プログラムなどを通した子どもへの権利啓発であり、不適切な関わりに自ら気付くことを促す。さらに、D2 子どもの参加は、子どもが声をあげる機会や苦情解決の仕組みを知らせ、「困ったこと、いやなことがあれ

ば声をあげていい」というメッセージを子どもに伝える側面を持つ。子どもに声をあげる権利があることは、権利条約に明確に位置付けられている。権利条約十二条意見表明権は、子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利である。施設は子どもの生活の場であることから、施設運営の質はそこで暮らす子どもに大きな影響を与える。以上のことから、子どもの権利侵害を防ぐ手立てとして運営理念や規程に職員による不適切な関わり禁止を明記するとともに、子どもへの権利啓発や声をあげる機会の提供が重要といえる。

さらに、コメントでは救済機能に関する言及は見当たらなかったが、施設の外部に救済機能を整備する必要がある。全社協・全母協(2021:77)によると、利用者から苦情申し立てがあった施設は全国208施設のうち約半数の91施設あり、申し立て件数は605件にのぼる。したがって、職員による権利侵害を想定せざる得ない状況や、少なくない苦情申し立て件数は救済制度の必要性を示していると考ええる。これに関して、厚生労働省(2021:2)は社会的養護の経験者等のヒアリングを実施し、意見表明支援員¹⁾や子どもオンブズパーソン²⁾のような権利擁護のあり方を示している。今後は、施設に暮らす子どもにとってアクセスしやすい権利救済制度構築が期待される。

V. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、これまでほとんど研究されてこなかった第三者評価機関がとらえた施設における子どもの権利擁護に関する取組と課題を明らかにすることを目的とした。その結果、A {権利擁護の理念}、B {組織運営の枠組み}、C {組織的支援の展開}、D {子どもの権利行使の支援}、E {権利擁護の補完と強化}の5つのコアカテゴリーを抽出した。分析結果から子どもの権利擁護の重視は確認できたが、施設によっては母親と子どもの権利擁護が未分化なまま取組

がなされており、子どもの最善の利益の独立性が懸念される。また、職員による権利侵害の可能性と救済機能の必要性が示唆された。

最後に本研究の限界について述べる。第一に、子どもの権利擁護は予算不足により阻まれる場合もありうるが、これについては検討できなかった。例えば、全社協・全母協(2011:7)は、施設によっては地方自治体の財政事情を背景とした予算枠による利用抑制により、充足率の減少→運営費の減額→支援力の低下の負のスパイラルを指摘する。第二に、分析対象とした全国認証の第三者評価は、子どもの声をきく項目を設けておらず、アドボカシーについて検討できなかった。この点において、東京都が独自評価基準により実施する第三者評価では、子どもの声をきく「児童調査」を設けており第三者評価におけるアドボカシー機能の可能性を示す(東京都福祉保健財団2023)。第三に、厚生労働省(2018:1)は、第三者評価機関や評価調査者により第三者評価結果にばらつきがあることを認めている。そのため、本研究の成果は施設の共通性として扱うことはできない。これらの限界をふまえ、制度を中心とするマクロレベルと、子どもの声を中心とするミクロレベルの両面から、施設における子どもの権利擁護を包括的に明らかにすることを今後の課題とする。

注

- 1) 厚生労働省(2021:8)は、弁護士が一時保護所を訪問し、そこで生活する子どもの意見を聴き取った上で、支援等の改善につなげている意見表明支援の先行事例を挙げる。イギリスのアドボカシーを研究する栄留(2015:144)は、アドボカシー実態調査では常に子どもからのアクセスが少ないことが問題となっており、アウトリーチ型の独立訪問アドボケイトを解決策として提案する。
- 2) 子どもオンブズパーソンとは、公的な独立

性のある第三者機関として子どもの権利を守るための相談機関であり、子どもとともに考え解決を目指す。子どもオンブズパーソンによっては、問題解決に向けて他機関に勧告・要請をする権限をもつ。そのため、施設単独による設置運用は困難であり、国及び施設が所在する自治体の公的責任によるところは大きい。

文 献

- 荒牧重人 (2000)「第三条(子どもの最善の利益)」永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人・荒牧重人編 (2000)『「新解説」子どもの権利条約』, 日本評論社, 48-55.
- 栄留里美 (2015)『社会的養護児童のアドボカシー——意見表明権の保障を目指して』, 明石書店.
- 栄留里美 (2020)「児童養護施設における訪問アドボカシー実践の評価研究——子ども・施設職員へのインタビュー調査に基づく考察」『子ども家庭福祉学』20, 53-66.
- 福島 円 (2014)「母子生活支援施設における心理職の役割」『白梅学園大学・短期大学紀要』50, 17-27.
- 我謝美左子 (2015)「母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク——支援者へのグループインタビューを通して」『研究紀要』(聖徳大学) 26, 85-92.
- 岩田美香 (2004)「母子生活支援施設の評価とソーシャルワークに関する研究」『教育福祉研究』10(2), 41-129.
- 木元卓也 (2018)「母子生活支援施設における心理支援業務の構築に関する研究——新しい社会的養育ビジョンをうけて」『宇部フロンティア大学附属地域研究所年報』8(1), 10-28.
- 厚生労働省 (2014)『母子生活支援施設運営ハンドブック』.
- 厚生労働省 (2018)『「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について』.
- 厚生労働省 (2020)『児童養護施設入所児童等調査の概要』.
- 厚生労働省 (2021)「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000785665.pdf>, 2023.12.18)
- 厚生労働省 (2022)『厚生労働白書(令和4年版)』日経印刷.
- 厚生労働省 (2023)「国民生活基礎調査Ⅱ 各種世帯の所得等の状況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf>, 2023.9.9)
- 厚生労働省 (2023)「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」(<chrome-extension://efaidnbmnnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027754.pdf>, 2023.8.21)
- 増井香名子 (2020)「母子生活支援施設における職員研修の実践とその効果——暴力被害等を経験した子どもと母への支援力向上に向けて」『社会問題研究』(大阪府立大学) 69, 57-66.
- 森田明美 (2014)「子どもの権利を基盤にした児童福祉を考える」『家族研究年報』39, 17-36.
- 永野 咲 (2021)「第3章 社会的養護における当事者参画」栄留里美・長瀬正子・永野咲編『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから——子どもの「声」を大切に社会ってどんなこと?』明石書店, 95-130.
- 中川友生 (2020)「子どもへの体罰・暴力の禁止と安全な養育への権利保障に関する実証的研究—代替的家庭環境に育つ子どものための『子どもの権利ノート』理論の構築を求めて」, 早稲田大学文学学術院2020年度博士学位論文.

中澤香織・鳥山まどか（2016）「調査報告——北海道の母子生活支援施設の現状」『教育福祉研究』21, 107-41.

内閣府（2021）『男女共同参画白書（令和3年版）』勝美印刷.

野坂洋子（2017）「暴力のある家庭環境で育った子どもへの支援」『現代福祉研究』（法政大学）17, 31-43.

堀 恵（2015）「母子世帯の生活課題に対する母子生活支援施設の役割——施設を退所した母親たちへのインタビュー調査からの考察」『竜谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』（22）, 35-57.

佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法——原理・方法・実践』, 新曜社.

須崎暁世（2019）「母子生活支援施設における支援の検討——心理的支援と「第三の人」の持つ意味」『神戸山手大学紀要』21, 81-96.

東京都福祉保健財団「令和4年度サービス別共通評価項目・標準調査票等 53. 母子生活支援施設」(https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/servicehyouka/2022sheets/53_boshi.html, 2023.3.13).

渡邊明日香・藪長千乃（2007）「DV が子どもに与える影響と支援のあり方に関する一考察」『文京学院大学人間学部研究紀要』9(1), 295-316.

山縣文治（2018）「福祉的視点からみた教育・保育制度および実践の評価」『保育学研究』56(1), 33-43.

全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2011）「母子生活支援施設の現状と課題 第1回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会提出資料1-6(1)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dcdg.pdf>, 2023.8.29)

全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2021）『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』.

全国社会福祉協議会（2022）『社会的養護施設第三者評価結果検索』(<http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>, 2022.11.26).

The advocacy of children's rights in maternal and child living support facilities as perceived by third-party evaluation agencies

Asuka ASADA

Abstract

This study identifies, as perceived by third-party evaluation agencies, the initiatives undertaken at maternal and child living support families for the advocacy of children's rights and the issues involved in such initiatives. The analysis of third-party evaluations yielded the following rubrics —A: the concept of “the advocacy of children's rights,” B: the framework of organizational management, C: the development of organized forms of support, D: support for children's execution of their rights, and E: supplementation and strengthening of the advocacy of rights. The results confirmed an emphasis on the advocacy of children's rights. However, some initiatives have failed to differentiate between the advocacy of children's rights and those of mothers, and there are concerns that such initiatives may fail to establish the independence of the best interests of the child. Furthermore, the findings suggested the possibility of rights violations on the part of staff and the need for avenues for relief therefrom.

Keywords

The Right of the Child, third-party evaluation, a maternal and child living support facility, Children's Voices

民生委員の相談相手の属性やネットワーク量による 活動継続意欲の相違： ネームジェネレータを用いた質問紙調査より

日本福祉大学大学院博士課程、大妻女子大学人間関係学部 9744

飛田 和樹

抄録

【目的】民生委員の相談相手とのつながりと活動継続意欲の関連について、ネームジェネレータを用いた質問紙調査により検討した。【方法】X市Y区において、民生委員計153名を対象に質問紙調査を実施した（101件回収、回収率66.0%）。二者関係単位では357のつながりが把握された。【結果】民生委員一人あたりでは、活動継続意欲と援助成果（ $p = .000$, $B = 0.12$, $\beta = .391$ ）、援助成果と民生委員が相談相手に会う頻度（ $p = .043$, $B = 1.08$, $\beta = .273$ ）の関連が確認された。民生委員と相談相手の二者関係では、相談相手「家族」とのつながりに対して「友人」（ $p = .048$, $B = 0.76$, $\beta = .097$ ）、「区役所」（ $p = .021$, $B = 0.89$, $\beta = .117$ ）、「地域包括支援センター」（ $p = .029$, $B = 0.71$, $\beta = .129$ ）、「区社会福祉協議会」（ $p = .019$, $B = 1.01$, $\beta = .110$ ）とのつながりは、活動継続意欲が高い傾向にあった。【考察】民生委員が相談相手と会う頻度、専門機関や友人との相談できる関係が民生委員の活動継続意欲に関連する可能性が示唆された。

キーワード

民生委員・児童委員、相談相手とのつながり、活動継続意欲、ネームジェネレータ、二者関係（ダイアド）

1. 研究の背景と目的

民生委員制度は、その基となる済生顧問制度が創設された1917年から数え、2017年に100周年を迎えた。日本における社会福祉・地域福祉を支えてきた制度のひとつであり、民生委員・児童委員（以下、民生委員）は福祉活動の重要な担い手である。近年では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における課題抽出・検討・解決に向けたネットワークの構成員として例示されている（厚生労働省 2010）。社会福祉法による新たな任意事業である重層的支援体制整備事業でも、地域生活課題の把握と多機関

協働事業者へのつなぎ、重層的支援会議への参画、参加支援や地域づくりにおいて、民生委員と事業者やコーディネーターが積極的に連携することが求められている（厚生労働省2021）。民生委員には、要援護者や地域住民、専門職のつなぎ役として、「多様な関係者をつなぐ『結節点（ハブ）』」（全国民生委員児童委員連合会 2017）になることが期待されている。

一方で、民生委員にはかねてから、活動における困難さ（大村 2010）や負担感（多次ほか 2015）があり、委員の欠員や回転率の速さ（川上 2014）等の課題が指摘されている。期待さ

れる役割にすべて応えようとする民生委員の負担が大きくなり（全国民生委員児童委員連合会 2017）、民生委員活動に対する負担感が高いと活動継続意向は低くなる（OR=1.68, 95% CI 1.38, 2.04）（多次ほか 2020）。民生委員活動の継続性については、地域包括支援センター（OR=1.46, 95% CI 1.10, 1.94）や民生委員同僚（OR=1.43, 95% CI 1.09, 1.89）へ相談している民生委員のほうが、1期目から2期目への活動継続意向が高いことが明らかになっている（多次ら 2020）。さらに、専門機関による民生委員へのサポートは、援助成果の増加や役割曖昧の減少を介して間接的に継続意欲を高めることが示唆されている（ $\beta = 0.29$, 95% CI 0.20, 0.38）（杉原 2018）。

民生委員同僚や専門機関との関係および受領サポートについて、「連携」に着目するか、「相談・対応」に着目するかは、それを論じる視点によって異なる。地域包括支援センターと民生委員の連携・協働に関する研究（松崎 2013）では、先行研究の「連携」概念から、連携は「共通の目標に向けた協力・役割分担の様相を示した概念である」としている。専門職間連携が「『二人以上』の『異なった専門職』が『共通の目標達成』をするために行なわれる『プロセス』」（松岡 2000）であることから、連携の動的なプロセスのなかには主体間の相談関係やサポートが含まれていると考えられる。他方で、民生委員は公な調査項目だけでも20以上の悩みや苦勞を抱えており（全国民生委員児童委員連合会 2018）、それらは必ずしも「共通の目標達成」に向けた「プロセス」として相談する事柄とは限らない。

人がストレスを感じたときの行動として「話・愚痴」「相談をする」などが上位に挙がり（高比良 2022）、経験や悩みの開示によって心身の健康状態が改善することが明らかにされている（Frattaroli 2006）。家族介護者が就労と介護を両立する要因のひとつに「悩みを相談できる人

の存在」があり、「同じ境遇の人」、「気軽に・身近で相談できる人の存在」、「専門職（ケアマネジャー）」の存在（田中ほか 2021）という社会関係がある。民生委員であれば、民生委員同士（同じ境遇の人）や、家族・友人（気軽に身近で相談できる人）、専門職へ経験や悩みを相談することが、活動の意欲や負担感に関連する可能性があると考えられる。

以上のことから、民生委員の活動継続意欲と関連要因を検討するうえで、相談相手とのつながりを把握・分析する必要があると考える。先行研究（杉原 2018；多次ら2020など）は、ネットワークやサポートの測定が他者関係の有無や回答者個人（ケース）単位に留まっている。社会的ネットワークの研究では、回答者個人（ケース）単位と二者関係（ダイアド）単位で析出される結果が異なる可能性がある（古谷野ほか 1994）。例えば、回答者である民生委員個人単位ではなく、相談相手一人ひとりの属性と民生委員の意欲の関連が明らかになれば、民生委員活動に資する相談相手の選択やネットワークづくりをより効果的に進められる可能性がある。

そこで、本研究では民生委員を対象とした質問紙調査により、民生委員活動における相談相手の人数や相手の属性および交流頻度を回答者個人（ケース）単位と二者関係（ダイアド）単位で測定し、活動継続意欲との関連を検討することとした。

なお、本研究において民生委員による「相談」は、民生委員が個人的な愚痴から専門的なサポートを要する内容まで、活動全般の経験や悩みについて他者に開示することとした。

2. 研究方法

（1）調査対象

本研究では、X市Y区を対象とした。Y区は、X市内行政区の中では民生委員定数が多く、定数に対する委嘱率が1位であり人員が充足している。民生委員の委嘱率は必ずしも活動の充実

度を示す指標にはなり得ないが、欠員が少なくサンプル数が確保できることを勘案した。Y区内にある全17地区民児協のうち、地区民児協会長から調査の同意が得られた7地区において、当該地区に属する全民生委員計153名を対象に質問紙調査を実施した。調査期間は2021年3月下旬～4月20日であった。質問紙は101件回収（回収率66.0%）され、そのすべてを有効回答とした。

（2）調査項目

①相談相手とのつながり（独立変数）

民生委員の相談相手とのつながりを測定するために、本研究ではネームジェネレータを用いた。調査票では、「あなたが民生委員活動について相談する人を具体的に思い浮かべてください」という説明文により最大10人まで想起してもらい、「その相談相手ひとりひとりについてお伺いします」として、想起された相談相手一人ひとりについて相手の属性や相手との交流頻度を測定した。相談相手の属性は、「家族」、「民生委員」、「友人」、「区役所」、「地域包括支援センター」、「区社会福祉協議会」から1つを選択してもらった。民生委員の活動内容は広範であり、要援護者の個別支援活動（高齢者や障害者への訪問・見守り等）だけではなく、地域における福祉活動（サロン活動、支えあい活動）、地区民生委員児童委員協議会の運営や専門機関等で開催される会議参加などもある。個人の身上に関する秘密（民生委員法第15条）に関与しない内容であれば、家族・友人に対しての相談も想定し得るため、「家族」、「友人」という選択肢を設けた。相談相手との交流頻度は「会って話す頻度」と「電話やメール等でやりとりする頻度」それぞれについて、「ほぼ毎日」、「週に2～3回程度」、「週に1回程度」、「月に2～3回程度」、「月に1回程度」、「年に数回程度」の6件法で回答を得た。得られた回答は順序尺度として分析するほか、連続量として分析に用

いる際には1か月を年平均4.3週として、「ほぼ毎日」=21.5、「週に2～3回」=10.75、「週1回」=4.3、「月に2～3回」=2.15、「月1回」=1、「年数回」=0.3に換算した。換算した値は、二者関係（ダイアド）単位のデータでは相談相手一人ひとりとの交流頻度として、回答者個人（ケース）単位のデータでは相談相手の人数分を単純加算して民生委員個人が相談相手と交流する頻度の合計を算出した。

本調査では、回答者個人（ケース）単位では101件、二者関係（ダイアド）単位では357のつながり（回答者1人あたり平均3.5人程度の相談相手）が把握された。

②活動継続意欲（従属変数）

民生委員の活動継続意欲は杉原（2018）の指標を用いた。変数は、「民生委員活動を今後も続けたいと思いますか」、「全体として民生委員活動にどのくらい満足していますか」、「もし、あなたの友人が民生委員の仕事をしたいと言ったら、あなたはその人に何と言いますか」という3項目である（杉原 2018）。民生委員はその特性上、負担感の大きさや後任者確保の難しさがあり、別途実施した民生委員へのヒアリングでも「満足はしているけど続けたくない」、「続けたくないから友人に勧める」といった状況が起り得ることが確認された。民生委員活動については単に継続したいか否かだけではなく、満足度や他者への勧奨も含めた総合的な意欲の測定が必要であると考え、先行研究（杉原 2018）の尺度3項目をそのまま用いた。それぞれ5件法（「続けたい～続けたくない」、「とても満足している～満足していない」、「強く勧める～止めるように助言する」）で測定して、各回答に5～1点を配点して単純加算した。本研究によるクロンバックの α 係数は0.69であり、一般的に基準とされる0.7には満たなかったが、3項目の項目間相関係数が $r = .381 \sim .482$ であり適切な範囲（Clark, L. A., Watson, D. 1995）に含

まれていること、原版（杉原2018）の α 係数0.71と近似値であったことから、原版同様に一因子として分析した。

③調整変数

性別は「男性」「女性」「回答しない」、就労状況は「正規職員・社員」「派遣社員・契約社員・嘱託」「パート・アルバイト・臨時雇用」「自営業主・家族従業者」「仕事はしていない」から単一回答とした。年齢、現地区の居住年数、民生委員委嘱年数は、数値回答とした。定期訪問世帯数は、「現在定期的に訪問したり、様子を確認している世帯」数を記入してもらった。民生委員担当地区は、地区名を記入してもらった。

民生委員の援助成果・役割ストレスは、杉原（2018）による指標を用いた。民生委員の援助成果は、「人や地域に貢献しようという気持ちが芽生えた」、「活動そのものが楽しめた」、「『もっと～したい』など自分自身を高める目標が生まれた」、「日常生活の中で人との対応が好ましい方向に変わった」、「仲の良い友達ができ」、「気持ちの充足感が生まれた」、「自分にできることで社会と関わり人の役に立つことができた」、「新しい出会いがあり、人間関係の輪が広がった」、「やりがいが生まれた」、「対象者の幸福・安寧のための新たな目標ができた」、「対象者や関係者から様々なことを教えられ勉強になっている」という11項目である（杉原 2018）。本研究では、民生委員や関係機関に対するヒアリングから活動の特性を考慮し、「外出する機会、講座などの学習機会、地域の行事や活動に参加する機会が増えた」という1項目を独自に追加し、それぞれ「とてもあてはまる～まったくあてはまらない」の5件法で測定して、各回答に5～1点を配点して単純加算した。本研究による12項目でのクロンバックの α 係数は0.94であった。民生委員の役割ストレスは、「自分の責任の範囲がはっきりしていない」、「自分に何が期待されているのかわからない」、「要援護

者に対して何をすればよいのかわからない」、「どこまで支援すればよいのか判断に迷うことがある」、「民生委員の間で取り組み姿勢に違いがあってやりにくい」、「ある人からは良いとされたことが他の人からは良くないと言われることがある」、「十分な情報や援助がないのに仕事を割り当てられることがある」、「意味がないと思われる仕事を行政から割り当てられることがある」、「相談件数や見守りを必要とする世帯が多い」、「行政や関係機関からの依頼事項が多い」、「会議や研修が多い」、「知識の習得や情報の整理が追いつかない」という12項目である（杉原 2018）。それぞれ「とてもそう思う～まったくそう思わない」の5件法で測定して、各回答に5～1点を配点して単純加算した。本研究によるクロンバックの α 係数は0.84であった。

個人の心理特性を考慮するため、調整変数として2項目自尊感情尺度（箕浦・成田2013）、3項目版 UCLA 孤独感尺度（Saito, T et al. 2019）を用いた。2項目自尊感情尺度（箕浦・成田 2013）は、「自分にはいろいろな良い素質があると思う」、「自分のことを好ましく感じる」の2項目で、「非常にあてはまる～全くあてはまらない」の5件法で測定し、各回答に5～1点を配点して単純加算した。3項目版 UCLA 孤独感尺度（Saito, T et al. 2019）は、「自分には仲間付き合いが欠けていると感じることがどのくらいありますか」、「自分は取り残されていると感じることがどのくらいありますか」、「自分は他の人達から孤立していると感じることがどのくらいありますか」の3項目で、「ほとんどない」、「時々ある」、「常にある」の3件法で測定し、各回答に1～3点を配点して単純加算した。

（3）分析方法

統計解析には IBM SPSS Statistics Ver.28 を用いた。民生委員一人あたりの相談相手とのつながりと活動継続意欲の関連を検証するため、

回答者個人（ケース）単位のデータセットにより一元配置分散分析および対応のないt検定を行った。独立変数は相談相手の人数および相談相手との交流頻度（会う頻度、電話やメールの頻度）、従属変数は活動継続意欲とした。同様に、活動継続意欲との関連が示されている援助成果・役割ストレス（杉原 2018）を従属変数とした分析も行った。それにより有意な関連が確認された相談相手の人数および相談相手との交流頻度と活動継続意欲および援助成果について、重回帰分析を行った。次に、相談相手一人ひとりの属性や交流頻度と活動継続意欲の関連を検証するため、二者関係（ダイアド）単位のデータセットを用い強制投入法による重回帰分析を行った。独立変数は相談相手の属性および相談相手との交流頻度（会う頻度、電話やメールの頻度）、従属変数は活動継続意欲とした。重回帰分析では調整変数として、回答者の性別、年齢、就労状況、居住年数、委嘱年数、定期訪問世帯数、所属地区、援助成果・役割ストレス、自尊感情、孤独感を投入した。相談相手の属性はカテゴリ変数であるため、ダミー変数を生成し、参照カテゴリ（ref.）を「家族」とした。分析に用いる変数について、Shapiro-Wilk 検定により残差の正規分布性を確認した（ケース単位 $p = .667$ 、ダイアド単位 $p = .200$ ）。なお、本研究における有意水準は $p \leq .05$ とした。

3. 倫理的配慮

本研究は日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会による承認を得て実施した（2021年1月14日、承認番号20-011）。調査票は調査対象地区の地区民児協定例会で集合配布し、民生委員個人から研究実施者への郵送回収による自記式無記名式とした。

4. 結果

（1）民生委員の相談相手とのネットワーク量と活動継続意欲・援助成果・役割ストレス【表1】

民生委員の活動継続意欲の全体平均は 10.16 ± 2.21 であった。援助成果は 43.23 ± 7.16 、役割ストレスは 32.54 ± 6.43 であった。それぞれを従属変数として、民生委員が保有するネットワーク量との関連を確認するため、ケース単位のデータセットで一元配置分散分析および対応のないt検定を行った。相談相手の人数が2人以下の民生委員は、活動継続意欲が平均 9.38 ± 2.51 であった。相談相手の人数が3～4人の民生委員は、活動継続意欲が平均 10.23 ± 1.93 であった。相談相手の人数が5人以上の民生委員は、活動継続意欲が平均 11.13 ± 1.91 であった。多重比較の結果、相談相手の人数が2人以下に対して5人以上の民生委員は、活動継続意欲が高い傾向にあった（ $p = .013$ ）。相談相手全員と会う頻度の合計が週1回以下の民生委員は、活動継続意欲が 9.35 ± 2.19 であった。相談相手全員と会う頻度の合計が週2回以上の民生委員は、活動継続意欲が 11.16 ± 1.80 であった。相談相手全員と会う頻度の合計が週1回以下に対して週2回以上の民生委員は、活動継続意欲が高い傾向にあった（ $p < .001$ ）。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週1回以下の民生委員は、活動継続意欲が 9.69 ± 2.24 であった。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週2回以上の民生委員は、活動継続意欲が 10.95 ± 1.94 であった。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週1回以下に対して週2回以上の民生委員は、活動継続意欲が高い傾向にあった（ $p = .006$ ）。

援助成果は、相談相手の人数が2人以下の民生委員では 39.72 ± 8.71 、相談相手の人数が3～4人の民生委員では 44.07 ± 5.60 、相談相手の人数が5人以上の民生委員では 46.57 ± 5.43 であった。多重比較の結果、相談相手の人

表1 民生委員の相談相手とのネットワーク量と活動継続意欲・援助成果・役割ストレス

ケース単位 (n=101)

	n ¹⁾	活動継続意欲	援助成果(参考)	役割ストレス(参考)
		平均値±SD	平均値±SD	平均値±SD
全 体	101	10.16 ± 2.21	43.23 ± 7.16	32.54 ± 6.43
相談相手の人数				
2人以下 [a]	32	9.38 ± 2.51	39.72 ± 8.71	33.00 ± 7.26
3～4人 [b]	43	10.23 ± 1.93	44.07 ± 5.60	32.26 ± 6.06
5人以上 [c]	25	11.13 ± 1.91	46.57 ± 5.43	32.42 ± 6.12
	検定結果 ²⁾ (多重比較)	F=4.58, p=.013 ([a]<[c])	F=7.44, p=.001 ([a]<[b], [c])	F=0.13, p=.882 ---
相手に会う頻度				
週1回以下	55	9.35 ± 2.19	40.51 ± 7.12	32.83 ± 6.62
週2回以上	44	11.16 ± 1.80	46.64 ± 5.64	32.16 ± 6.24
	検定結果 ³⁾	t=-4.39, p<.001	t=-4.66, p<.001	t=0.52, p=.605
相手との電話・メールの頻度				
週1回以下	61	9.69 ± 2.24	41.46 ± 7.27	32.89 ± 6.42
週2回以上	38	10.95 ± 1.94	46.08 ± 6.06	31.97 ± 6.50
	検定結果 ³⁾	t=-2.83, p=.006	t=-3.27, p=.001	t=0.68, p=.495

SD：標準偏差、活動継続意欲範囲 3-15 点、援助成果範囲 12-60 点、役割ストレス範囲 12-60 点

1) 各変数の欠損値（無回答・不明）を除くため総数は一致しない

2) 一元配置分散分析による結果

3) 対応のないt検定による結果

数が2人以下に対して3～4人・5人以上の民生委員は、援助成果が高い傾向にあった ($p=.001$)。相談相手全員と会う頻度の合計が週1回以下の民生委員は援助成果が 40.51 ± 7.12 、週2回以上の民生委員は援助成果が 46.64 ± 5.64 であった。相談相手全員と会う頻度の合計が週1回以下に対して週2回以上の民生委員は、援助成果が高い傾向にあった ($p<.001$)。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週1回以下の民生委員は援助成果が 41.46 ± 7.27 、週2回以上の民生委員は援助成果が 46.08 ± 6.06 であった。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週1回以下に対して週2回以上の民生委員は、援助成果が高い傾向にあった ($p=.006$)。役割ストレスは、相談相手の人数が2人以下の民生委員では 33.00 ± 7.26 、相談相手の人数が3～4人の民生委員では 32.26 ± 6.06 、相談相手の人数が5人以上の民生委員では 32.42 ± 6.12 であった。相談相手

全員と会う頻度の合計が週1回以下の民生委員は役割ストレスが 32.83 ± 6.62 、週2回以上の民生委員は役割ストレスが 32.16 ± 6.24 であった。相談相手全員との電話・メールの頻度の合計が週1回以下の民生委員は役割ストレスが 32.89 ± 6.42 、週2回以上の民生委員は役割ストレスが 31.97 ± 6.50 であった。相談相手とのネットワーク量と役割ストレスに有意な関連は確認されなかった。

(2) 民生委員が保有する相談相手とのネットワーク量と活動継続意欲および援助成果の関連【表2】

前項で有意な関連が確認された活動継続意欲と援助成果を従属変数として、ケース単位のパネルデータによる重回帰分析を行った。結果、民生委員の活動継続意欲と、相談相手の人数および相手に会う頻度、相手との連絡頻度との有意な関連は確認されなかった。民生委員の

表2 民生委員が保有する相談相手とのネットワーク量と活動継続意欲・援助成果の関連

ケース単位 (n=101)

	従属変数： 活動継続意欲			従属変数： 援助成果		
	B	β	P	B	β	P
相談相手の人数	0.04	.031	.785	-0.03	-.007	.953
相手に会う頻度の合計（週回数）	-0.03	-.024	.850	1.08	.273	.043
相手との連絡頻度の合計（週回数）	0.08	.074	.560	-0.68	-.190	.159
援助成果	0.12	.391	.000	---	---	---
役割ストレス	-0.10	-.275	.005	-0.11	-.101	.348
調整済み R ²		.541			.469	

B：非標準化偏回帰係数 β ：標準化偏回帰係数

独立変数は同時投入した。

調整変数：性別、年齢、就労状況、居住年数、委嘱年数、定期訪問世帯数、所属地区、援助成果、役割ストレス、自尊感情、孤独感

表3 民生委員の相談相手の属性および交流頻度による活動継続意欲の相違

ダイアド単位 (n=357)

	従属変数 活動継続意欲		
	B	β	P
相談相手の属性			
家 族	ref.		
民生委員	0.48	.115	.088
友 人	0.76	.097	.048
区役所	0.89	.117	.021
地域包括支援センター	0.71	.129	.029
区社会福祉協議会	1.01	.110	.019
相談相手との交流頻度			
会う頻度（週）	0.05	.020	.714
電話・メールの頻度（週）	0.14	.056	.294
調整済み R ²		.636	

B：非標準化偏回帰係数 β ：標準化偏回帰係数

独立変数は同時投入した。

調整変数：性別、年齢、就労状況、居住年数、委嘱年数、定期訪問世帯数、所属地区、援助成果、役割ストレス、自尊感情、孤独感

活動継続意欲の高さは、援助成果が高いこと ($p = .000$, $B = 0.12$, $\beta = .391$)、役割ストレスが低いこと ($p = .005$, $B = -0.10$, $\beta = -.275$) と関連がみられた。調整済み R² は .541 であった。民生委員の援助成果は、民生委員が相談相手と会う頻度の合計（週回数）が高いことと関連がみられた ($p = .043$, $B = 1.08$, $\beta = .273$)。民生委員の相談相手の人数や連絡頻度との有意な関連は確認されなかった。調整済み R² は .469 であった。

（3）民生委員の相談相手の属性と活動継続意欲の関連【表3】

民生委員の相談相手の属性および相談相手一人ひとりとの交流頻度と活動継続意欲の関連を検討するため、ダイアド単位でのデータセットで活動継続意欲を従属変数とした重回帰分析を行った。民生委員が有している相談相手「家族」とのつながりに対して、「友人」 ($p = .048$, $B = 0.76$, $\beta = .097$)、「区役所」 ($p = .021$, $B = 0.89$, $\beta = .117$)、「地域包括支援センター」

($p = .029$, $B = 0.71$, $\beta = .129$)、「区社会福祉協議会」($p = .019$, $B = 1.01$, $\beta = .110$)とのつながりは、活動継続意欲が高い傾向にあった。相談相手一人ひとりとの交流頻度は、相手と会う頻度、相手との電話・メールの頻度ともに有意な関連は確認されなかった。調整済 R^2 は.636であった。

5. 考察

(1) 相談相手と会う頻度が多い民生委員ほど援助成果が高く、活動継続意欲に資する可能性がある

民生委員一人あたり（ケース単位）の相談相手とのネットワーク量と活動継続意欲には、一元配置分散分析および t 検定では有意な関連の傾向がみられたものの、重回帰分析では関連は確認されなかった。民生委員の活動継続意欲の高さは、援助成果が高いことと関連がみられた。その民生委員の援助成果は、相談相手の人数や連絡頻度に関わらず、民生委員が相談相手と会う頻度の合計が高いことと関連がみられた。民生委員活動において、民生委員同士および地域包括支援センターへの相談の有無が1期目から2期目への継続意向に関連すること（多次ほか2020）、専門職からのサポートが援助成果の向上を介して活動継続意欲に資すること（杉原2018）が示されている。活動継続意欲と援助成果の関連については、民生委員個人が有している相談相手とのネットワーク量を考慮したうえで、先行研究（杉原 2018）と符合する結果が得られた。加えて、民生委員個人が有する相談相手のネットワーク量のうち、相談相手と会う頻度が援助成果と関連する可能性が示唆された。民生委員が活動のなかで相談相手から対面によるサポートを受領することで、援助成果の自己認識が促進され、活動における心理社会的恩恵（杉原 2018）の高さと活動継続意欲が関連することが推察される。なお、役割ストレスは、相談相手に関するネットワーク量とは関連

が見られなかった。要因として、①相談相手が少なければ相談できず、相談相手が多ければネガティブサポートが増えるため、ネットワーク量の多寡にかかわらず負担感を抱えている可能性があること、②量的な負担感是他者への相談では軽減されないこと、③質的な負担感が軽減されるようなサポートを受領していないことが考えられる。

(2) 民生委員と専門機関および友人との相談関係が活動継続意欲に資する可能性がある

民生委員と相談相手の二者関係（ダイアド単位）では、相談相手「家族」とのつながりに対して「友人」($p = .048$, $B = 0.76$, $\beta = .097$)、「区役所」($p = .021$, $B = 0.89$, $\beta = .117$)、「地域包括支援センター」($p = .029$, $B = 0.71$, $\beta = .129$)、「区社会福祉協議会」($p = .019$, $B = 1.01$, $\beta = .110$)とのつながりは、活動継続意欲が高い傾向にあった。活動継続意欲の全体平均値(10.16 ± 2.21)に対して、友人および専門機関とのつながりは7～10%程度、活動継続意欲が変動する可能性が示唆された。専門機関とのつながりでは、民生委員活動を円滑に進めるための情動的・手段的サポートが受けられるため、活動継続意欲が高い傾向にあることが推察される。杉原（2018）による研究では、活動継続意欲に対して統計的に有意な直接効果を示したのは援助成果と役割曖昧であり、専門機関からのサポートは間接効果であった。本研究では援助成果や役割ストレスを調整したうえで、相談相手の属性と活動継続意欲の有意な関連が確認された。

友人とのつながりと活動継続意欲の関連は、「住民から正しく理解されていない」（全国民生委員児童委員連合会 2018）という民生委員の悩みに起因することが推察される。政令市で、「担当区域内で自分が民生委員であることを知っている住民が5割以上いる」と捉えている民生委員は28.0%に留まる（全国民生委員児童

委員連合会 2018)。「自分の周囲に民生委員活動を応援してくれる住民がいる」民生委員は約7割いるものの、応援してくれる住民の人数は「9人以下」が最多(53.9%)である(全国民生委員児童委員連合会 2018)。担当地域において地域住民のために福祉活動に尽力する一方で、民生委員活動に対する地域住民からの認知は十分とは言えない。結果、民生委員への情緒的サポートや評価的サポートが不足している可能性が考えられる。そのため、専門機関とのつながりほど具体的な問題解決に至らずとも、友人とのつながりによって情緒的サポートや評価的サポートが受領でき、活動継続意欲と関連することが推察される。

本研究では、相談相手「家族」を参照カテゴリとした。専門機関は全面的に民生委員活動を支援するものの、家族はそうとは限らない。民生委員活動によりプライベートな時間が制限されれば、家族から批判を受けることも考えられる。本調査の自由記述欄では、「主人は民生委員活動に理解が無い為、対象訪問する時、家を出る時、なんでお前がそんな事しているの、と言われます」という回答があった。そのため、家族とのつながりに対して、他者とのつながりに活動継続意欲との関連が確認されたと考えられる。民生委員自身が単身世帯であると周囲からのサポートが得られにくくバーンアウトにつながりやすくなることも指摘されており(岸本ほか 2020)、家族からのポジティブなサポートの存在も否定できない。

今後、相談相手から受領しているサポート内容と民生委員活動における意欲の関連を検証することで、より適切な相談相手とのネットワークの形成に資する可能性があると考えられる。民生委員が個人情報を受受する連携相手を獲得する過程が委員の自助努力(宮川ほか 2016)に委ねられているが、民生委員活動において委員が他者に相談できるネットワークを構築していく際には、個々の民生委員が置かれている環

境や保有するネットワークを踏まえて専門職が支援していく必要があると考える。

6. 結語

本研究では、民生委員を対象とした質問紙調査から、ネームジェネレータを用いた測定による回答者個人(ケース)単位および二者関係(ダイアド)単位の分析によって、民生委員の相談相手とのつながりと活動継続意欲の関連を検討した。民生委員の活動継続意欲と相談相手とのつながりに直接的な関連は確認されなかったが、民生委員が相談相手と会う頻度($p = .043$, $B = 1.08$, $\beta = .273$)と援助成果の高さに有意な関連が確認され、援助成果の高さから活動継続意欲に資する可能性が示唆された。また、民生委員と家族の二者関係を参照カテゴリとして、友人($p = .048$, $B = 0.76$, $\beta = .097$)および専門機関($p = .019 \sim .029$, $B = 0.71 \sim 1.01$, $\beta = .110 \sim .129$)とのつながりは活動継続意欲が高い傾向にあった。先行研究(杉原 2018)で明らかにされていた専門機関からのサポートに留まらず、インフォーマルな社会関係が民生委員活動の意欲に資する可能性が示唆された。他方で、民生委員活動における意欲には、他者との関係の質(松崎 2013)や具体的なサポート内容の関連も想定でき、それらは必ずしも意欲向上や負担感軽減につながるとは限らない。民生委員活動の継続意思と地域福祉組織活動の活発さの関連も指摘されている(小松ほか 2023)。

本研究は一部地域を対象としたものであり、統計解析はサンプルサイズが小さいため検出力の小さい結果である。また、多変量解析を用いて回答者の特性を統計的に調整したものの、他者関係の質やサポート内容、地域特性などは含まれていない。今後、民生委員が有する他者関係の質やサポート内容等を考慮したうえで、社会的ネットワークの構造面・機能面と民生委員の Well-being に関する研究に取り組みたい。

謝 辞

調査にご協力いただきました民生委員の皆さまに心より御礼申し上げます。また、本研究にあたり、日本福祉大学大学院 齊藤雅茂教授にご指導・ご助言を賜りました。記して感謝申し上げます。

付 記

本論文は、日本福祉大学大学院修士論文(2022年1月提出)の一部、および、日本地域福祉学会第36回大会での報告内容をもとに大幅に加筆・修正したものである。

【参考文献】

- Clark, L. A., Watson, D. (1995) Constructing validity: Basic issues in objective scale development, *Psychological Assessment*, 7, 309-319.
- Frattaroli, J. (2006) Experimental disclosure and its moderators: A meta-analysis. *Psychological Bulletin*, 132(6), 823-865.
- 川上富雄 (2014)「公共システムとしての民生委員をめぐる課題」『月刊自治研』56 (662), 16-23.
- 岸本尚大・和気純子 (2020)「都市部における民生委員のバーンアウトの構造と規定要因——高齢者への訪問活動に焦点をあてて」『社会福祉学』61(2), 90-103.
- 小松理佐子・高野和良・吉武由彩ほか (2023)「民生委員制度の担い手の実像——民生委員対象アンケート調査結果」『日本の地域福祉』36, 31-43.
- 厚生労働省 (2010)『地域包括ケアの理念と目指す姿について』平成22年度地域包括ケア推進指導者養成研修資料.
- 厚生労働省 (2021)『重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員の連携について (令和3年3月31日全国民生委員児童委員連合会宛事務連絡)』厚生労働省社会・援護局地域福祉課.
- 古谷野亘・岡村清子・安藤孝敏ほか (1994)「社会関係の研究における分析単位の問題——ケース単位の分析とタイ単位の分析」『老年社会科学』16(1), 11-18.
- 松岡千代 (2000)「ヘルスケア領域における専門職間連携——ソーシャルワークの視点からの理論的整理」『社会福祉学』40(2), 17-38.
- 松崎吉之助 (2013)「地域包括支援センターの専門職と民生委員の連携・協働に関する研究——二者間で構築される『関係の質』を中心に」横浜国立大学大学院環境情報学府2013年度博士論文.
- 箕浦有希久・成田健一 (2013)「2項目自尊感情尺度の開発および信頼性・妥当性の検討」『感情心理学研究』21(1), 37-45.
- 宮川雅充・濱島淑恵 (2016)「民生委員活動における個人情報提供・共有の実態——大阪市A区におけるアンケート調査」『人間関係学研究』21(1), 77-87.
- 大村美保 (2010)「民生委員の感じる困難さとその要因——民生委員活動との関係を中心として」『福祉社会開発研究』3, 79-92.
- Saito T, Cable N, Aida J, et.al. (2019) Validation study on a Japanese version of 3-item UCLA loneliness scale among community-dwelling older adults, *Geriatrics and Gerontology International*, 19(10), 1068-1069.
- 杉原陽子 (2018)「東京都の民生委員の活動継続意欲を促進・阻害する要因——援助成果、役割ストレス、サポートとの関連」『日本公衆衛生雑誌』65(5), 233-242.
- 多次淳一郎・橋本直子・川村智美 (2015)「過疎地域で活動する民生委員の高齢者見守り活動に対する負担感の認識とその関連要因」『三重県立看護大学紀要』19, 11-17.

多次淳一郎・山口訓広・蒔田勝義（2020）「1期目の民生委員・児童委員の任期満了時点における2期目の活動継続意向と関連要因——三重県における悉皆調査から」『厚生指標』67(13), 33-38.

高比良美詠子（2022）「他者からの相談に応えることで人は何を得ているのか——相談者との相互作用が被相談者の心理的 well-being に与える影響」『立正大学心理学研究所紀要』20, 1-17.

田中結花子・佐藤真由美・青石恵子（2021）「シングル介護者が在宅介護3か月時の就労と介護の両立における現状」『日本農村医学会雑誌』70(4), 372-381.

全国民生委員児童委員連合会（2017）『民生委員制度創設100周年活動強化方策』.

全国民生委員児童委員連合会（2018）『民生委員制度100周年記念全国モニター調査報告書』.

Differences in the Willingness to Continue Activities of Local Welfare Commissioners Based on Their Social Network and Support: Questionnaire Survey Using Name Generator

Kazuki HIDA

Abstract

The purpose of this study was to examine the relationship between the willingness to continue activities as local welfare commissioners and their connection with their advisers, based on a questionnaire survey that utilized a name generator.

We administered a questionnaire survey to 153 local welfare commissioners in Ward Y of City X (101 responses, response rate of 66.01%). The survey results revealed that 357 connections were identified from dyadic data.

The results indicated that there was a significant relationship between the willingness to continue activities and the psychosocial rewards by local welfare commissioners ($p=.000$, $B=0.12$, $\beta=.391$). Additionally, there was a significant relationship between the psychosocial rewards and the frequency of meetings with advisers ($p=.043$, $B=1.08$, $\beta=.273$). In terms of bilateral relationships, individuals with connections to friends ($p=.048$, $B=0.76$, $\beta=.097$), ward offices ($p=.021$, $B=0.89$, $\beta=.117$), ward council of social welfare ($p=.029$, $B=0.71$, $\beta=.129$), and community comprehensive support centers ($p=.029$, $B=0.71$, $\beta=.129$) tended to display a stronger willingness to continue activities compared to those with connections to family members.

The frequency of meetings between local welfare commissioners and their advisors, along with support from professional organizations and friends, was suggested to be related to the willingness to continue activities.

Keywords

Local Welfare Commissioner, Social Network, Willingness to Continue Activities, Name Generator, Dyadic Data

法律事務所における社会福祉業務の現状と課題 — 愛知県内の法律事務所へのアンケート調査から —

熊田法律事務所 009966

宮田 千佳子

邦文抄録

本研究は、司法領域での業務の中核である法律事務所で行われている社会福祉業務の実態とそれに関与する事務員の有無について調べ、法律事務所の社会福祉業務の現状と課題を明らかにすることを目的とする。愛知県内の法律事務所を対象とした調査からは、法律事務所には福祉課題を含む様々な法律相談が寄せられており、特に成年後見事件を中心として社会福祉業務が行われていることが分かった。しかし、法律事務所で行われる社会福祉業務は、多くの場合、福祉的な視点からではなく、法律サービスの質を高めるものとしてなされているにすぎず、事務員が関与する場合も法律事務の延長としての位置づけにすぎない。法律事務所社会福祉業務を効果的に行うためには、事務員が、弁護士とは異なる福祉的な視点で、自らの役割として社会福祉業務を行うことが必要で、社会福祉士等の有資格者を事務所の一員として雇用することが望ましいと考察した。

キーワード

法律事務所, 弁護士, 社会福祉業務, 司法福祉

I. はじめに—研究の背景と目的—

司法と福祉の連携はここ10年で大きく進んだ。特に刑事司法の分野では、被疑者や被告人の更生支援計画を立案し、法廷で証言する社会福祉士が現れ始めた。家事・民事事件においても、児童や高齢者・障害者等の権利擁護の場面で、福祉的視点による支援が求められるようになってきた。このような流れのなか、心身の障害や生活上の困難・課題に起因する法律問題の解決においては、司法と福祉が別個に関わるのではなく、一体のものとして支援を展開していく司法福祉の実践が求められている¹⁾。

司法福祉の実践については、初代司法福祉学会の会長である山口（2005：17）が「国民の司法活用の権利を実質化し、司法を通じて一定の

社会問題の個別的・実体的緩和—解決を追求する政策とその具体的業務」と説明している。その後、加藤（2007）により、3つの領域に整理された。その内容は①法的決着により問題解決を行うものの、実体的問題解決が必要な領域、②法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉的処遇が行われている領域、③実体的問題解決を行う際に、法的決着が課題となってきた領域である。この3つの領域のうち、①については、刑事司法の手続きのなかで行われる実践として、主に家庭裁判所調査官の専門性、それも技術的な側面から研究が進められてきた（野田1994、廣井2009、飯田2010、廣井2015など）。②は刑事司法の担い手、検察庁や矯正施設、地域生活定着支援センター等の行政機関におい

て、社会福祉士または精神保健福祉士資格を有する福祉専門職などのソーシャルワークに関する研究が蓄積されている（三澤2009, 原田2018, 朴2018, 鷺野2020など）。なかでも法律の枠組みの中で司法による制限を受けながらソーシャルワークを実践する困難さや課題に関する研究は多く（佐藤2006, 廣井2012, 伊豆丸2014, 桑原2016, 松永2018, 朴2018, 垣内2020, 中村2021など）、克服に向けた研修やガイドラインの必要性などが提起されている（桑原2016, 鷺野2018, 中村2020b, 垣内2020）。一方、③は、主に2000年以降、福祉の現場において司法との連携が問われてきた領域である。成年後見の対象者、虐待やDV等によりパワーレスな状態に置かれた人などに対する司法と福祉の連携が論じられてきた（正木2004, 田部2011, 斎藤2015）。自発的に法的支援を求めることが難しい高齢者、障害者、生活困窮者、虐待の被害者等に対して、弁護士が福祉・医療関係者と連携して総合的な生活支援を継続的に行う「司法ソーシャルワーク」の必要性（太田2013, 村山2015, 濱野2016）や、地域での弁護士と福祉機関や福祉職との連携（佐藤2017, 田中ら2018, 森2018）など、この領域に関する研究は数多く行われている。

このように、刑事や家事において司法と福祉の協働に関する研究が進められてきた一方で、山口が述べた司法福祉の実践から抜け落ちたまま、研究が進んでいない領域が存在する。それは民事に関してである。債務整理や消費者被害といった民事案件は、地域の法的支援の最前線ともいえる法律事務所に最も多く寄せられる相談であり、市民からの関心も高い。これは加藤の整理によれば、①法的決着が必要だが、その決着の効果を上げるために福祉的視点による支援が必要なものに分類されるべきものである。しかし、加藤が示した例は「少年司法、家事審判・調停、刑事司法における犯罪心理鑑定」であり、民事司法は含まれていない。その後、司

法福祉の研究においては、債務整理等の民事司法における法的支援の初期の段階での福祉的視点によるアセスメントの必要性（稲村2016:42）や、福祉的な支援の必要性（平林2020）などの指摘は見られるものの、民事司法に関する司法福祉の研究は進んでいるとは言えない状況である。

筆者は、法律事務所に勤務する社会福祉士である。法律事務所に寄せられる相談のなかには、根本的原因が相談者の生活課題にあるものや、発達障害などの社会不適応を原因とするものが存在している。このような事例の場合、司法により顕在化した問題を解決しただけでは、生活の安定や新たな問題発生の予防には至らない。法律事務所社会福祉士は司法の現場でソーシャルワークを行える立場にあり、司法による解決を求める問題に対して、法的支援と一体で福祉的支援を行うことで、問題の実体的解決・緩和を目指すことも可能である。このような重要な位置に存在するにも関わらず、民事司法で福祉業務を担っている者の実態はいまだ明らかにされておらず、実践においてどのような専門性が求められるのかについても明確に示されているわけではない。

そこで本研究では、司法領域、なかでも法律事務所に焦点を当て、民事司法も含め、法律事務所で行なわれている社会福祉業務の実態と社会福祉業務の一部または全部を担う事務員（弁護士以外の立場の者）の有無について調べ、法律事務所において社会福祉業務がどのようななされており、いかなる課題があるのかを明らかにすることを目的とする。

Ⅱ. 研究方法

2021年2月～4月に、「法律事務所で行われている社会福祉業務の全体的な状況や傾向と、社会福祉業務を担う事務員が業務に関して抱いている意識や課題等」をテーマに量的調査を実施した。調査は2段階に分かれている。調査①

で「法律事務所で行なわれている社会福祉業務の実態と関与する事務員の有無」を確認し、調査②で「社会福祉業務に関与する事務員の業務の実態と、それに関して抱いている意識や課題等」について明らかにした。

なお、本調査では「社会福祉業務」について「児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」という内容であると説明した。それから、社会福祉業務の一部または全部を担うことを、社会福祉業務への「関与」と表現している。

1. 調査対象と調査方法

調査①の対象は愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営委員会に所属する弁護士206名の勤務する法律事務所196箇所である。本調査は、弁護士に対して社会福祉業務について質問するという内容であり、法律事務所にとっては協力しづらい内容と考えられる。そのため、筆者の勤務先法律事務所の弁護士が所属しており、調査の趣旨について理解と協力を得やすい本委員会に調査対象を限定した。なお、法律事務所は通常、高齢者や障害者に限らず、児童や母子への支援も行なっているため、調査目的にかなう調査対象といえる。

調査②の対象は、調査①で、事務員が社会福祉業務に関与していると回答した法律事務所社会福祉業務を行っている事務員である。

調査方法は自記式質問紙調査で、調査①はこの委員会のメーリングリストへのメール、郵送及びFAX送信の方法で実施し、メール、郵送またはFAXにより返送してもらった。調査②では、事務員が社会福祉業務に関与していると回答した法律事務所宛に質問紙を郵送し、メール、郵送またはFAXにより返送してもらった。

2. 調査内容

調査①の調査内容は、自らの事務所で社会福

祉業務を行っているかどうか、行っているなら「(民事・家事・刑事) どの事件において社会福祉業務を行っているか」及び「(民事・家事・刑事) どの事件の社会福祉業務に事務員の関与があるか」であった。なお、民事・家事・刑事の各項目の末尾に備考欄を設け、関与がある場合は具体的な業務内容の記載を求めた。

調査②では、社会福祉業務を行っている事務員の基本属性、実際に担っている社会福祉業務、社会福祉業務に対して抱いている意識や課題について尋ねた。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉大学大学院倫理審査委員会の承認を受け行った(承認番号 20-013)。分析にあたり、個人が特定できる記述については分析の対象としないこととした。

Ⅲ. 研究結果

1. 回答数とその内訳(図1)

回答のあった事務所は196箇所中115箇所、回収率は58%であった。そのうち、社会福祉業務を行っている事務所は59箇所(回答総数に対して51.3%)であり、そのうち34箇所(社会福祉業務を行っている事務所全体の57.6%)で、事務員が社会福祉業務に関与していた。

2. 社会福祉業務が行われている事件の種類(表1)

社会福祉業務を行っていると回答した法律事務所59箇所のなかで、社会福祉業務が行われている件数(割合)は、刑事17~24件(28.8~40.7%)、家事2~54件(3.4~91.5%)、民事5~36件(8.5~61.0%)で、その割合は、刑事事件、家事事件、民事事件の順に多かった(表2)。標準偏差は刑事3.50、家事15.50、民事14.15であり、行われている社会福祉業務のばらつきは家事、民事で大きかった(表2)。

高い割合で社会福祉業務が行われていたのは

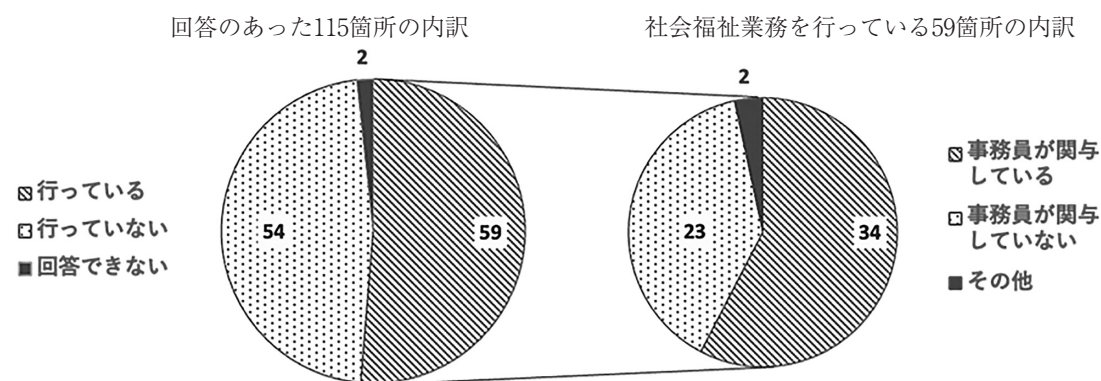


図1 回答数とその内訳

家事事件の「成年後見」54件（91.5%）、民事事件の「債務整理・破産」36件（61.0%）、「遺言、死後事務、生前贈与」30件（50.8%）であり、低い割合だったのは民事事件の「民事信託」5件（8.5%）、家事事件の「未成年後見」8件（13.6%）、「虐待（子ども）」10件（16.9%）であった。

ここからは、法律事務所で扱う民事・家事・刑事事件の全てにおいて、程度の違いはあれ、社会福祉業務が行われていること、特に「債務整理・破産」という法律事務所でよく扱う民事案件においても社会福祉業務がなされていることが確認できた。

3. 社会福祉業務への事務員の関与の程度(表1)

次に社会福祉業務を行っているとは回答した事業所のうち、それぞれの事件で事務員が関与している件数と割合を確認したところ、民事・家事・刑事いずれにおいても半数を超えていることが示された。特に高い割合で事務員の関与があったのは家事事件の「虐待（子ども）」10件中9件（90.0%）、刑事事件の「成人」24件中20件（83.3%）、「少年」17件中14件（82.3%）であった。

4. 社会福祉業務の内容

備考欄に記載された、弁護士あるいは事務員が行う社会福祉業務について内容を確認したと

ころ、それぞれ3つのカテゴリーに分類することができた。

1) 弁護士の業務内容

弁護士が行う具体的な業務内容は、次の3つのカテゴリーに分類できる。①福祉の対象者を当事者とする法律業務（「高齢者の自宅に居座った親族への明渡請求、後見人として支払督促や訴訟」「子どもの手続き代理人や子ども法律援助を利用した調停」「行政、社協、包括等と連携した困りごと相談」「財産管理」「担当医との面談、意見書取得」「死後事務」）、②福祉・医療へのつなぎ・橋渡し（「障害者基幹支援センターを紹介」「制度の利用のすすめや役所に同行」「障害年金手続き代行等の制度利用補助」「受診同行、児相や基幹相談との相談等」）、③福祉や医療に関係する支援業務（「入院、入所等への対応」「虐待親からの自立支援」「刑事事件終了後の社会復帰支援」「障害を持った刑事被告人の生活の場確保」「少年院出院後の自立支援」「任意後見契約に基づく定期面談と助言」「任意後見開始までの医療対応、見守り契約等」）。

2) 事務員の業務内容

事務員が行う具体的な業務内容は、次の3つのカテゴリーに分類できる。①書類の作成・管理業務（「事務は主に書類作成」「コピー、

表1 事件ごとの社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）と
事務員が関与している件数（割合）

事件の種類		社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）	そのうち事務員が関与している件数（割合）
民事事件	債務整理・破産	36 (61.0%)	19 (52.8%)
	遺言，死後事務，生前贈与	30 (50.8%)	16 (53.3%)
	民事信託	5 (8.5%)	3 (60.0%)
	その他	5 (8.5%)	3 (60.0%)
家事事件	結婚，離婚	26 (44.1%)	17 (38.6%)
	相続	31 (52.5%)	17 (54.8%)
	親権	14 (23.7%)	11 (78.6%)
	虐待（高齢者，障害者）	24 (40.7%)	16 (66.7%)
	虐待（子ども）	10 (16.9%)	9 (90.0%)
	成年後見	54 (91.5%)	31 (57.4%)
	未成年後見	8 (13.6%)	4 (50.0%)
	その他	2 (3.4%)	2 (100%)
刑事事件	成人	24 (40.7%)	20 (83.3%)
	少年	17 (28.8%)	14 (82.3%)
ホームロイヤー，その他		18 (30.5%)	11 (61.1%)

表2 事件ごとの社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）の
中央値・平均値・標準偏差

	中央値	平均値	標準偏差
民事事件	17.5 (29.7%)	19.0 (32.2%)	14.15
家事事件	19.0 (32.2%)	21.1 (35.6%)	15.50
刑事事件	20.5 (34.7%)	20.5 (34.7%)	3.50

記録の管理，メール，発送業務」「成年後見事件の報告書の下書きや記録の整理等」），②財産管理業務（「財産管理」「口座管理，施設料支払など」），③弁護士と依頼者・福祉関係者との仲介業務（「成年後見の際の福祉関係者とのやりとり」「裁判所への報告書を出す際に親族後見人に対する指導」「ホームロイヤーにおいては電話における対応が大切な役割」）。

弁護士，事務員のいずれにおいても，③の業務で，福祉や医療の理解と知識が必要とされていた。

5. 社会福祉業務を行うにあたっての課題

社会福祉業務を行っている法律事務所34箇所のうち，7箇所（回答率20.6%）で社会福祉業務に関与している事務員10名から回答が得られた。

1) 基本属性（表3）

10名の事務員について，女性の割合が8割と高く，年齢は40歳以上が8割であった。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する事務員はいなかった。8名が5年以上の事務員としての経験があり，現職の就労年数も5年以上が7名であった。事務所の規模は，弁護

表3 回答のあった事務員の基本属性

	総数	10
性別	男性	2
	女性	8
年齢	40歳～49歳	7
	50歳～59歳	1
	無記入	2
最終学歴	高卒	2
	短大	1
	大学（法律系）	1
	大学（福祉系）	1
	大学（その他）	4
	大学院（福祉系以外）	1
保有資格 （複数回答あり）	社会福祉士	0
	精神保健福祉士	0
	その他	5
	なし	5
雇用形態	正規職員	5
	非正規職員	5
現職の就労年数	1年未満	0
	1～3年	1
	3～5年	2
	5～10年	3
	10年以上	4
事務員としての 経験年数	3～5年	2
	5～10年	3
	10年以上	5
事務所に所属する 弁護士数	1人	2
	2人	6
	3人	1
	4人	1
事務所で働く 弁護士以外の 従業員数	1人	2
	2人	3
	3人	0
	4人	4
	5人	0
	6人	1

士が2名以下、弁護士以外の従業員が4名以下という、総数6名以下の小規模な事務所が8割を占めた。

2) 実際に担っている社会福祉業務

回答者が「担っている」と回答した業務内容は、民事事件の「債務整理・破産」（2名）「遺言・死後事務・生前贈与」（2名）、家事事件の「虐待（高齢者・障害者）」（2名）「成年後見」（7名）「未成年後見」（2名）、ホームロイヤー（1名）であった。そのうち、家事事件の「成年後見」については、多くの事務員が関与しており、財産管理業務に7名、定期報告書の作成業務に6名が関与していた。

3) 業務に対して抱えている意識や課題

社会福祉業務を担っていると自覚する事務員3名全員が自らの「知識や経験の不足」を感じており、2名が「専門性がよくわからない」「困ったときに相談できる人がいない」「自分と同じ役割や業務を担う人員の不足」を感じていた。そのなかの1名が「自分の業務範囲が不明確（事務員としての補助業務と福祉職としての社会福祉業務等）」「自分の行う社会福祉業務に自信が持てない（これでもいいのか不安を感じる）」「自分の行う社会福祉業務に対して他の事務員の理解が不足している」「社会福祉業務を行う際に、思うとおりにできないことがある」「時間が足りない、業務量が多い」「自分の役割や業務について、周囲の認知度が低い」「自分の役割や業務について、周囲の理解が不足している」と感じていた。

Ⅳ. 考察

本研究では、法律事務所における社会福祉業務の現状と課題について明らかにすることを目的に調査を行った。ここでは法律事務所でのどのような社会福祉業務が行われていたのか、そこにはどのような課題が見出されるのかについて、調査結果をもとに考察を試みる。

1. 法律事務所における社会福祉業務の現状

本研究で対象とした法律事務所のうち、51.3%の事務所で社会福祉業務が行われていた。しかし、このうち40%強の事務所では法律職である弁護士のみによって社会福祉業務が行われていた。この状況をどのように捉えたらよいだろうか。

弁護士の法的視点からの問題解決型アプローチ（浦崎2020：38）や、正解を知る法律専門職が決めた方針で解決する支援方法（稲村2016：45）などの指摘があるように、弁護士は、相談者の話を聞く際、法律で扱える問題がどこにあるかに意識を向けている。そのため通常は、法律問題とはいえない相談者の生活上の困難や課題に、弁護士があえて目を留めることはしない。社会福祉やその関連法の知識と経験のある弁護士は少なく（濱野2016：187）、弁護士が法律以外の支援の必要性に気づき、必要な支援を行うことも期待できない。

ただし、法律相談の背景に、しばしば福祉的な課題が存在していて、法律問題だけを取り出して解決しても、問題の本質的解決にはつながらないことは数多く指摘されてきている（山口2005、太田2013、濱野2016、稲村2016、平林2020）。法律事務所においても、誰かがこの状況に気づき、適切な支援へとつなげることが重要である。先行研究では、法律職が福祉的な知識を学んだり（稲村2016：43）、弁護技術の精度を上げたりして（平林2020：7）、福祉的な課題の解決を行うことが必要と提起されており、本研究の調査結果にもその試みが示されている。しかしそれでは、法律相談における弁護士と相談者の指導する側・される側という関係性が維持されかねない。筆者は、ここに、法律事務所の弁護士以外の存在である事務員が社会福祉業務を行うことの意義があると考え、今後、法律事務所において、法律相談の背景に存在する福祉的な課題を誰がどう扱うのか、相談者が抱える生活課題の根本的な解決に向け、法律事務所内で

のような支援を行なっていくとよいのかを検討していくことが重要と考える。

2. 法律事務所における社会福祉業務の課題

本調査では、社会福祉業務を行っていると回答した事務員は、女性、かつ40代以上の割合が高かった。彼女たちが主に行っていることは、財産管理と書類作成という法律事務の延長線上の事務作業である。自分が社会福祉業務を行っていると感じる事務員がわずか3名（30%）という結果からは、事務員の多くは、たとえ福祉や医療の知識を必要とする業務を担っていても、それは法律事務の一環であり社会福祉業務として捉えているわけではないことが分かる。しかし、法律相談の背景に存在する福祉的な課題に気づき、適切な支援につなげることは当事者の抱える問題の根本的な解決という点で重要であるため（山口2005、太田2013、濱野2016、稲村2016、平林2020）、法律事務所は社会福祉士等の有資格者を事務所の一員として雇用することが望ましいと考える。

法律事務所における社会福祉業務への取り組みはまだ萌芽期にあり、業務を担う者が少なく、知識を学んだり、経験や悩みを共有したりする場がないのが現状である（宮田2022）。今後、業務で必要とされる知識や技術を体系的・段階的に学び、精神的サポートを受けられるような出会い・交流の場を創り出すことができれば、司法の現場で福祉的な課題の解決を担う者としての自覚が促され、法律事務所における社会福祉業務への取り組みがさらに発展するとともに、それは福祉職の新たな活躍の場となりうるであろう。

V. 終わりに—今後の課題—

本研究では、法律事務所において、成年後見事件を中心に、民事案件においても社会福祉業務が行われていることを明らかにすることができた。法律事務所における社会福祉業務は、法

的決着が必要な問題について、その決着の効果を上げるために行われるものであり、そのためには、司法と離れて業務を行うのではなく、司法と福祉双方の視点を備えた「一体の支援」を展開していく力が求められている。

本研究は、社会福祉に馴染みの薄い弁護士にとっては「社会福祉業務」をイメージしづらかった可能性があるとともに、実際に社会福祉業務を担っている事務員からの回答数が少なく、彼らが行っている業務の詳細や課題について深く掘り下げることができなかったという限界がある。今後はより広範囲を対象とした調査を実施し、全体的な傾向を把握したうえで、法律事務所における司法福祉の実現に向けた課題を明らかにしていきたい。

注)

- 1) 山口(1994:7)は、人間関係の成熟や人間発達に関わる課題を基底にもつ「問題」が顕著に広がりを見せる現代社会において、「こうした問題の解決・緩和が司法の課題として提起される時、司法は法の精神に則る法的『模範的解決』」をすることを基本的任務としていると同時に(当然のことながら『規範的解決』といっても抽象的な法文言の宣言で終わるものではない。それは国家の実力に裏付けされた現実的・常識的実効力を発揮するものである)、その『規範的解決』が社会的事実として生起している問題自体の解決・緩和、すなわち問題の『実体的解決』と一体なものとして展開されうのような柔軟な手続きを創出する。それは『実体的解決』を損なわないだけでなく、これを促進しかつ『実体的解決』が法の精神に沿ったものであることを担保するものでなければならない。その意味でも『規範的解決』は『実体的解決』と表裏一体のものであり、相互作用であると言えよう」と述べ、司法と福祉が別々に支援を行

うのではなく、一体のものとして支援を展開していく「司法福祉」の実践を提起した。

文 献

- 濱野亮(2016)「司法ソーシャルワークによる総合的支援」『立教法学』93, 155-194.
- 原田和明(2018)「第12章 対人援助職における刑事手続への関与のあり方」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人分社, 235-250.
- 平林 剛(2020)「第1章 債務整理と福祉的支援 01はじめに」弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会編『福祉的アプローチで取り組む弁護士実務－依頼者のための債務整理と生活再建－』第一法規, 2-8.
- 廣井いずみ(2009)「被害者の司法参加により加害少年の面接は変わるのか」『司法福祉学研究』9, 45-56.
- 廣井亮一(2012)『司法臨床入門(第2班) 家裁調査官のアプローチ』日本評論社.
- 廣井亮一編(2015)『家裁調査官が見た現代の非行と家族 司法臨床の現場から』創元社.
- 飯田邦男(2010)「家裁の調査面接における『事実をとらえていく技術』」『司法福祉学研究』10, 74-93.
- 稲村 厚(2016)「民事司法における法律専門職と福祉分野の連携－発達障害事例からの考察」『司法福祉学研究』16, 35-48.
- 伊豆丸剛史(2014)「刑事司法と福祉の連携に関する現状と課題について－長崎県地域生活定着センターの“実践”から見えてきたもの－」『犯罪社会学研究』39, 24-36.
- 垣内佐智子(2020)「社会復帰調整官の専門性についての一考察－精神保健福祉士資格を有する社会復帰調整官の視座から－」『更生保護学研究』16, 3-14.
- 加藤幸雄(2007)「9 司法と福祉 3 司法福祉の分野」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉

- 学』中央法規出版, 1104-1107.
- 加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編 (1994)『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房.
- 河野 喬・井川純一・道下 整・ほか (2020)「地域生活定着支援センター従事者の労働環境－離職意図, バーンアウト及び主観的報酬の関係に着目して」『司法福祉学研究』20, 12-29.
- 桑原行恵 (2016)「刑務所から地域へ－刑務所を終の棲家にしないために－」『刑政』127 (11), 32-40.
- 松永美弥 (2018)「刑務所内の福祉支援の現状と課題」『社会福祉研究』131, 38-57.
- 正木恵子 (2008)「福祉的なケアを必要とする人を支えていくためのネットワークについて」『司法福祉学研究』4, 16-23.
- 三澤孝夫 (2009)「精神保健参与員の役割はいかにあるべきか－医療観察法における審判の変遷と精神保健参与員の役割について (特集 心神喪失者等医療観察法の改正をめぐって) － (人的資源)」『臨床精神医学』38 (5), 687-691.
- 宮田千佳子 (2022)「法律事務所における社会福祉実践の現状と担い手の専門性に関する研究」日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻2021年度修士論文.
- 森 優一 (2018)「法テラスにおける福祉との連携の取り組みと今後の展望－地域連携のネットワークへの参画をめざして」『月刊福祉』101 (8), 34-37.
- 村山勇輔 (2015)『『司法ソーシャルワーク』と権利擁護』『臨床法務研究』15, 89-106.
- 中村秀郷 (2020a)「司法精神保健福祉領域のソーシャルワークで直面する困難性－心神喪失者等医療観察制度における社会復帰調整官へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』60 (4), 68-81.
- 中村秀郷 (2020b)「罪を犯した高齢者・障がい者ソーシャルワークで直面する困難性対処に関する研究－地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査から」『司法福祉学研究』20, 60-61.
- 中村秀郷 (2021)「矯正施設における高齢者・障がい者ソーシャルワークで直面する困難性－刑事施設, 少年院のソーシャルワーカーへのインタビュー調査から－」『人間福祉学会誌』20 (1), 1-9.
- 野田正人 (1994)「第3編 司法福祉の実務的諸課題 第1章 家庭裁判所における調査と援助」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 182-199.
- 太田晃弘 (2013)「司法ソーシャルワークとは何か」『法律のひろば』66 (3), 21-26.
- 朴 姫淑 (2018)「第13章 刑務所におけるソーシャルワークの制約と可能性 社会福祉士及び精神保健福祉士の経験から」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人分社, 251-268.
- 齋藤知子 (2015)「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討について」『司法福祉学研究』15, 61-82.
- 坂野剛崇 (2009)「家庭裁判所調査官補の実習過程の分析」『司法福祉学研究』9, 27-44.
- 佐藤伸隆 (2017)「司法専門職と福祉専門職をはじめ異なる専門職の連携, 協働を実現するための要素－岡山における権利擁護支援ネットワーク形成過程をもとに－」『新見公立大学紀要』38, 103-115.
- 佐藤園美 (2006)「触法精神障害者の地域処遇－『社会復帰調整官』の役割についての一考察－」『長野大学紀要』27 (4), 6-16.
- 島谷綾郁 (2019)「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究」『敬心・研究ジャーナル』3 (1), 125-134.
- 田畑賢太 (2016)「刑事施設における特別調整

-
- 等の福祉的支援の現状について」『刑政』127 (11), 12-20.
- 田部宏行 (2011)「成年被後見人等の多問題生活に対するソーシャルワーカーと司法書士の共同支援－成年後見計画等の検討を通して」『司法福祉学研究』11, 23-38.
- 田中結香・望月宗一郎・渡邊隆文・ほか (2018)「司法ソーシャルワーク推進に向けた地域包括支援センター職員と弁護士・司法書士の連携に対する認識」『健康科学大学紀要』14, 5-15.
- 浦崎寛泰 (2020)「第1章 債務整理と福祉的支援 05弁護士とソーシャルワーカーの協働の実践事例～「風テラス」の現場から」弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会編『福祉的アプローチで取り組む弁護士実務－依頼者のための債務整理と生活再建－』第一法規, 30-40.
- 鷺野明美 (2018)「矯正におけるソーシャルワーカーの現状と課題～矯正の福祉職に対するアンケート調査の結果から～」『刑政』129 (8), 12-23.
- 鷺野明美 (2020)『刑事政策におけるソーシャルワークの有効性－高齢者犯罪への対応に関する日独比較研究』中央経済社.
- 鷺野明美・渡邊隆文・中村秀郷 (2020)「保護観察所におけるソーシャルワークの現状と課題」『司法福祉学研究』20, 30-41.
- 山口幸男 (1994)「第1編 司法福祉の展開 第1章 司法福祉の発展」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 2-17.
- 山口幸男 (2005)『司法福祉論 増補版』ミネルヴァ書房.
- 湯原悦子 (2017)「第11章 権利擁護, 家事事件と司法福祉」日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院, 160-172.
-

Current Situation and Challenges of Social Welfare Work in Law Firms: Based on a Questionnaire Survey of Law Firms in Aichi Prefecture

Chikako MIYATA

Abstract

This paper investigates the reality of social welfare work performed in law firms—a key component of work in the judicial system—and the presence or absence of clerks involved in that work, to clarify the current situation and challenges of social welfare work within law firms. A survey of law firms in Aichi prefecture found that clients turn to law firms for a variety of reasons including receiving legal advice on welfare issues. Furthermore, the survey revealed that social welfare work is performed particularly in cases that involve the guardianship of adults. However, in many cases, the social welfare work in law firms is not performed from a welfare perspective but only meant to enhance the quality of legal services and is only positioned as an extension of legal work, even when it involves clerks. To effectively perform the social welfare work at law firms, clerks should be more actively involved in social welfare work from a welfare perspective that is different from that of attorneys. It is desirable for law firms to employ qualified people such as certified social workers as members of the firm.

Keywords

Law firm, Attorney, Social welfare work, Judicial welfare

高等特別支援学校における教育の意義と課題 —学校卒業後の継続的な学びの可能性—

日本福祉大学スポーツ科学部 008316

水野 和代

抄録

本研究は、高等特別支援学校における教育の意義と課題を明示するとともに、生徒の学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにすることを目的とする。

そのために、まず高等特別支援学校とは何であるか、その特質と教育内容を整理する。そして、その現状を分析・考察することで、高等特別支援学校における教育の意義と課題、生徒の学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにする。

その結果、高等特別支援学校における教育は、障害者が自立して生活していくという観点から、職業自立、職業教育に的を絞り、将来を見据えたものであることがわかった。

その一方で、高等特別支援学校の生徒は、卒業後はほぼ一般就労しか選択肢がなく、教育課程で職業自立、職業教育を重視するあまり、それ以外の学びが軽視される傾向にある。学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、豊かな学びを生徒達に提供することが必要だと主張した。

キーワード

高等特別支援学校、軽度知的障害、教育課程、職業教育、生涯学習

1. はじめに

日本では、2014年の「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）の批准や2016年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行といった社会的な動向のなか、2017年4月、松野文部科学大臣（当時）により「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが発表され、障害者の学校卒業後の学びの重要性が示されている。これらの動向を受けて、2019年3月に学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議により公表された「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」

（以下、「有識者会議報告」）では、障害者の生涯学習推進の方向性に加え、大学における知的障害者の受入れについても言及されている。

また、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組みの推進、生涯学習プログラムの開発、持続可能な生涯学習支援体制の構築、多様な学びの場の拡充、障害理解を促進することを目的として開始された文部科学省「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」の令和5年度「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」採択団体として、長野大学、静岡大学、大阪教育大学、山口大学、愛媛大学、高知県立大学が選ばれている。

しかしながら、知的障害のある生徒について、2018年度の特別支援学校高等部卒業後の状況は、就職（34%）と施設・医療機関（60.3%）が大変を占め、大学・短大・高等部専攻科・専門学校への進学率は約0.5%（文部科学省 2019）であり、生涯学習の機会確保や大学における知的障害者の受入れという考えからは程遠い状況である。知的障害者のなかには、特別支援学校高等部3年間での成長を踏まえつつ、さらに自分で考え決定し行動しながら、多様な生活体験・職業体験等に取り組み、他者とのコミュニケーションや協働する力などを育むことを求める者もいることが指摘されている（文部科学省 2018a）。また、現状では、そうした学びの場は少なく、卒業後すぐに就職したが、適応できずに早期に離職することになったり、自らの能力を十分に発揮する機会に必ずしも恵まれないまま過ごしたりする場合もあることなどが指摘されている（文部科学省 2018a）。こうした現状を受け、今後は共生社会の実現に向けて、障害者も一般的な学習活動に参加できる環境を整備することが重要だといえる。

日本では、特別支援学校のなかに、中学校の特別支援学級だけではなく通常学級から進学した生徒もいる高等特別支援学校という学校が全国に約100校あり、現在も増加傾向にある。

先行研究を見てみると、「高等特別支援学校」のタイトルで CiNii Research で検索できる論文数は99件であり、教育実践に関する内容がほとんどである¹⁾。高等特別支援学校の教育課程については、高等特別支援学校の教育のあり方に関する研究（佐久間 2015）はあるものの、高等特別支援学校における教育の意義と課題、学校卒業後の継続的な学びに関する論文は管見の限り見られない。

そこで、本研究では、高等特別支援学校における教育の意義と課題を明示するとともに、生徒の学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにすることを目的とする。

そのために、本研究では、まず高等特別支援学校とは何であるか、その特質と教育内容を整理する。そして、その現状を分析・考察することで、高等特別支援学校における教育の意義と課題を明示する。さらに、生徒の学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにする。研究の方法は、高等特別支援学校における教育、知的障害者の学校卒業後の継続的な学びに関する一連の法律・制度・政策および報告書などの資料・文献から分析する。

2. 高等特別支援学校とは何か

まず、高等特別支援学校とは何であるか、その特質と教育内容を整理する。

高等特別支援学校の法的根拠は以下の通りである。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（学校教育法第七十二条）

特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。（学校教育法第七十六条）

このように、高等部単独の特別支援学校を設置することが可能であり、高等特別支援学校とは高等部単独の特別支援学校である。

佐久間は、栃木県における高等特別支援学校の設置について、「特別支援学校においては、従来から普通の高等学校へも行けない、特別支援学校高等部だと障害が軽過ぎる生徒を対象とした中間の学校の必要性が指摘されていた。また、親亡き後の生活をどうするかは親にとって深刻な問題であり、軽度の知的障害を有する生徒を対象として、働く力を身に付けさせる高等特別支援学校の整備は、保護者など関係者から強く求められていた。」(佐久間 2015: 65-66)と指摘している。

つまり、高等特別支援学校は、軽度の知的障害のために、通常の高校では授業について行くことが難しい生徒、特別支援学校高等部では障害が軽過ぎる生徒の受け皿としての役割を果たしているといえる。また、保護者などの関係者からの強い要請の下で高等特別支援学校は設置されており、軽度の知的障害の生徒が将来自立して生活することを見据えた進学先が求められていたこと、職業教育を中心とした特別支援学校が求められていたことがわかる。

また、大分県教育庁特別支援教育課(2020)は高等特別支援学校の設置について、一般就労をめざす生徒の職業教育の充実のためであり、卒業後の社会参加や職業自立に向けた多様な教育的ニーズへの対応が必要であると述べてい

る。一般就労は、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業する就労形態であり、一般就労を目指すという点が高等特別支援学校の特徴だといえる。

つまり、高等特別支援学校は、学校卒業後の社会参加や職業自立のための一般就労を目指した職業教育を中心とした特別支援学校だといえる。

教育目標については、高等特別支援学校の教育目標の一例を見てみると、「一人一人の能力や特性を伸ばし、職業自立に必要な知識・技能・態度を身に付け、社会の一員として充実した生活ができる人間を育成する。」と述べられており、その目標を達成するため、次の生徒を指標とするとして「たくましく生きる生徒」、「根気よく学ぶ生徒」、「明るく素直な生徒」が取り挙げられている²⁾。また、別の高等特別支援学校の教育目標は、「生徒の個性を尊重しながら、自立を目指す職業教育を推進し、社会の一員として必要な知識・技能・態度を備えた人間を育成する。」としている³⁾。

これらの教育目標からも、職業自立、職業教育が強調され、目標とされる生徒像も企業が求める人材に即したものであることが理解できる。

表1は、「高等特別支援学校の教育課程の一例」である。

この教育課程によると、他の知的障害特別支援学校高等部と同じように、国語、数学、音楽、保健体育、特別活動、自立活動などがあるが、

表1 高等特別支援学校の教育課程の一例

1 年	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	職 業	家 庭	外 国 語 — 英 語 —	工 業						農 業	道 徳	特 別 活 動	自 立 活 動	総 合 的 な 学 習 の 時 間	合 計
											木工	金工	紙工	縫工	窯業	セメント加工	農芸					
	68	34	68	34	34	34	68	34	34	34	68	68	68	68	68	68	68	34	34	30	34	1,050

※自立活動は、時間における指導を行うとともに、教育活動全般でも行う。

出典：注4) 参照の上、筆者作成

専門教科の「工業」では、木工、金工、紙工、縫工、窯業、セメント加工があり、農業（農芸）の授業などもある。他の知的障害特別支援学校高等部と比較して、より専門的な授業が行われていることがわかる。2年生からは、「工業」がより細分化され、より高度な職業教育が実施されている。

入学に関しては選抜試験があり、(1)学力検査（国語・数学）、(2)作業能力検査、(3)運動能力検査、(4)面接、などが実施されている。倍率が約2倍になる高等特別支援学校もあり、人気が高いことがうかがえる。

入学の対象となる生徒は、【1】軽度の知的障害がある生徒、【2】卒業後の一般就労を目指す生徒、【3】特別支援学校中等部、中学校の特別支援学級や通常学級を卒業した生徒、などである。発達障害だけでは受験できない学校もあり、出願条件として、療育手帳の所持が必須の場合も多く、医師による「知的障害」の診断書を求める場合もある。

寄宿舎が設置されている高等特別支援学校もあり、入舎の対象となる生徒は、通学に長時間を要する生徒、交通事情により通学が極めて不便な生徒などである。遠方からの進学を希望する生徒や保護者にとって、寄宿舎の果たす役割は非常に大きいと考えられる。

表2 高等特別支援学校の卒業後の進路の一例（過去3年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
卒業生数	54名	53名	52名
一般企業就職者数	54名(100%)	53名(100%)	51名(98%)
その他	0名	0名	1名

出典：注5）参照の上、筆者作成

表2は、「高等特別支援学校の卒業後の進路の一例（過去3年間）」であるが、卒業生のほぼ100%が一般就労をしており、それ以外の進路はほとんどみられない。

また、進路決定先は、学校推薦により、i. 前年度から採用の話があった事業所への推薦、ii. 新たに学校が開拓した事業所への推薦、iii. 一般就労以外の進路や学校を通さない就職、となっている。

ほぼ100%が一般就労していることから、高等特別支援学校の職業自立という教育目標を達成しているといえる。

卒業資格については、一般の高等学校の教育課程ではないため、高等学校卒業資格ではなく、特別支援学校高等部の卒業資格となる。

表3 高等特別支援学校の特質と教育内容

1. 高等部単独
2. 軽度の知的障害のある生徒を対象とする
3. 専門学科（産業科など）の設置
4. 専門教科（工業など）の指導
5. 職業教育に重点を置いた教育課程
6. 一般就労を目指す（卒業生のほぼ100%が一般就労）
7. 選抜試験の実施

以上、高等特別支援学校に関する資料^{注2）-6）}を検討・整理し、主たるものをまとめたものが表3「高等特別支援学校の特質と教育内容」である。

このように、高等特別支援学校は、高等部単独の特別支援学校であり、軽度の知的障害のために、通常の高校では授業について行くことが難しい生徒、特別支援学校高等部では障害が軽過ぎる生徒の受け皿としての役割を果たしているといえる。

また、保護者などの関係者からの強い要請の下で高等特別支援学校は設置されており、軽度の知的障害の生徒が将来自立して生活することを見据えた進学先が求められていたこと、職業教育を中心とした特別支援学校が求められていたことがわかる。

さらに、高等特別支援学校は、学校卒業後の社会参加や職業自立のための一般就労を目指した職業教育を中心とした特別支援学校だといえる。産業科などの専門学科が設置され、工業などの専門教科の指導が実施されている。

教育目標からも、職業自立、職業教育が強調され、目標とされる生徒像も企業が求める人材に即したものであることが理解できる。

高等特別支援学校の教育課程では、他の知的障害特別支援学校と比較して、より専門的な授業、高度な職業教育が行われていることがわかる。卒業生のほぼ100%が一般就労していることから、高等特別支援学校の職業自立という教育目標を達成しているといえる。

卒業資格については、一般の高等学校の教育課程ではないため、高等学校卒業資格ではなく、特別支援学校高等部の卒業資格となる。その他の特質としては、選抜試験の実施や寄宿舎の設置などがある。

3. 高等特別支援学校における教育の意義と課題

本章では、高等特別支援学校における教育の意義と課題、学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにしていく。

まず、高等特別支援学校における教育の意義について検討する。

高等特別支援学校は、高等部単独の特別支援学校であり、軽度の知的障害のために、通常の高校では授業について行くことが難しい生徒、特別支援学校高等部では障害が軽過ぎる生徒の受け皿としての役割を果たしており、この点は意義の一つだと考えられる。

また、佐久間の指摘の通り、「親亡き後の生活をどうするかは親にとって深刻な問題」（佐久間 2015:66）であるため、職業自立を目指した高等特別支援学校の設置は、障害のある子どもの保護者などの関係者からの強い要請に応えたものであり、その意味で一定の評価ができる。軽度の知的障害の生徒が将来自立して生活する

ことを見据えた進学先が求められていたこと、職業教育を中心とした特別支援学校が求められていたことを鑑みると、高等特別支援学校の設置は、障害のある子どもやその保護者にとって将来への希望になり得るものだということがわかる。

高等特別支援学校の教育課程では、他の知的障害特別支援学校と比較して、より専門的な授業、高度な職業教育が行われており、実態としても、卒業生のほぼ100%が一般就労しているため、障害者が自立して生活していくという観点から、高等特別支援学校における教育は職業自立、職業教育に的を絞り、将来を見据えたものだといえる。

次に、高等特別支援学校における教育の課題について検討していく。

近年の社会的な動向に目を向けると、2017年4月、松野文部科学大臣（当時）により「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが発表され、障害者の学校卒業後の学びの重要性が示されている。また、「有識者会議報告」では、障害者の生涯学習推進の方向性に加え、大学における知的障害者の受入れについても言及されており、障害者の学校卒業後の継続的な学びを検討する段階にある。もちろん、その検討の対象として、高等特別支援学校も含まれる。

高等特別支援学校は、中学校の通常学級から進学した生徒もあり、一般就労を目的とした学校ではあるが、軽度の障害のある子どもの受け皿という一面も有している。前述した通り、卒業資格については、一般の高等学校の教育課程ではないため、高等学校卒業資格ではなく、特別支援学校高等部の卒業資格となる。つまり、大学進学への憧れや可能性を秘めながらも諦めざるを得ない生徒も多くおり、彼等の学校卒業後の継続的な学びのニーズは高いため、彼等の能力を十分に発揮するためにも学校卒業後の学びの機会の検討が必要であると考えられる。実

際に、特別支援学校の教員を対象とした調査（伊藤 2022）でも、90%以上の教員が、知的障害者の学校卒業後の学びの必要性を感じていることが明らかになっている。

通常の高校では、生徒は3年間をかけて、自分は何が好きなのか、どのような職業に就きたいのかなど、未来を想像しながら、ゆっくりと自分の将来を考える時間がある。また、大学に進学した場合も、学問を学び、仲間と青春を謳歌する中で、将来どうしたいのか迷い、進路を変えたり、新たな目標を見つけたりする学生もいる。

軽度の知的障害のある生徒は、そういった自分とゆっくりと向き合う機会がなく、中学3年生の就学先決定の時点で、職業自立、職業教育を掲げる高等特別支援学校に進学先を決定すると、ほぼ一般就労の道しか選択の余地がなくなることは大きな課題であるといえる。軽度知的障害生徒の就学先決定に関する調査結果（伊藤 2017:18）によると、3分の1の生徒が自分の意思で就学先を決定しておらず、生徒自身が進路について考え、意思決定を行える機会の必要性について指摘されている。大学進学を希望する生徒がほとんどいないのではなく、進学希望の生徒は高等特別支援学校には入学できないため、中学3年生の就学先決定の時点から、一般就労以外の選択肢を考えることすらできないのではないだろうか。

田中は、「大学に行きたくても、学力不足などのために諦めざるを得ない発達・知的障がい青年たちは多く存在する。なかでも、わが国の知的障がい者の場合、例外を除けば、大学の門戸は完全に閉ざされていると言ってよい。」（田中 2017:1）と指摘している。日本における知的障害者は学校卒業後に大学でもっと学びたい、青春を謳歌したいと願っても、それが叶わない現状がある。

筆者が客員共同研究員をしている NPO 法人見晴台学園大学の大学案内では、「まだ学び足り

ない」、「もっと学びたい」と大学などの学びの場を求める障害のある青年が増えてきていることが指摘されている（田中 2016）。また、田中は、障害児者の教育・福祉を支配してきた早期自立＝早期就労論に立つ伝統的な考え＝原理から脱皮することの重要性を説いている（田中 2016）。

大竹らは、「無理をして性急に就職した場合、離職につながったり、メンタル面にダメージを受けて体調を崩し、立ち直るまでに時間がかかってしまう」（大竹他 2015:30）と指摘している。平子の指摘の通り、「卒業したら即『仕事』という選択肢にフィットする生徒ばかりとは限らない」（平子 2016:148）といえる。障害のある青年も、ゆっくりと自分と向き合い、社会に出る自信を身につけ、自ら社会に出る時期を自己選択・自己決定するに至る時間が必要だと考えられる。

また、特別支援学校に在籍する子どもの保護者は、卒業後の継続的な学びや交流の場がなくなることに大きな不安を抱いていることが多いことも指摘されている（文部科学省 2018a）。なぜ障害のある子どもだけ、早期自立、早期就労をしなければならないのか、近年の社会的な動向を踏まえ、現状を見直す時期に来ていると考えられる。

2006年「障害者権利条約」第24条「教育」第1項では、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」といわれている。また、第5項では、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」といわれている。日本は、2014年に「障害者権利条約」を批准しており、同条約に立脚すれば、今後国内において、どのように障害者の高等教育

や生涯学習の機会を確保していくかが課題であるといえる。

また、“Nothing about us without us”（私たち抜きに私たちのことを決めないで）は、「障害者権利条約」策定の過程において、すべての障害者の共通の思いを示すものとして使用されており、障害者が一般社会から保護される無力な存在とされ、自分の人生を自らが選択し、自らが決定することが許されなかった障害者の共通の経験を背景としている（文部科学省 2010）。このことは、障害者の継続的な学びについてもいえることである。障害のある青年も、まわりの青年達と同じように学ぶ権利を持っており、自ら社会に出る時期を自己選択・自己決定できるようにしていくべきである。

2018年度の「障害者本人等への学校卒業後の学習活動に関するアンケート調査」⁷⁾（文部科学省 2018b）（以下、「本人等アンケート調査」）では、知的障害者の「障害福祉サービス事業所等の講座、余暇活動」のニーズが30.7%であり、他の障害種と比較して多く、知的障害者の学校卒業後の移行期の学びの場が求められていることが示されている。

また、「学べる機会・情報が身近にあると感じているか」の項目の「身につけたい技術を学べる場や学習プログラムは身近にあると思いますか」という設問において、「あまりない」（36.7%）、「ない」（15.5%）で合計52.2%であり、半数以上の障害者が身につけたい技術を学べる機会や情報を求めているにも関わらず、ほとんど得ることができていない状況がある。障害者が学べる機会や情報が得られていないことは解決すべき課題である。

さらに、「一緒に学習する友人、仲間がいると思いますか」という設問において、「あまりない」（41.2%）、「ない」（30.5%）で合計71.7%であり、7割以上の障害者がともに学ぶ仲間がいないという状況がある。障害者が豊かな学びを創造する中で、共に学ぶ友人や仲間の存在は

非常に大きな意味を持っている。そのため、障害者が共に学ぶ仲間作り、居場所作りは早急に解決すべき課題である。

加えて、「有識者会議報告」では、障害者の生涯学習において特に重視すべき視点として、「学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化」を挙げ、「学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要」（文部科学省 2019:14）であると述べられている。つまり、学校卒業後だけではなく、学校教育段階における学びとその接続も重要だといえる。

障害者の生涯学習を推進するための方策としては、「学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実」を挙げ、学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることの重要性が示されている。

前章まで、高等特別支援学校の特質と教育内容について検討・整理してきたが、高等特別支援学校の生徒は、卒業後はほぼ一般就労しか選択肢がなく、教育課程で職業自立、職業教育を重視するあまり、それ以外の学びが軽視される傾向にあると言わざるを得ない。伊藤は、「学校教育において、特に社会への移行期には、教師たちは社会への参加＝職業自立と捉えがちで、そのみを意識して職業訓練的な職業教育、すなわち、社会参加に必要な技能を身に付けることに重点を置いた指導が行われるということがまだ根強く残っている。」（伊藤 2022:37）と指摘している。つまり、高等特別支援学校における学びは、職業訓練的な職業教育偏重であることが大きな課題である。小畑による「働く力は作業学習だけで育つものではなく、学校教育全体で考えるべきである。」（小畑 2006:90）との主張の通り、職業教育以外の学びも重視すべきである。

「有識者会議報告」によって、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させること、また学校教育段階から将来を見据えた教育活動

の充実を図ることの重要性が指摘されているのであれば、高等特別支援学校における教育も職業自立、職業教育偏重ではなく、豊かな学びを生徒達に提供することが必要であると考える。

小畑は、「高等部の教育は就労生活のためだけにあってはならない。基礎学力の充実や余暇を充実させる力、人とのかかわる力を高め、どのような進路を選択しても豊かで生き生きと生活できる力の獲得などをめざさなければならない。」(小畑 2006:88)と主張している。また、平子は、「大切なのは働くためのノウハウや技術の獲得ではなく『働きたい』という気持ちが十分に育つこと」(平子 2016:148)と指摘している。つまり、職業訓練的な職業教育だけではなく、様々な教科等を通して、自ら学んで、自ら考えて、仲間との関係性を深め、将来の夢を描き、夢に向かって進んでいく力と心をはぐくむ豊かな学びが必要なのではないだろうか。知的障害のある生徒の学びを職業教育のみに押し込めるのではなく、幅広い豊かな学びが、豊かな人生に繋がっていくと考える。

「有識者会議報告」では、「特別支援学校等の学校を卒業した後、一般企業での就労や障害福祉サービスの利用のほか、一定の場において学習を継続する選択肢が欲しいとの希望が障害者本人や支援者にあることが確認された」(文部科学省 2019:17)と指摘されている。そのなかには大学も選択肢として含まれており、「大学における知的障害者の学びの場づくり」として、「特別支援学校高等部卒業後における知的障害者等の学びについては、障害福祉サービスと連携して実施しているものや地域の社会教育施設における学習機会等があるが、大学における学びの場づくりも、本人のニーズを踏まえた対応の一つの有力な選択肢となりえる。」(文部科学省 2019:18)と指摘されている。大学全入時代を迎えた日本において、大学における知的障害者の受入れは検討すべき課題であるといえる。

海外に目を向けると、米国では、知的障害者を

受入れる大学がほとんどない状況から、2008年「高等教育機会法(Higher Education Opportunity Act: HEOA, P.L.110-315)」(以下、HEOA)の施行を契機として、マサチューセッツ大学に設置された全米組織である Think College による「知的障害者のための移行と中等教育後プログラム(Transition and Postsecondary Programs for Students with Intellectual Disabilities: TPSID)」(以下、TPSID)が創設されるなど、知的障害者が大学にアクセスしやすくなり、大学における知的障害者の受入れが進んでいる(水野 2020)。2021年度には、全米の大学における35のTPSIDで491名の知的障害者が学んでいる(Grigal, et al. 2023)。このような、米国の先進的な実践から、日本への示唆を導き出すことも重要であると考ええる。

4. おわりに

本研究では、まず高等特別支援学校とは何であるか、その特質と教育内容を整理した。そして、その現状を分析・考察することで、高等特別支援学校における教育の意義と課題、生徒の学校卒業後の継続的な学びの可能性について検討し、明らかにしてきた。

まず、高等特別支援学校は、高等部単独の特別支援学校であり、軽度の知的障害のために、通常の高校では授業について行くことが難しい生徒、特別支援学校高等部では障害が軽過ぎる生徒の受け皿としての役割を果たしていることが示された。

また、保護者などの関係者からの強い要請の下で高等特別支援学校は設置されており、軽度の知的障害の生徒が将来自立して生活することを見据えた進学先が求められていたこと、職業教育を中心とした特別支援学校が求められていたことがわかった。

さらに、高等特別支援学校は、学校卒業後の社会参加や職業自立のための一般就労を目指した職業教育を中心とした特別支援学校だといえ

る。その教育目標からも、職業自立、職業教育が強調され、目標とされる生徒像も企業が求める人材に即したものであることが理解できる。

高等特別支援学校の教育課程では、他の知的障害特別支援学校と比較して、より専門的な授業、高度な職業教育が行われていることが示された。卒業生のほぼ100%が一般就労していることから、高等特別支援学校の職業自立という教育目標を達成しているといえる。

卒業資格については、一般の高等学校の教育課程ではないため、高等学校卒業資格ではなく、特別支援学校高等部の卒業資格となる。その他の特質としては、選抜試験の実施や寄宿舎の設置などがある。

そして、高等特別支援学校における教育には、以下の意義があると考えられる。

高等特別支援学校は、高等部単独の特別支援学校であり、軽度の知的障害のために、通常の高校では授業について行くことが難しい生徒、特別支援学校高等部では障害が軽過ぎる生徒の受け皿としての役割を果たしており、この点は意義の一つだと考えられる。

また、職業自立を目指した高等特別支援学校の設置は、障害のある子どもの保護者などの関係者からの強い要請に応えたものであり、その意味で一定の評価ができる。軽度の知的障害の生徒が将来自立して生活することを見据えた進学先が求められていたこと、職業教育を中心とした特別支援学校が求められていたことを鑑みると、高等特別支援学校の設置は、障害のある子どもやその保護者にとって将来への希望になり得るものだということがわかる。

高等特別支援学校の教育課程では、他の知的障害特別支援学校と比較して、より専門的な授業、高度な職業教育が行われており、実態としても、卒業生のほぼ100%が一般就労しているため、障害者が自立して生活していくという観点から、高等特別支援学校における教育は職業自立、職業教育に的を絞り、将来を見据えたも

のだといえる。

次に、高等特別支援学校における教育には、以下の課題があると考えられる。

近年の社会的な動向から、現在は、障害者の学校卒業後の継続的な学びを検討する段階にある。そのようななか、軽度の知的障害のある生徒は、自分とゆっくりと向き合う機会がなく、中学3年生の時点で、職業自立、職業教育を掲げる高等特別支援学校に進学先を決定すると、ほぼ一般就労の道しか選択の余地がなくなることとは大きな課題である。

障害のある青年も、ゆっくりと自分と向き合い、社会に出る自信を身につけ、自ら社会に出る時期を自己選択・自己決定するに至る時間が必要だと考えられる。なぜ障害のある子どもだけ、早期自立、早期就労をしなければならないのか、近年の社会的な動向を踏まえ、現状を見直す時期に来ていると考えられる。

高等特別支援学校の生徒は、卒業後はほぼ一般就労しか選択肢がなく、教育課程で職業自立、職業教育を重視するあまり、それ以外の学びが軽視される傾向にあると言わざるを得ない。「有識者会議報告」では、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させること、また学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることの重要性が指摘されており、高等特別支援学校における教育も職業自立、職業教育偏重ではなく、豊かな学びを生徒達に提供することが必要である。職業訓練的な職業教育だけではなく、様々な教科等を通して、自ら学んで、自ら考えて、仲間との関係性を深め、将来の夢を描き、夢に向かって進んでいく力と心をはぐくむ豊かな学びが必要だといえる。知的障害のある生徒の学びを職業教育のみに押し込めるのではなく、幅広い豊かな学びが、豊かな人生に繋がっていくと考える。

また、大学における知的障害者の学びの場づくりも、本人のニーズを踏まえた対応の一つの有力な選択肢であり、大学全入時代を迎えた日

本において、大学における知的障害者の受入れは検討すべき課題である。

さらに、海外に目を向けると、米国では、2008年 HEOA の施行を契機として、大学における知的障害者の受入れが推進されており、このような米国の先進的な実践から、日本への示唆を導き出すことも重要だといえる。

注

- 1) 検索には「高等養護学校」を含む。2024年1月18日最終閲覧。
- 2) 愛知県立春日井高等特別支援学校 HP (<https://kasugaikoto-sh.aichi-c.ed.jp>, 2023.12.10)
- 3) 愛知県立豊田高等特別支援学校 HP (<https://toyotakoto-sh.aichi-c.ed.jp>, 2023.12.10)
- 4) 愛知県立春日井高等特別支援学校 令和5年 教育課程編成表 (<https://kasugaikoto-sh.aichi-c.ed.jp/cms/wp-content/uploads/2023/08/hensei-hyou.pdf>, 2023.12.10)
- 5) 愛知県立春日井高等特別支援学校 令和5年 学校要覧 (<https://kasugaikoto-sh.aichi-c.ed.jp/cms/wp-content/uploads/2023/08/R5youran.pdf>, 2023.12.10)
- 6) 大分県教育庁特別支援教育課 (2020)「高等特別支援学校とは (令和2年度大分県立高等特別支援学校 (仮称) 学校説明会)」 (https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2114402_3055428_misc.pdf, 2023.12.12)
- 7) 障害者及び家族に障害者がいる方等を対象に、生涯学習活動への参加状況、阻害要因・促進要因、学習ニーズ等に関する情報を収集することを目的とした調査である。障害者の年齢は18歳以上、知的障害者を含む計4,650名を対象としている。

文 献

- Grigal, M., et al. (2023) *Annual Report of the Cohort 3 TPSID Model Demonstration Projects (Year 2, 2021-2022)*, University of Massachusetts Boston & Institute for Community Inclusion.
- 平子輝美(2016)「第1章 入学」田中良三・大竹みちよ・平子輝美・法定外見晴台学園大学『障がい青年の大学を拓く－インクルーシブな学びの創造－』クリエイツかもがわ
- 伊藤佐奈美(2017)「軽度知的障害生徒の学校生活への適応に関する研究－特別支援学校高等部における質問紙調査をもとに－」『教科開発学論集』5、愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻
- 伊藤佐奈美(2022)「障害者の生涯学習推進を巡る考察(1)－特別支援学校教師へのアンケート調査を参照して－」『現代教育学研究紀要』16、中部大学現代教育学研究所
- 小畑耕作(2006)「学校は企業ではない－主体を形成する教育としての作業学習を」太田英樹・青年期教育プロジェクト編『特別支援教育時代の青年期教育－生徒たちとつくる青春と授業』群青社
- 水野和代(2020)「知的障害者の大学進学に関する研究－米国の実践からの示唆－」『中部社会福祉学研究』11、日本社会福祉学会中部部会
- 文部科学省(2010)「障害者制度改革の推進のための基本的な方向 (第一次意見)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1295929.htm, 2023.9.13)
- 文部科学省(2018a)「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について (論点整理)」(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/09/18/1409252_1.pdf, 2023.9.13)

文部科学省(2018b)「障害者本人等への学校卒業後の学習活動に関するアンケート調査」イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社

文部科学省（学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）(2019)「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」

大分県教育庁特別支援教育課（2020）「高等特別支援学校とは（令和2年度大分県立高等特別支援学校（仮称）学校説明会）」
(https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2114402_3055428_misc.pdf, 2023.12.12)

大竹みちよ・平子輝美(2015)「発達障がい青年の学びがいある大学づくり－見晴台学園大

学での学びの創造」『SNE ジャーナル』21、文理閣

佐久間宏(2015)「高等特別支援学校に関する研究－教育の在り方を中心として－」『作大論集』5、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部

田中良三(2016)「序章 見晴台学園大学がめざすもの」田中良三・大竹みちよ・平子輝美・法定外見晴台学園大学『障がい青年の大学を拓く－インクルーシブな学びの創造－』クリエイツかもがわ

田中良三(2017)「発達・知的障がい学生の卒業論文の取り組み－法定外・見晴台学園大学における学びと支援－」『名古屋芸術大学教職センター紀要』5

The Significance and Challenges of Education in Special Needs High Schools : The Possibility of Continuous Learning after Graduation

Kazuyo MIZUNO

Abstract

The purpose of this study is to clarify the significance and challenges of education in special needs high schools, and to examine the possibility of continuous learning after the students have graduated.

First, I define what a special needs high school is, and summarize its characteristics, and educational content. Then, by analyzing and considering the current situation, I examine the significance and challenges of education in special needs high schools and explore the possibility of continuous learning after the students graduate.

The findings clarify that education at special needs high schools has a clear eye to the future, with a key focus on vocational independence and vocational education from the perspective of enabling people with disabilities to live independently.

On the other hand, students of special needs high schools often have no choice but to work after graduation, and tend to neglect other studies because of the emphasis on vocational independence and vocational education in the curriculum. It is therefore necessary to connect learning in school education with learning after graduation in order to provide students with a richer education.

Keywords

Special needs high schools, Mild intellectual disability, Curriculum, Vocational education, Lifelong learning

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会 (以下、「委員会」と略す) を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。
共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。投稿の種類は論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報とする。
4. 原稿の執筆
投稿する原稿の執筆に当たって、以下の通りとする。
 - (1) 投稿原稿の引用の方法は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領(引用法)」に従う。
 - (2) 執筆について、研究倫理は日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン『5 論文投稿』を参照すること。
 - (3) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に横書きで、1枚 1,600字(40字×40行)で提出する。なお、図・表は刷り上がり 1/2頁大の場合は 800文字分、1/4頁大の場合は 400文字分として換算する。
 - (4) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
 - (5) 投稿に際しては、表紙を 3 枚つけること。
 - (6) 1 枚目の表紙には、①タイトル(英文併記)、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、(連名の場合は、全員) ④郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載する。
 - (7) 2枚目の表紙には、邦文抄録(400文字)、英文抄録(200ワード以内)、キーワード(5つ以内)を記す。
 - (8) 3枚目の表紙には、タイトル(英文タイトル併記)のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
 - (9) 研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報の投稿は論文の記載方法に準ずる。
5. 投稿締め切り
投稿原稿の締め切りは、毎年 9 月末日とし、発行は 3 月 30 日とする。
6. 提出方法
投稿原稿は、表紙も含め形式を PDF に変換後、「中部部会」編集委員長へメールで送付する。編集委員会から投稿者宛にメールで受理した旨の通知が送られる(2週間たっても返答がない場合は問い合わせること)。
7. 審査
投稿論文の掲載の可否は、複数の査読者による査読結果を踏まえ、編集委員会において審査のうえ決定する。
8. 審査結果の通知
審査終了後、投稿者に対し審査結果を通知する。
結果は「無修正で掲載可」「修正後に掲載可」「修正後に再査読」「掲載不可」のいずれかとなる。
原稿が掲載された者には、1 編につき本誌 5 冊を進呈する。
9. 校正
著者校正は初校の段階で 1 回のみ行う。その際、大幅な加筆修正は認めない。
10. 不服申し立て
投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

11. 本誌の公開

本誌に掲載された原稿は、電子媒体として公開する。なお、個人情報保護の観点から編集委員会の判断により、公開しない場合がある。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

2019年5月1日一部改正

2021年5月1日一部改正

査読規程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③投稿規程、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
4. 査読結果は、論文の場合、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：不採用の4段階とする。
研究ノート、調査報告、実践報告、資料の解題、海外社会福祉情報の場合、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：不採用の3段階とする。なお、投稿後の区分の変更は認めない。
5. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。
6. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

この規程は、2021年5月1日より施行する

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

<査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

<依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

I 項目別評価（各項目ごとに該当する評価 1 つに○をおつけください）		
評価基準：a 適切 b 不適切		
1 執筆要領（注・文献も含めて）に適合しているか	a b	非該当
2 先行研究を的確に踏まえているか	a b	非該当
3 研究目的は明確であるか	a b	非該当
4 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a b	非該当
5 研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a b	非該当
6 使用されている概念・用語は適切であるか	a b	非該当
7 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a b	非該当
8 論理の展開には一貫性があるか	a b	非該当
9 考察および結論には新しい知見が含まれているか	a b	非該当
10 表題は内容を適切に表現しているか	a b	非該当
11 要旨の内容は適切であるか	a b	非該当
12 省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a b	非該当
13 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか	a b	非該当
14 図表は本文の説明と適合しているか	a b	非該当
15 研究倫理上の問題はないか	a b	非該当

II 掲載についての評価（該当する項目 1 つに○をおつけください）	
評価	A 無修正で掲載可 B 修正後に掲載可（小幅な修正） C 修正後に再査読（大幅な修正） D 掲載不可

査読年月日 年 月 日

査読者署名

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

編集後記

- ・『中部社会福祉学研究』第15号を刊行することができました。この間、日本社会福祉学会中部部会学会員の皆様の支援により、無事に発刊できましたこと深く感謝申し上げます。
- ・創刊号から長年『中部社会福祉学研究』の編集に携わっていただいた杉本貴代栄先生がご逝去されました。感謝とともにご冥福をお祈りいたします。
- ・第15号では、前半に日本社会福祉学会中部地域ブロック部会 2023年度春の研究例会「ハンセン病と社会福祉」の講演とパネルディスカッションを、後半に論文と研究ノートの計4本の投稿論文を掲載しております。今後も多くの会員のみなさまに投稿いただき、中部地域の研究活動が活性化することを願っています。

(伊藤 葉子)

編集委員長	伊 藤 葉 子
編集委員	川 島 ゆり子
	金 碩 浩
	谷 口 純 世
	宮 地 菜穂子
	湯 原 悦 子

中部社会福祉学研究

第15号

2024年3月31日 発行

編集責任者 伊 藤 葉 子

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 谷 口 由希子

印 刷 株式会社ヤツウメ

〒500-8235 岐阜県岐阜市東中島1-14-17

(電話) 058-249-0480

(FAX) 058-249-0481

Contents

March 2024

Symposium

Sayaka NITTA 1

Katsuhiko SAKATA

Tomohisa TAMURA

Original Article

The advocacy of children's rights in maternal and child living support facilities as perceived by third-party evaluation agencies Asuka ASADA 33

Differences in the Willingness to Continue Activities of Local Welfare Commissioners Based on Their Social Network and Support: Questionnaire Survey Using Name Generator Kazuki HIDA 45

Current Situation and Challenges of Social Welfare Work in Law Firms: Based on a Questionnaire Survey of Law Firms in Aichi Prefecture Chikako MIYATA 57

Notes

The Significance and Challenges of Education in Special Needs High Schools : The Possibility of Continuous Learning after Graduation Kazuyo MIZUNO 69